

ご契約のしおりー約款 3



この冊子には、ご契約に伴う大切なことがらが記載されています。必ずご一読いただき、大切に保管してください。

一生涯のパートナー

第一生命



Dai-ichi Life Group

ご加入の生命保険に関するお手続き・お問い合わせ

第一生命コンタクトセンター

0120-157-157

〈シニア専用フリーダイヤル(70歳以上のお客さま専用)〉

0120-085-085

受付時間 月～金曜日 9:00 - 18:00

土曜日 9:00 - 17:00

(祝日・年末年始を除く)

2026年1月版

この冊子には、
ご契約に伴う大切なことがらが記載されています。
必ずご一読いただきますようお願ひいたします。

この冊子の内容は、つぎの2つの部分で構成されています。

ご契約のしおり

ご契約についての重要事項(告知義務、保障内容、学資金などをお支払いできない場合、諸手続きなど)をわかりやすく説明しています。

約　款

「ご契約についてのとりきめ」を記載したもので、普通保険約款と特約条項があります。

主契約の支払事由などの詳細については、本冊子の
「保障内容」および「約款」をお読みください。
お支払いなどにあたっては所定の条件がありますのでご留意ください。

		ページ	
		ご契約の しおり	約 款
主契約	1 こども学資保険(2018)	22	約款- 3

もくじ

ご契約のしおり

目的別もくじ	6
主な保険用語	8

I.ご契約に際して

1 保険契約の締結と生命保険募集人の権限	12
2 ご契約申し込み手続きの際の留意点	13
3 クーリング・オフ制度(ご契約の申し込みの撤回またはご契約の解除)	14
4 保障内容の見直しを検討されているお客さまへ	16
5 現在のご契約の解約・減額を前提として新たなご契約の申し込みを検討されているお客さまへ	17
6 告知義務	18
7 ご契約の成立と保障の責任開始期	21

II.保障内容

1 こども学資保険(2018)	22
2 出生前加入特則について	27

III.学資金などのお支払い

1 学資金などの請求方法	28
2 学資金などをお支払いできない場合	30

IV.保険料について

1 保険料の払い込み	34
2 保険料をまとめて払い込む方法	36
3 払込期月・猶予期間とご契約の効力	37
4 失効取消制度	39
5 払い込みが困難なときの継続方法	39
6 死亡給付金のお支払いの際の保険料精算	40

V.ご契約後について

1	保障内容を見直す諸制度	41
2	手続き・請求を代理する制度	42
3	解約と解約返還金	46
4	基準保険金額の減額	47
5	契約者貸付制度	48
6	契約者・後継保険契約者などの変更	49
7	住所などの変更・改姓改名	50
8	契約者配当金	50
9	税法上の取り扱い	51

VI.会社・制度のご案内

1	当社の組織形態	52
2	個人情報の取り扱い	52
3	本人特定事項等の確認	52
4	米国法「F A T C A」	53
5	居住地国(納税義務国)等の届出	53
6	支払査定時照会制度	54
7	保険金額などの削減	55
8	生命保険契約者保護機構	55

約款

「約款」の構成	約款- 2
こども学資保険(2018)	約款- 3
保険契約者代理特約	約款- 27
指定代理請求特約	約款- 30
保険料口座振替特約	約款- 37

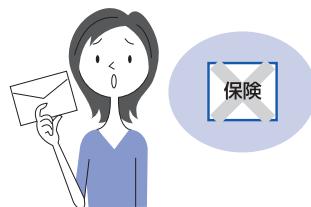
ご契約のしおり

ご契約についての重要事項（告知義務、保障内容、学資金などをお支払いできない場合、諸手続きなど）をわかりやすく説明しています。

目的別もくじ

ご契約に際して

申し込みを
撤回したい



クーリング・オフ制度
(ご契約の申し込みの撤回またはご契約の解除) ➡ P.14

告知について
知りたい



告知義務 ➡ P.18

保障の
開始時期を
知りたい



ご契約の成立と保障の責任開始期 ➡ P.21

保険のしくみや
保障内容を
知りたい



保障内容 ➡ P.22

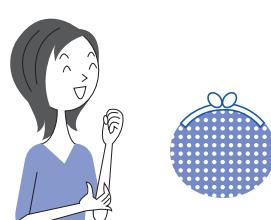
保険料について

保険料の
払い方を
変えたい



保険料の払い込み ➡ P.34

保険料を
まとめて
払いたい



保険料をまとめて払い込む方法 ➡ P.36

失効した
契約を
元に
戻したい



失効取消制度 ➡ P.39

保険料の
払い込みが
困難になった



払い込みが困難なときの
継続方法 ➡ P.39

ご契約後について

保険の種類や内容を
変更したい

契約 1 → 契約 2



保障内容を見直す諸制度

→ P.41

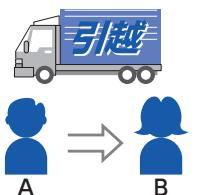
保険を解約したい



解約と解約返還金

→ P.46

契約者などを
変更したい／
住所・名前が
変わった



契約者・後継保険契約者などの変更

→ P.49

住所などの変更・改姓改名

→ P.50

税金について
知りたい



税法上の取り扱い

→ P.51

学資金などをご請求の際

学資金のお支払いの場合、契約者・
被保険者が亡くなられた場合には…

支払事由に該当しているか
ご確認ください

保障内容

→ P.22

学資金をお支払い
できない場合

請求手続きの概要をご確認ください

学資金などの請求方法

→ P.28

受取人が請求できない場合

指定代理請求特約

→ P.44

お手続きにあたりましては、当社の担当者または
コンタクトセンターまでご連絡ください

第一生命コンタクトセンター

 0120-157-157

〈入院・手術給付金・死亡保険金等専用ダイヤル〉

 0120-211-157

〈シニア専用フリーダイヤル(70歳以上のお客さま専用)〉

 0120-085-085

主な保険用語

あ 行

受取人 (うけとりにん)	学資金などを受け取る人のことをいいます。
------------------------	----------------------

あ か 行

解除 (かいじょ)	告知義務違反があった場合などに、保険期間の途中で、当社がご契約を消滅させることをいいます。
解約 (かいやく)	保険期間の途中で、契約者の意思でご契約を消滅させることをいいます。解約されると、以後の保障はなくなります。
解約返還金 (かいやくへんかんきん)	ご契約を解約された場合などに、契約者にお支払いする金額のことをいいます。
契約応当日 (けいやくおうとうび)	ご契約後の保険期間中に迎える、毎月、半年ごとまたは毎年の契約日に対応する日のことをいい、毎月の契約日に対応する日を「月単位の契約応当日」、半年ごとの契約日に対応する日を「半年単位の契約応当日」、毎年の契約日に対応する日を「年単位の契約応当日」といいます。なお、契約日に対応する日のない月の場合は、その月の末日をいいます。 【例】 契約日が2030年1月1日の場合 <ul style="list-style-type: none">●月単位の契約応当日：2030年2月1日以降の毎月1日●半年単位の契約応当日：2030年7月1日以降毎年の1月1日および7月1日●年単位の契約応当日：2031年以降毎年の1月1日
契約後の契約者または被保険者の年齢 (けいやくごのけいやくしゃまたはひほけんしゃのねんれい)	契約年齢に年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算した年齢のことをいいます。 【例】 契約日が2030年1月1日、契約者の契約年齢が40歳の場合 契約後の契約者の年齢は、2031年1月1日より41歳、 2032年1月1日より42歳、…となります。
契約者 (けいやくしゃ)	当社と保険契約を結び、保険契約上の権利（契約内容変更の請求権など）と義務（保険料の払い込みの義務など）を持つ人のことをいいます。
契約者代理人 (けいやくしゃだいりにん)	契約者が手続きを行うことができない特別な事情があるときに、契約者の代理人として、手続きを行う人のことをいいます。契約者代理人は、契約者があらかじめ指定した方となります。
契約者配当金／配当金 (けいやくしゃはいとうきん／はいとうきん)	毎年の決算により積み立てた契約者配当準備金の中から、契約者に分配される金額のことをいいます。ただし、毎年の決算の状況によっては配当金が支払われないこともあります。
契約年齢 (けいやくねんれい)	契約者または被保険者の年齢を契約日現在の満年齢で計算し、1年未満の端数について切り捨てた年齢のことをいいます。 【例】 39歳7か月の契約者の契約年齢は39歳となります。
契約日 (けいやくび)	保障開始の日（責任開始期の属する日）をいい、契約年齢、保険期間などの計算の基準日になります。ただし、保険料の払込方法によっては契約日と保障開始の日が異なる場合があります。 【例】 月払でかつ口座振替の場合 契約日は保障開始の日の属する月の翌月1日となります。
後継保険契約者 (こうけいほけんけいやくしゃ)	契約者が死亡された場合、その死亡時に保険契約上の一切の権利義務を承継する人のことをいいます。

あか行

告知義務／告知義務違反 (こくちぎむ／こくちぎむいはん)

ご契約の申し込みに際して、過去の傷病歴(傷病名・治療期間など)・現在の健康状態・身体の障害状態・職業などについての質問に対して、事実をありのまま正確にもれなくお答えいただく義務のことを告知義務といいます。告知事項について、事実を告知されなかつたり、事実と違うことを告知されたりした場合は、告知義務違反としてご契約が解除されることがあります。

あか行

失効 (しつこう)

ご契約の効力が失われることをいいます。ご契約が失効すると、それ以後、保障がない状態になり、学資金などをお支払いできることになります。失効したご契約に解約返還金がある場合には、契約者は解約返還金と同額の返還金を請求することができます。

失効取消 (しつこうとりけし)

失効取消期間中に未払込保険料等をお払い込みいただくことにより、ご契約の失効を取り消し、有効な状態に戻すことをいいます。

指定代理請求人 (していだいりせいけいきゅうにん)

契約者が学資金などを請求できない特別な事情があるときに、受取人の代理人として、その学資金などを請求する人のことをいいます。指定代理請求人は、契約者があらかじめ指定した方となります。

支払事由 (しはらいじゆう)

死亡給付金などが支払われる場合のことをいいます。

【例】被保険者の死亡 など

主契約 (しゅけいやく)

約款のうち普通保険約款に記載されている契約内容のことをいいます。

診査 (しんさ)

診査医扱いのご契約を申し込まれた場合に、当社の指定する医師により問診・検診をさせていただくことをいいます。また、勤務先などの定期健康診断の結果をご利用いただくことで診査に代える方法などもあります。

すえ置 (すえおき)

学資金などの受取方法の一つで、支払事由が生じた学資金などを当社にすえ置くことをいいます。すえ置かれた学資金などには、当社所定の利率(金利水準などにより変更することがあります)による利息がつけられます。

責任開始期 (せきにんかいしき)

ご契約の締結に際して、当社がご契約上の保障を開始する時をいいます。

責任準備金 (せきにんじゅんびきん)

将来の学資金などをお支払いするために、保険料の中から積み立てられるものをいいます。

あかさた行

特約 (とくやく)

主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するものです。

主な保険用語

あがさたなは行

払込期月 (はらいこみきげつ)	毎回の保険料をお払い込みいただく期間のことをいいます。
被保険者 (ひほけんしゃ)	保険がかけられている人のことで、その人の生死などが保険の対象となります。
保険期間 (ほけんきかん)	当社がご契約上の保障を開始してから終了するまでの期間のことをいいます。この期間内に死亡などの支払事由が発生した場合のみ、死亡給付金などの支払対象となります。保険料払込期間とは必ずしも一致しません。
保険証券 (ほけんしょうけん)	ご契約の基準保険金額や保険期間などの契約内容を具体的に記載したものをおいいます。
保険年度 (ほけんねんど)	契約日から1年ごとの期間のことをいいます。契約日から最初の満1か年を第1保険年度といい、以降順次、第2保険年度、第3保険年度、…といいます。
保険料 (ほけんりょう)	保障の対価として、契約者から当社にお払い込みいただくお金のことをいいます。
保険料期間 (ほけんりょうきかん)	保険料が充当される期間のことをいいます。保険料の払込方法(回数)に応じて、それぞれの契約日または契約応当日から、つぎの払込期月の契約応当日の前日までの期間となります。
保険料払込期間 (ほけんりょうはらいこみきかん)	保険料をお払い込みいただく期間のことをいいます。保険期間とは必ずしも一致しません。
保険料払込の猶予期間 (ほけんりょうはらいこみのゆうよきかん)	払込期月内に保険料の払い込みがない場合でも、所定の期間内にお払い込みいただいたときは、ご契約は有効に継続します。この期間を保険料払込の猶予期間といいます。

あがさたなはま行

無効 (むこう)	ご契約の保障が責任開始の日にさかのぼってなくなることをいいます。
免責事由 (めんせきじゆう)	支払事由に該当された場合でも、死亡給付金などをお支払いできない事由のことをいいます。 【例】契約者の故意による被保険者の死亡 など

あがさたなはまや行

約款 (やっかん)	「ご契約についてのとりきめ」を記載したもので、普通保険約款と特約条項があります。普通保険約款と特約条項が異なる内容の場合は、特約条項が優先的に適用されます。
予定利率 (よていりりつ)	保険料はその算出にあたり、将来の資産運用による収益をあらかじめ見込んで割り引いていますが、その際に用いる当社所定の利率のことを予定利率といいます。

MEMO

I. ご契約に際して

1 保険契約の締結と生命保険募集人の権限

生命保険契約は、お客さまと当社との間で締結される契約であり、お客さまから申し込みをいただき、当社が承諾したときに有効に成立します。当社の生命保険募集人はその媒介を行う者で、保険契約締結の代理権や告知の受領権はありません。

1. 保険契約締結の「媒介」と「代理」

- 生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約の申し込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
- 生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約の申し込みに対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。

2. 生命保険募集人

- 当社の生命保険募集人(当社の社員・募集代理店の担当者)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権や告知の受領権はありません。
- 保険契約は、お客さまからの申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- ご契約の成立後に契約内容の変更などをされる場合にも、原則として契約内容の変更などに対する当社の承諾が必要になります。

2 ご契約申し込み手続きの際の留意点

ご契約の申し込みから成立までの手続きに際してご留意いただきたいことは、つぎのとおりです。

1. 申し込み・手続き

- ご契約の前に、「保障設計書(契約概要)」「重要事項説明書(注意喚起情報)」をご確認ください。「保障設計書(契約概要)」「重要事項説明書(注意喚起情報)」にはそれぞれ、保険商品の内容をご理解いただくための情報や契約内容などに関する重要な事項のうち、特にご注意いただきたい事項を記載しています。必ず内容をご理解・ご了承のうえお申し込みください。
- 申込内容を十分確認のうえ、契約者ご自身でお手続きください。
- **■告知①**は健康状態などをお知らせいただくものです。契約者ご自身で正確にお答えください。
- 第1回保険料を口座振替によって払い込む場合、保険料は指定された口座から当社の定めた日(振替日といいます)に振り替えられますので、振替日の前日までに口座に保険料をご準備ください。
- 保険料の払込方法が送金による払い込みの場合、または保険料の一括払を利用した場合は、申し込み時に第1回保険料をお払い込みいただく必要があります。ご契約の手続きの際、ご確認ください。

ご契約に際して	● ■告知① は健康状態などをお知らせいただくものです。契約者ご自身で正確にお答えください。
保障内容	● 電磁的な方法の場合は、ご契約者専用サイトから「保険証券」などを確認することができます。
学資金などのお支払い	
保険料について	
ご契約後について	
会社・制度のご案内	

2. 申込内容のご確認

- 当社がご契約の申し込みを承諾した場合には、書面または電磁的な方法で「保険証券」などを発行します。**②**
- 「保険証券」にはご契約いただいた内容を記載していますので、必ずご確認ください。万一、内容が相違していたり、不明な点がありましたら、すみやかに当社の担当者またはコンタクトセンターまでご連絡ください。

3 クーリング・オフ制度

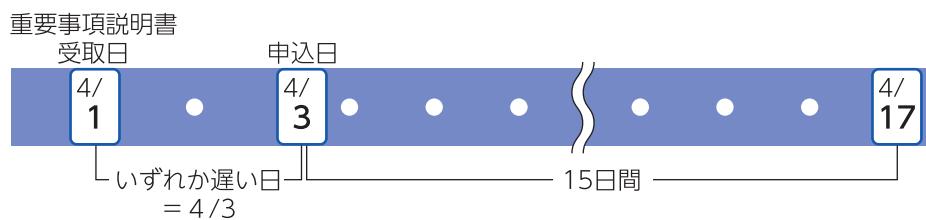
(ご契約の申し込みの撤回またはご契約の解除)

申込者または契約者(申込者などといいます)は、重要事項説明書(注意喚起情報)を受け取った日またはご契約の申込日のいずれか遅い日^①から、その日を含めて15日以内であれば、書面または電磁的な方法(当社ホームページ等^②)による申出により、ご契約の申し込みの撤回またはご契約の解除(申し込みの撤回などといいます)をすることができます。なお、当社ではご契約の申込日以前に重要事項説明書(注意喚起情報)をお渡ししています。

1. 書面による申出方法^②

- 書面による申出により、申し込みの撤回などをする場合は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力が生じますので、郵便により上記期間内(15日以内の消印有効)に取扱支社または本店あてお申し出ください。
- 書面(封書、はがき)には、申し込みの撤回などをする旨を明記し、申込者などの氏名・住所および電話番号をご記入ください。

■クーリング・オフの例



- 4/17までが、クーリング・オフの申出ができる期間です。
- 4/17までの消印のある郵便による申出であることを要します。

■申し込みの撤回などの書面記入例

第一生命保険株式会社	御中
私は○月○日に申し込んだ下記契約の申し込みを撤回します。	
申込者(契約者)	ダイイチタロウ 第一太郎
保険種類	終身保険
毎回の保険料	○○,○○○円
住所	○○県○○市○○町○-○-○
電話番号	○○○-○○○-○○○○
氏名	ダイイチタロウ 第一太郎 ^③

①申し込み時に「ご契約のしおりー約款」冊子の郵送を希望された場合、「ご契約のしおりー約款」冊子の受取日とします。

②当社ホームページによる申出の場合は、「クーリング・オフ手続き」からお申し出ください。

③契約者が自署してください。

2. 申し込みの撤回などができない場合

- つぎの場合には、申し込みの撤回などの取り扱いができません。

- 当社指定の医師による診査が終了した場合
- 債務履行の担保のための保険契約である場合
- ご契約の成立後に内容を変更される場合

3. その他

- 申し込みの撤回などがあった場合で、お払い込みいただいた金額があるときは申込者などに全額お返しします。
- 当社は申し込みの撤回などに関して、損害賠償または違約金その他金銭の支払いを請求しません。
- 申し込みの撤回などの時点において、死亡給付金の支払事由などが生じている場合には、申し込みの撤回などの効力は生じません。ただし、申し込みの撤回などの時点において、申込者などが死亡給付金の支払事由などが生じていることを知っている場合を除きます。

4 保障内容の見直しを検討されているお客さまへ

現在のご契約の保障内容を見直したいときには、つぎのような方法がご利用いただけます。

方法	図	しくみ	留意事項
全部見直し制度		<ul style="list-style-type: none"> ●現在のご契約の責任準備金など(見直し価格)を、新しいご契約の保険料の一部に充当する方法です。 ●保険の種類、保障額、期間などを総合的に変更することができます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●新しいご契約の保険料は、全部見直し制度の利用時の契約年齢、保険料率により計算します。 ●現在のご契約は消滅します。
一部見直し制度		<ul style="list-style-type: none"> ●現在のご契約の一部の責任準備金など(見直し価格)を、新しいご契約の保険料の一部に充当する方法です。 ●必要な保障は継続しつつ、保険の種類、保障額、期間などを総合的に変更することができます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●新しいご契約の保険料は、一部見直し制度の利用時の契約年齢、保険料率により計算します。 ●現在のご契約のうち保障内容を見直しする部分は消滅し、ご契約は2件になります。
医療保障変更制度		<ul style="list-style-type: none"> ●現在の医療保険または入院関係特約の責任準備金など(変更価格)を、保険期間タイプが終身タイプの「総合医療一時金保険(無解約返還金)(2021)」を含む新しいご契約の保険料の一部に充当する方法です。 	<ul style="list-style-type: none"> ●新しいご契約の保険料は、医療保障変更制度の利用時の契約年齢、保険料率により計算します。 ●変更する前の医療保険または入院関係特約は消滅します。現在のご契約の一部を見直した場合、ご契約は2件になります。
追加契約		<ul style="list-style-type: none"> ●現在のご契約に追加して、別の新しい保険にご契約いただく方法です。 ●現在のご契約はそのまま継続し、そのご契約とは異なる内容で保障を充実させることができます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●現在のご契約の保険料と新しいご契約の保険料をお払い込みいただきます。 ●ご契約は2件になります。

- 上記の方法のほか、保険金額などを減額する方法などがあります。詳しくは、当社の担当者またはコンタクトセンターまでお問い合わせください。
- 現在のご契約の種類や内容などによっては取り扱いできない場合があります。また、保障内容の見直しに際しては、所定の条件を満たすことが必要です。
- 保障内容見直し後の保険料は、ご利用いただく方法によって異なります。
- 保障内容の見直しにあたっては、あらためて診査(または告知)が必要になります(ご利用いただく方法によっては不要な場合もあります)。健康状態などによってはご利用いただけない場合があります。

5 現在のご契約の解約・減額を前提として新たなご契約の申し込みを検討されているお客さまへ

現在ご契約されている保険契約(特約)について解約・減額などをされるときは、一般的に、つぎのような場合、契約者にとって不利益となることがあります。

- 解約返還金は多くの場合、保険料の累計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約されたときの解約返還金は、まったくないか、あってもごくわずかです。なお、解約返還金の計算は、個々の加入生命保険会社・契約内容により異なります。また、一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の権利などを失う場合があります。
- 保険料の基礎となる予定利率などは、現在のご契約と新たなご契約で異なることがあります。たとえば、新たなご契約の予定利率が現在のご契約の予定利率より低い場合、保険料が高くなり不利益となることがあります。
- 一般的の契約と同様に告知義務があり、健康状態などによっては新たなご契約の引き受けができない場合があります(保険種類によっては告知義務がない場合があります)。また、新たなご契約の責任開始期を起算日として告知義務違反による解除の規定が適用され、詐欺によるご契約の取消の規定などについても新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。したがって、告知が必要な傷病歴などを告知されなかった場合、新たなご契約が解除・取消となることもあります。
- 現在のご契約のままであればお支払いができる場合であっても、告知義務違反による解除や詐欺による取消、責任開始期の属する日から3年以内の自殺、責任開始期前の発病などの場合には保険金などが支払われないことがあります。
- 現在のご契約を解約・減額された場合、新たな保険契約の取り扱いにかかわらず、解約・減額されたご契約を元に戻すことはできません。

6 告知義務

契約者には、健康状態など当社がおたずねすることからについて、事実をありのまま正確にもれなくお答えいただく義務があります。なお、保険契約の型が「C型」の場合、契約者の告知は不要です。

1. 告知義務とは

- 生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。健康状態のよくない方や危険度の高い職業に従事されている方などが無条件で契約されると、保険料負担の公平性を保つことができません。したがって、公平性を保つためのルールとして告知義務があります。
- 告知義務とは、ご契約の申し込みまたは契約者の変更に際して、過去の傷病歴(傷病名・治療期間など)・現在の健康状態・身体の障害状態・職業などについての質問に対して、事実をありのまま正確にもれなくお答えいただく義務のことをいいます。

2. 告知の方法

- 当社指定の医師が診査を行う場合(診査医扱い)

まず契約者ご自身で告知事項についてありのままをお答えください。つぎに診査医が口頭で告知を求める場合がありますので、そのときは事実をありのままお知らせください。口頭で告知された内容は診査医により記録されますので、確認のうえご署名ください。

- 医師の診査に代える扱い

勤務先の定期健康診断の結果をご利用いただく方法などがあります。この場合にも、契約者ご自身で告知事項についてありのままをお答えください。

- 診査を行わない場合(告知扱い)

契約者ご自身で告知事項についてありのままをお答えください。



- ご注意**
- 告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が有していますので、告知事項についてお答えいただいたことと、当社指定の医師に口頭でお話しいただいたことが告知となります。生命保険募集人(当社の医師以外の社員や募集代理店の担当者)にお話しいただいても、告知をいただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

3. 傷病歴などがある場合のご契約の引き受け

- 当社では、契約者間の公平性を保つため、契約者の健康状態などに応じてご契約の引き受けの判断を行っています。
- 傷病歴や通院の事実などを告知された場合には、所定の検査や追加の詳しい告知などが必要となる場合があります。
- 傷病歴などがある場合にはご契約をお断りすることがありますが、すべてお断りするものではなく、「特定障害不担保」の特別条件を付けて引き受けることや、告知いただいた傷病などによっては特別条件を付けずに引き受けこともあります。

4. 告知内容が事実と異なる場合のご契約の解除

- 告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告知されなかつたり事実と違うことを告知されたりした場合、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除し、保険料の払い込みの免除などができることがあります。ただし、当社がご契約の締結または契約者の変更の際、解除の原因となる事実を知っていたときもしくは過失のため知らなかつたとき、当社が解除の原因があることを知った日の翌日から1か月を経過したとき、または責任開始期の属する日から2年を経過したときは、当社はご契約を解除することができません。

<告知義務違反に関する具体例>

糖尿病の治療中にもかかわらず、これを告知されなかつた場合には、ご契約が解除されることがあります。この場合には、たとえ糖尿病により保険料の払い込みを免除する事由が発生していても、保険料の払い込みを免除することができません。

- 責任開始期の属する日から2年を経過していても、保険料払込の免除事由が2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することができます。^①
- 告知にあたり、当社の生命保険募集人(当社の社員・募集代理店の担当者)が、解除の原因となる事実について、告知をすることを妨げたとき、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めたときは、当社はご契約を解除することはできません。ただし、当社の生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、契約者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、当社はご契約を解除することができます。
- ご契約が解除される場合で、すでに保険料の払い込みを免除していた場合には、保険料の払い込みを免除しなかつたものとして取り扱います。
- ご契約が解除された場合には、解除時点での解約返還金があればその金額を契約者にお支払いします。
- 告知義務違反があった場合で、その内容が特に重大な場合は、詐欺による取消を理由として、学資金などのお支払いや保険料の払い込みの免除ができないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消となることがあります。また、すでにお払い込みいただいた保険料はお返しません。

- ①責任開始期前に原因が生じていたことにより、保険料払込を免除できない場合も同様の取り扱いとなります。



ご注意

- ご契約の申し込み後または死亡給付金などの請求および保険料の払い込みの免除の請求があつたときに、当社の確認担当社員または当社で委託した確認担当者が、ご契約の申込内容または請求内容などについて確認させていただく場合があります。

告知に関する照会先

生命保険加入時の告知に関してつぎのような場合は、下記フリーダイヤルにお問い合わせください。

- 「告知の前にご確認いただきたい事項」について不明な点がある場合
- お身体の状態について告知するべきか判断に迷われる場合
なお、生命保険募集人（当社の医師以外の社員や募集代理店の担当者）は、告知内容についてご相談を受けることはできません。
- 告知内容のお客さま控をご確認いただき、告知内容にもれや間違いが判明した場合
なお、追加・訂正された告知内容をもとにご契約の引き受け・継続または契約内容の変更などについて再度検討させていただきます。

告知専用フリーダイヤル

 **0120-845-871** <通話料無料>

受付時間 月～金曜日 9:00-18:00

土曜日 9:00-17:00
(祝日・年末年始を除く)

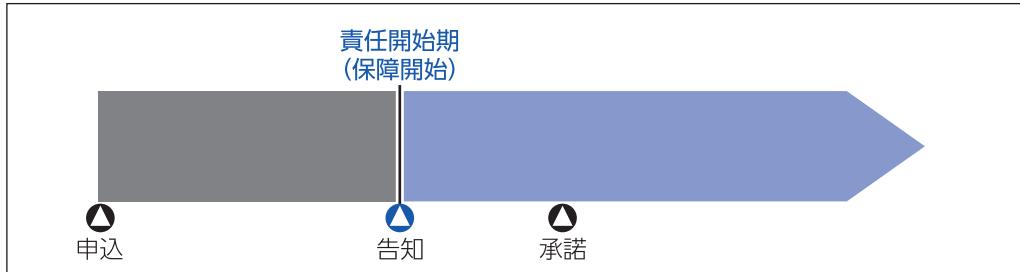
* プライバシー保護のため、お問い合わせは必ず契約者ご本人さまからお願ひいたします。

* 告知専用フリーダイヤルへのお電話は、当社業務の運営管理およびサービス充実等の観点から録音させていただいておりますのでご了承ください。

7 ご契約の成立と保障の責任開始期

ご契約は、お客さまからの申し込みに対して当社が承諾した時に有効に成立します。当社がご契約を引き受けることを承諾した場合には、ご契約の申し込みまたは告知のいずれか遅い時からご契約上の保障が開始されます。

■責任開始期(保障開始)の例



- 特別条件付のご契約については、特別条件の取り扱いを記載した承諾書に署名いただいた場合に、ご契約の申し込みまたは告知のいずれか遅い時から保障が開始されます。
- 保険契約の型が「C型」のご契約については、告知不要のため、ご契約の申し込みの時から保障が開始されます。
- 保険料の払込方法が送金による払い込みの場合、または保険料の一括払を利用した場合で、申し込み時に第1回保険料をお払い込みいただけないときは、当社は申し込みを承諾しません。
- 当社がご契約の申し込みを承諾した場合には、書面または電磁的な方法で「保険証券」などを発行します。^①
- 「保険証券」にはご契約いただいた内容を記載していますので、必ずご確認ください。万一、内容が相違していたり、不明な点がありましたら、すみやかに当社の担当者またはコンタクトセンターまでご連絡ください。

- ①電磁的な方法の場合は、ご契約者専用サイトから「保険証券」などを確認することができます。

II . 保障内容

1 こども学資保険(2018)

1. しくみ

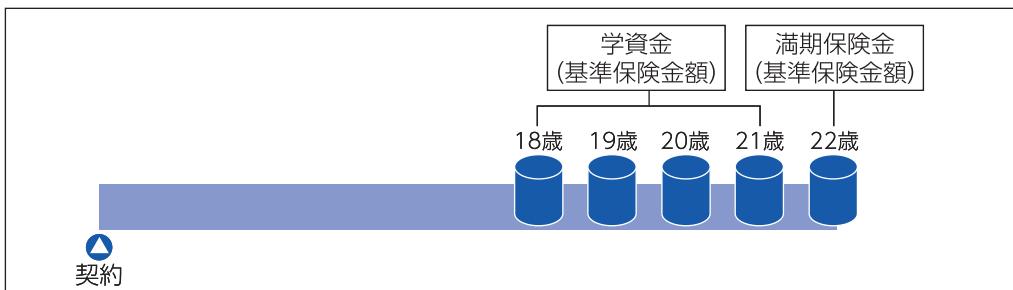
- この保険は、お子さま向けの保険で、被保険者の年齢が17歳または18歳①に達する年単位の契約応当日に生存されているときに第1回の学資金をお支払いし、以降、1年後から3年後までの年単位の契約応当日に学資金をお支払いします。さらに、保険期間満了時には満期保険金をお支払いします。
- 被保険者が保険期間中に死亡されたときは、死亡給付金をお支払いします。
- ご契約時に選択できる保険契約の型はつぎのとおりです。なお、保険契約の型を選択できるのはご契約のとき限りです。

①ご契約時に契約者がい
ずれかを指定するもの
とします。

保険契約の型	給付の種類
A型	(1) 学資金 (2) 満期保険金 (3) 死亡給付金 (4) 保険料払込の免除 (契約者が死亡または所定の状態に該当されたとき)
B型	(1) 学資金 (2) 満期保険金 (3) 死亡給付金 (4) 保険料払込の免除 (契約者が死亡されたとき)
C型	(1) 学資金 (2) 満期保険金 (3) 死亡給付金

- 契約者は、ご契約時に、被保険者、被保険者の父母、被保険者の2親等内のその他の親族のうちから1人を後継保険契約者として指定してください。後継保険契約者とは、契約者が死亡された場合、その死亡時に保険契約上的一切の権利義務を承継し、学資金・満期保険金などを受け取る人のことをいいます。
- 保険契約の型が「A型」の契約を「こども応援団」、「B型」「C型」の契約を「Mickey」の販売名称で取り扱いしています。

■ しくみ図(学資金支払開始年齢が18歳の場合)



2. お支払いする場合

お支払いする学資金・保険金・給付金	お支払いする場合	支払額	受取人
学資金	被保険者が学資金の支払日に生存されているとき	基準保険金額	契約者(契約者死亡後は後継保険契約者)
満期保険金	被保険者が保険期間満了時に生存されているとき	基準保険金額	
死亡給付金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき	所定の金額	

● 学資金は、当社所定の利率①による利息をつけて自動的にすえ置きます。②また、申出により学資金をすえ置かずにお支払いすることもできます。すえ置かれた学資金は、契約者から請求があったとき、またはご契約が消滅したときにお支払いします。

● 学資金の支払日はつぎのとおりです。

お支払いする学資金	学資金の支払日
第1回の学資金	被保険者の年齢が17歳または18歳に達する年単位の契約応当日
第2回の学資金	第1回の学資金の支払日の翌年の年単位の応当日
第3回の学資金	第2回の学資金の支払日の翌年の年単位の応当日
第4回の学資金	第3回の学資金の支払日の翌年の年単位の応当日

● 死亡給付金はつぎの算式によって計算される金額とします。

$$(基準保険金額③ \times 5) \times \frac{\text{経過月数}④}{\text{契約日から保険料払込期間の満了日までの月数}} - \left(\begin{array}{l} \text{すでに支払事由が} \\ \text{生じた} \\ \text{学資金の合計額} \end{array} \right)$$

①金利水準などにより変更することがあります。
利率については当社ホームページをご覧ください。

②契約者貸付がある場合には、学資金からその元利金を差し引いた金額をすえ置きます。

約款参照
**③基準保険金額
④経過月数**
 [別表2 死亡給付金]

3. 保険料の払い込みを免除する場合(保険契約の型が「A型」「B型」の場合)

①保険契約の型が「A型」の場合

保険料の払い込みを免除する場合	
死亡されたとき	契約者が保険料払込期間中に死亡されたとき
右記の疾病による所定の状態になられたとき	<p>契約者が責任開始期以後、保険料払込期間中に生まれて初めて悪性新生物①と医師により病理組織学的所見(生検)によって診断確定されたとき。②ただし、責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に診断確定された悪性新生物については、保険料の払い込みを免除しません。</p>
	<p>契約者が責任開始期以後に発病した疾病を原因として、保険料払込期間中につぎのいずれかの状態に該当されたとき</p> <p>(1) 急性心筋梗塞③を発病し、その疾病的初診日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態④が継続したと医師によって診断されたとき</p> <p>(2) 急性心筋梗塞を発病し、その疾病的治療を直接の目的として、病院または診療所⑤において手術⑥を受けたとき</p>
	<p>契約者が責任開始期以後に発病した疾病を原因として、保険料払込期間中につぎのいずれかの状態に該当されたとき</p> <p>(1) 脳卒中⑦を発病し、その疾病的初診日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき</p> <p>(2) 脳卒中を発病し、その疾病的治療を直接の目的として、病院または診療所⑤において手術⑥を受けたとき</p>
所定の身体障害状態になられたとき	契約者が責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因として、保険料払込期間中に、身体障害者福祉法にもとづき定められた身体障害者障害程度等級表(身体障害者障害程度等級表といいます)に定める障害の級別の1級から3級までの障害に該当され、同法にもとづき障害の級別が1級から3級までである身体障害者手帳を交付されたとき
所定の要介護状態になられたとき	契約者が責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因として、保険料払込期間中につぎのいずれかの要介護状態に該当されたとき
	<p>(1) 公的介護保険制度⑧における要介護2以上の状態⑨に該当され、要介護認定⑩において要介護2以上との認定を受け、その認定が効力を生じたとき</p> <p>(2) 当社所定の状態⑪に該当され、その状態が、該当された日からその日を含めて180日間継続したとき</p>

②保険契約の型が「B型」の場合

保険料の払い込みを免除する場合	
死亡されたとき	契約者が保険料払込期間中に死亡されたとき

約款参照

①悪性新生物

「別表3 対象となる悪性新生物」

②病理組織学的所見が得られないときは、他の所見による診断確定も認めることができます。

約款参照

③急性心筋梗塞

「別表4 対象となる急性心筋梗塞」

④労働の制限を必要とする状態

軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。

約款参照

⑤病院または診療所

「別表6 病院または診療所」

⑥手術については、「補足保険料の払い込みの免除の補足 ■急性心筋梗塞、脳卒中による所定の状態になられたとき」をご参照ください。

約款参照

⑦脳卒中

「別表5 対象となる脳卒中」

⑧公的介護保険制度

「別表10 公的介護保険制度」

⑨要介護2以上の状態

「別表11 要介護2以上の状態」

⑩要介護認定

「別表12 要介護認定」

⑪当社所定の状態

「別表13 要介護状態による保険料払込の免除の対象となる当会社所定の状態」



ご注意

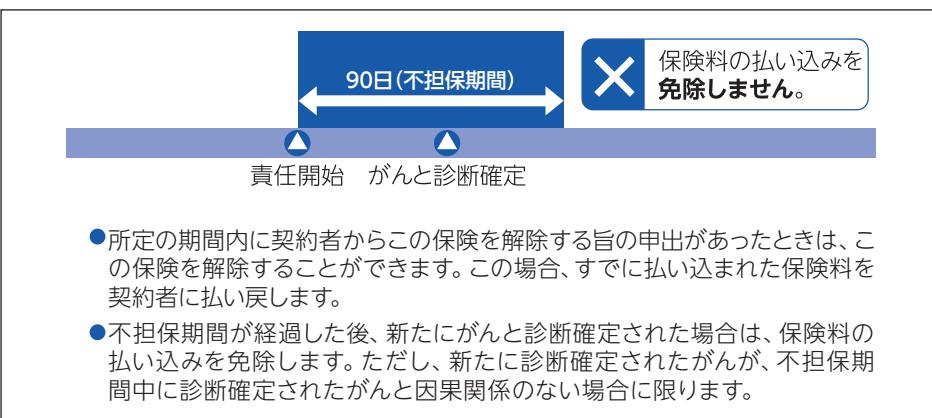
- がんと診断確定された時期がこの保険の責任開始期の属する日から90日以内の場合には、保険料の払い込みを免除しません。**
- 上皮内がん、非浸潤がん、大腸の粘膜内がんおよび皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんについては、保険料の払い込みを免除しません。**
- 保険料の払い込みの免除対象の急性心筋梗塞には再発性心筋梗塞を含みます。**狭心症などは含みません。**
- 身体障害者障害程度等級表に定める障害の級別の1級から3級までの障害に該当した場合でも、その障害に対する身体障害者手帳の交付がないときは、保険料の払い込みを免除しません。
- 法令などの改正または医療技術の変化が保険料払込の免除事由に関する規定に影響を及ぼすと当社が認めたときは、主務官庁の認可を得て、この保険の保険料率および基準保険金額を変更することなく保険料払込の免除事由に関する規定を変更することがあります。この場合、変更日の2か月前までに契約者にその旨をお知らせします。
- 保険料の払い込みが免除された場合、基準保険金額の減額などの契約内容の変更や保障内容を見直す諸制度などは取り扱いできません。**



保険料の払い込みの免除の補足

■悪性新生物(がん)による所定の状態になられたとき

- 責任開始の日から90日以内(不担保期間)にがんと診断確定されたときは、つぎのとおり取り扱います。



- 所定の期間内に契約者からこの保険を解除する旨の申出があったときは、この保険を解除することができます。この場合、すでに払い込まれた保険料を契約者に払い戻します。
- 不担保期間が経過した後、新たにがんと診断確定された場合は、保険料の払い込みを免除します。ただし、新たに診断確定されたがんが、不担保期間中に診断確定されたがんと因果関係のない場合に限ります。

- 責任開始期前にすでにがんと診断確定されていたときは、責任開始期以後に新たにがんと診断確定されても、保険料の払い込みを免除しません。なお、保険契約の締結の際に、契約者が、責任開始期前にがんと診断確定されていた事実を知らなかった場合で、所定の期間内に契約者からこの保険を解除する旨の申出があったときは、すでに払い込まれた保険料を契約者に払い戻します。

■急性心筋梗塞、脳卒中による所定の状態になられたとき

- 手術とは、**公的医療保険制度①**における**医科診療報酬点数表②**に手術料の算定対象として列挙されている診療行為、または**先進医療③**に該当する**診療行為④**をいいます。なお、保険料の払い込みの免除対象となる先進医療は、療養を受けた時点において所定の要件を満たすものに限るため、医療行為・症状・医療機関などによっては、保険料の払い込みを免除できないことがあります。**⑤**

■所定の身体障害状態になられたとき

- 身体障害者障害程度等級表に定める障害に2つ以上該当し、その2つ以上の障害(複数障害といいます)につき、各々の障害の該当する級別以上の級別に認定され、その複数障害が1級から3級までの障害に該当したときについても、保険料の払い込みを免除します。

たとえば、身体障害者障害程度等級表に定める4級の障害に2つ該当した場合、3級の身体障害者手帳が交付されることがあります。**⑥**

■所定の要介護状態になられたとき

- 公的介護保険制度による要介護認定の対象は、満65歳以上の方(第1号被保険者)、満40歳から満64歳までの方で公的医療保険に加入している方(第2号被保険者)となります。なお、第2号被保険者は、要介護状態の原因が介護保険法施行令に定める特定の疾病である場合に限り、要介護認定を受けることができます。**⑦**
- 当社所定の状態とは、つぎの〈当社所定の状態の例〉における「I」と「II」の双方に該当する要介護状態をいいます。

〈当社所定の状態の例〉

I つぎの①～③のうちいずれかに該当すること

①ベッド柵等につかまらなくては寝返りができない



②補助用具等を用いなければ歩行ができない



③器質性認知症を原因とした、見当識障害と、所定の問題行動が5つ以上ある



+

II つぎの①～④のうち2項目に該当し、かつ、うち1項目はアの「全面的な介護を要する」状態にあること

①入浴
ア:全面的な介護を要する
イ:部分的な介護を要する



②排せつ
ア:全面的な介護を要する



③清潔・整容
ア:全面的な介護を要する
イ:部分的な介護を要する



④衣服の着脱
ア:全面的な介護を要する
イ:部分的な介護を要する



約款参照

①公的医療保険制度

「別表7 公的医療保険制度」

②医科診療報酬点数表

「別表8 医科診療報酬点数表」

③先進医療

「別表9 先進医療」

④先進医療に該当する診療行為

診断および検査を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。

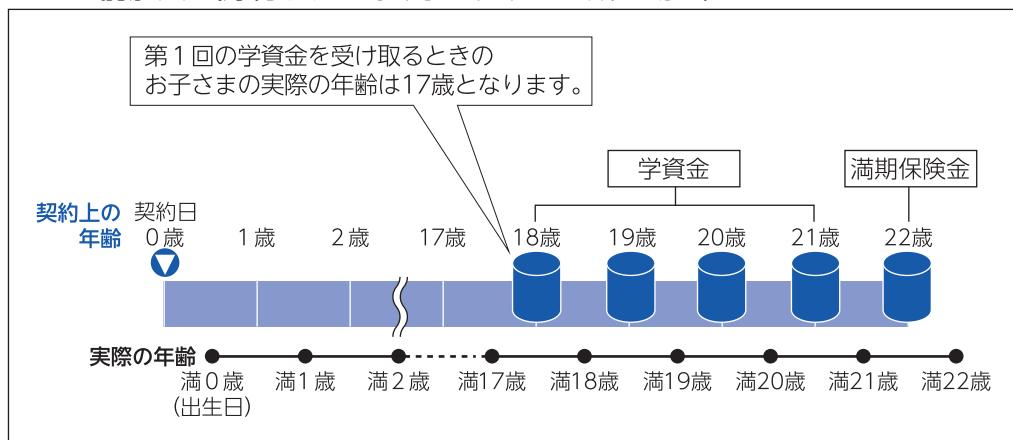
⑤先進医療の最新の内容は、当社ホームページでご覧いただけます。

⑥2025年9月時点の取り扱いです。

2 出生前加入特則について

- お子さまが生まれる前であっても、「出生前加入特則」を適用すれば出産予定日の140日前からご契約いただけます。
- 双子など複数のお子さまが生まれたときは、戸籍上先順位のお子さまを被保険者とします。なお、ご契約時に、複数のお子さまが生まれることが予定されている場合、戸籍に記載される順序をあらかじめ指定されることにより、将来被保険者となるお子さまを指定することもできます。
- 流産または死産などの場合には、ご契約を無効としすでにお払い込みいただいた保険料をお返しします。この場合、ご契約は消滅します。
- お子さまの契約上の年齢は、契約日に0歳で加入したものとして保険期間を定めます。そのため、学資金・満期保険金をお支払いする年齢と実際の年齢が異なることがあります。

■出生前加入の例(学資金支払開始年齢が18歳の場合)



ご注意

- お子さまが生まれたときは、すみやかに当社の担当者またはコンタクトセンターまでご連絡ください。

III. 学資金などのお支払い

1 学資金などの請求方法

学資金などの支払事由に該当された場合、保険料払込の免除事由に該当する可能性があると思われる場合、不明な点が生じた場合などには、当社の担当者またはコントクトセンターまでご連絡ください。

- どのような場合に学資金などが支払われるかについては、「II. 保障内容」をご覧ください。なお、日本国外で死亡された場合でも、国内と同様に約款の規定にもとづき死亡給付金などを支払いますので、ご請求ください。
- 学資金などのご請求には時効があります。学資金、満期保険金、死亡給付金、解約返還金、保険料払込の免除などの請求の権利は、3年をすぎますとなくなりますので、ご注意ください。
- 請求手続きについては、ご契約の申し込み時に別途お渡ししている「保険金などのご請求手続きとお支払事例」に詳しく記載しています。

■学資金などの支払時期

学資金などは請求書類が当社に到着した日^①の翌日からその日を含めて5営業日^②以内にお支払いします。ただし、学資金などを支払うための確認・照会・調査が必要な場合の支払期限は、つぎのとおりとします。

学資金などを支払うための確認等が必要な場合	支払期限
①学資金などを支払うための確認が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 学資金などの支払事由発生の有無の確認が必要な場合 ● 死亡給付金の免責事由に該当する可能性がある場合 ● 告知義務違反に該当する可能性がある場合 ● 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
②上記①の確認を行うための特別な照会や調査が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会が必要な場合 ● 研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合 ● 契約者、後継保険契約者または被保険者を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等で明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合 ● 日本国外における調査が必要な場合

①請求書類が当社に到着した日

完備された請求書類が当社に到着した日をいい、営業日でない場合は翌営業日となります。

②営業日

以下の日を除く日をいいます。
 ・土曜日、日曜日
 ・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
 ・12月31日から翌年1月3日まで

③契約者、後継保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく確認を妨げ、または確認に応じなかったときは、当社はこれにより確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は学資金などを支払いません。



ご注意

- 重大事故で将来失踪宣告が認められることが確実な場合などには、死亡されたものと認めて死亡給付金をお支払いし、または保険料の払い込みを免除する場合があります。
- 死亡給付金などの請求および保険料の払い込みの免除の請求があったときに、当社の確認担当社員または当社が委託した確認担当者が、ご契約の請求内容などについて確認させていただく場合があります。

2 学資金などをお支払いできない場合

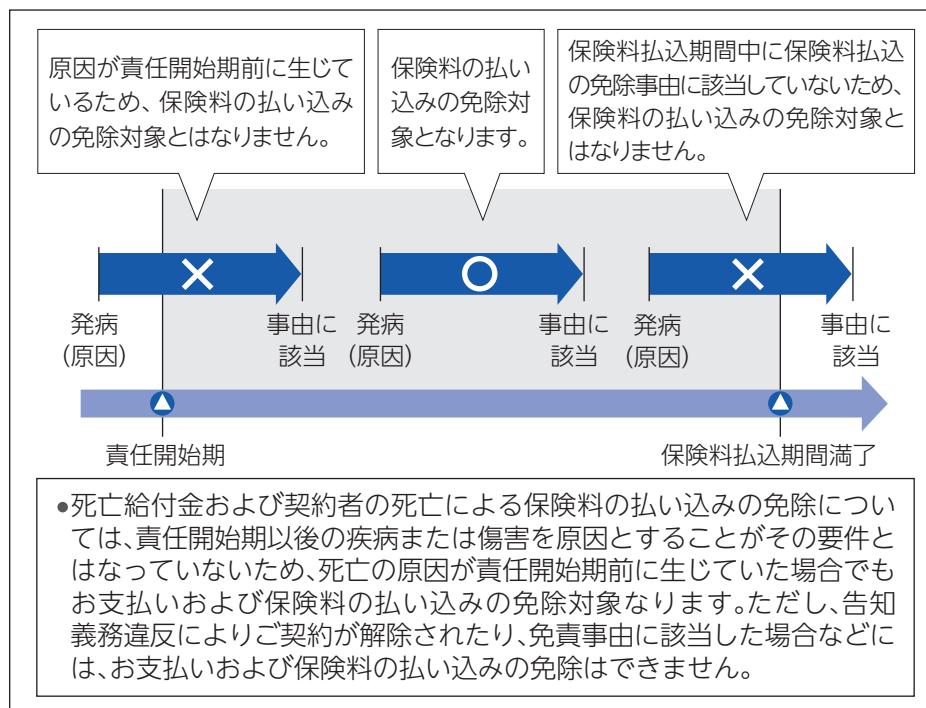
学資金などをお支払いできない場合、保険料の払い込みを免除できない場合があります。学資金などをお支払いできない場合の具体的な事例については、ご契約の申し込み時に別途お渡ししている「保険金などのご請求手続きとお支払事例」をご参照ください。

1. 保険料払込の免除事由に該当しない場合の例

(責任開始期前の疾病・傷害を原因とする場合)

- 保険料の払い込みの免除については、その要件を「**保険料払込の免除事由①**」として約款に定めています。したがって、その要件である「保険料払込の免除事由」に該当しない場合には、保険料の払い込みの免除はできません。
 - 保険料の払い込みの免除(契約者の死亡による保険料の払い込みの免除を除きます)は、その原因となる疾病または傷害がご契約の**責任開始期②**(契約者の変更が行われたご契約においては、契約者の変更が行われた際の責任開始期をいいます)以後に生じたことが、その要件となっています。したがって、責任開始期前にすでに発病していた疾患(*)または発生していた傷害を原因とする場合には、保険料の払い込みの免除はできません。
- (*)「責任開始期前にすでに発病していた疾病」とは、その疾病(医学上重要な関係にある疾病を含みます)について、責任開始期前につぎのいずれかに該当するものをいいます。

- 医師の診療を受けたことがある。
- 健康診断等において異常の指摘(要経過観察の指摘を含みます)を受けたことがある。
- 契約者が自覚可能な身体の異常が存在した。



- 責任開始期前に発病していた疾病を原因とする場合でも、当社が、ご契約の締結の際に、告知などにより知っていたその疾病に関する事実を用いて承諾したときは、責任開始期以後の原因によるものとみなして保険料の払い込みを免除します。

①保険料払込の免除事由

「Ⅱ. 保障内容 ① こども学資保険(2018)
3. 保険料の払い込みを免除する場合(保険契約の型が「A型」「B型」の場合)」をご参照ください。

②責任開始期

「I. ご契約に際して ⑦ ご契約の成立と保障の責任開始期」をご参照ください。

2. 免責事由に該当する場合

- 支払事由や保険料払込の免除事由に該当する場合であっても、約款に定める免責事由に該当する場合には、死亡給付金のお支払いおよび保険料の払い込みの免除はできません。具体的な免責事由はつぎのとおりです。

死亡給付金・保険料払込の免除		免責事由
死亡給付金		<ul style="list-style-type: none"> 契約者(契約者の死亡後は後継保険契約者)の故意
保険料払込の免除	死亡されたとき	<ul style="list-style-type: none"> ご契約の責任開始期(契約者の変更が行われたご契約においては、その変更の効力が生じた時とします)の属する日からその日を含めて3年以内の契約者の自殺^① 後継保険契約者の故意
	所定の身体障害状態 ^② または要介護状態になられたとき	<ul style="list-style-type: none"> 契約者の故意または重大な過失 契約者の犯罪行為 契約者の精神障害を原因とする事故 契約者の泥酔の状態を原因とする事故 契約者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 契約者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 契約者の薬物依存^③

①自殺に際して心神喪失またはこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときは、保険料の払い込みを免除する場合があります。

②複数障害により対象となる身体障害状態に該当した場合で、その複数障害のうち一部の障害が免責事由により生じたものであるときは、免責事由により生じた障害以外の障害が保険料払込の免除事由に該当する障害と同等の障害であると当社が認めた場合は、保険料の払い込みを免除します。



③薬物依存

「備考2. 薬物依存」

3. 告知義務違反による解除の場合

- ご契約の締結または契約者の変更に際して、故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり事実と異なることを告知したりしたために、**告知義務違反①**によりご契約が解除された場合は、保険料の払い込みの免除はできません。すでに保険料の払い込みを免除していた場合には、保険料の払い込みを免除しなかったものとして取り扱います。ただし、保険料払込の免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらない場合には、保険料の払い込みを免除します。

**●告知
告知義務違反**

「I. ご契約に際して 6
告知義務」をご参照ください。

4. 重大事由による解除の場合

- つぎのような重大な事由に該当し、ご契約が解除された場合で、重大な事由の発生時以後に、学資金などの支払事由または保険料払込の免除事由が生じていたときは、学資金などのお支払いや保険料の払い込みの免除はできません。すでにその支払事由により学資金などをお支払いしている場合には、その金額を当社に返還いただき、また、すでにその保険料払込の免除事由により保険料の払い込みを免除していた場合には、保険料の払い込みを免除しなかったものとして取り扱います。
- 契約者(契約者の死亡後は後継保険契約者)が死亡給付金(他のご契約の死亡保険金を含み、保険種類および死亡保険金の名称を問いません)を詐取する目的または第三者に詐取させる目的で事故を起こしたとき(未遂を含みます)
- 契約者、後継保険契約者または被保険者が、このご契約の保険料の払い込みを免除させる目的で事故を起こしたとき(未遂を含みます)
- このご契約の死亡給付金または保険料の払い込みの免除の請求に関して契約者(契約者の死亡後は後継保険契約者)に詐欺行為があったとき(未遂を含みます)
- 契約者、後継保険契約者または被保険者が、反社会的勢力に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき等
- 他のご契約が重大事由によって解除されることにより、当社の契約者、後継保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、このご契約を継続することを期待しない上記と同等の事由があるとき
- 当社の契約者、後継保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、このご契約の存続を困難とする上記と同等の重大な事由があるとき

5. 詐欺による取消の場合

- ご契約の締結または契約者の変更に際して、契約者(契約者の変更の場合には、新たに契約者となる方)、後継保険契約者または被保険者の詐欺が行われたものと認められるために、ご契約が取消となった場合は、学資金などのお支払いや保険料の払い込みの免除はできません。この場合、すでにお払い込みいただいた保険料は払い戻しません。

6. 不法取得目的による無効の場合

- ご契約締結の状況、ご契約成立後の死亡給付金などの請求の状況などから、契約者(契約者の変更の場合には、新たに契約者となる方)が死亡給付金を不法に取得する目的または第三者に死亡給付金を不法に取得させる目的でご契約の締結または契約者の変更をされたものと認められるためにご契約が無効となった場合は、学資金などのお支払いや保険料の払い込みの免除はできません。この場合、すでにお支払いいただいた保険料は払い戻しません。

7. 死亡給付金を削減してお支払いする場合など

- 戦争その他の変乱によって死亡給付金の支払事由または契約者の死亡による保険料払込の免除事由に該当した被保険者(保険料の払い込みの免除については、契約者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすと当社が認めた場合は、その影響の程度に応じ、死亡給付金を削減してお支払いすること、または保険料の払い込みの免除をしないことがあります。この場合、削減後の死亡給付金額は、責任準備金額を下回ることはありません)。
- 地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって契約者の所定の身体障害状態または所定の要介護状態による保険料払込の免除事由に該当した契約者の数の増加が、この保険の保険料の計算の基礎に影響を及ぼすと当社が認めた場合は、その影響の程度に応じ、保険料の払い込みの免除をしないことがあります。

IV. 保険料について

1 保険料の払い込み

1. 保険料の払込方法(経路)

保険料の払込方法(経路)にはつぎの方法があります。

① 口座振替による払い込み

- 当社と提携している金融機関などの指定された口座から、保険料が振替日に自動的に振り替えられます。保険料は振替日の前日までにご準備ください。^①
- 振り替えられた保険料については領収証を発行しません。
- 振替日に残高不足で保険料が振り替えられなかった場合、通知でお知らせのうえ、月払契約においては、翌月の振替日に前月と当月の2か月分の保険料の口座振替を行い、年一括払・半年一括払契約においては、翌月の振替日に再度口座振替を行います。

- 同一口座から、複数の保険料または他の料金等の振り替えを行う場合には、振替順序の指定はできません。

② 送金による払い込み

- 払込期月ごとの払込取扱票を送付しますので、郵便局または払込取扱票に記載された銀行窓口などでお払い込みください。
- 受領証は保険料領収証の代わりになりますので、大切に保管してください。
- ご契約の申し込み手続き時に送金扱月払による払い込みを指定することはできません。
- 万一、払込取扱票が届かなかった場合などには、コンタクトセンターまでご連絡ください。



ご注意

- 払込方法(経路)の変更を希望される場合などは、すみやかに、当社の担当者またはコンタクトセンターまでお申し出ください。この場合、新たな払込方法に変更されるまでの間の保険料は、別途お払い込みいただく必要があります。
- 当社の社員がお客さまから現金をお預かりすることや、当社の口座以外への振込を案内することはありません。また、暗証番号をお伺いすることもありません(当社の募集代理店も同様です)。

2.保険料の払込方法(回数)

保険料の払込方法(回数)にはつぎの方法があります。払込方法(回数)の変更を希望される場合は、コンタクトセンターまでご連絡ください。

- 月払……………毎月1回お払い込みいただく方法です。
- 半年一括払……年2回の所定の期間内にお払い込みいただく方法です。
- 年一括払………年1回の所定の期間内にお払い込みいただく方法です。

3.保険料期間

保険料は契約日または毎回の払込期月の契約応当日から次の払込期月の契約応当日の前日までの期間(保険料期間といいます)に充当されます。なお、保険料の払込方法(回数)に応じて保険料期間はつぎのとおりです。^①

- 月払……………月単位の契約応当日から次の月単位の契約応当日の前日まで
- 半年一括払……半年単位の契約応当日から次の半年単位の契約応当日の前日まで
- 年一括払………年単位の契約応当日から次の年単位の契約応当日の前日まで

- ①**第1回保険料の保険料期間については、それぞれの契約日から次の契約応当日の前日までとなります。

4.保険料の払い込みが不要となった場合の取り扱い

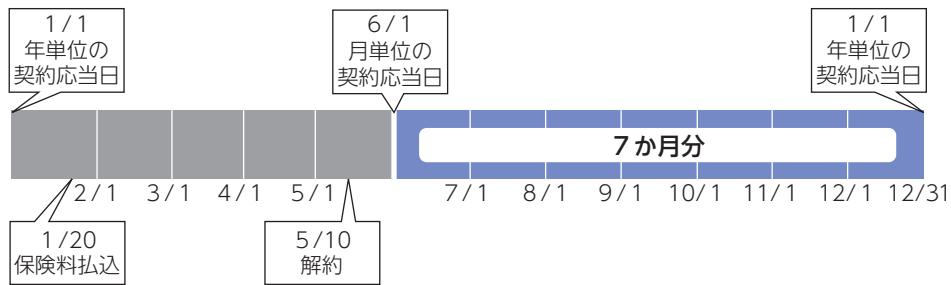
保険料の払込方法(回数)が年一括払・半年一括払のご契約の場合、保険料の払い込みが不要となったときの取り扱いはつぎのとおりです。

- 保険料をお払い込みいただいた後に、ご契約の消滅、基準保険金額などの減額、保険料の払い込みの免除などにより、保険料の払い込みが不要となった場合は、すでに払い込まれた保険料のうち、保険料の払い込みが不要となった日の翌日以後最初に到来する月単位の契約応当日からその保険料期間の末日までの月数に応じた保険料の残額に相当する金額の返還金を、契約者(契約者の死亡後は後継保険契約者)にお支払いします。
- 基準保険金額の減額などにより保険料の一部の払い込みを要しなくなった場合は、その払い込みを要しなくなった部分に限ります。

■年一括払の例

〈年単位の契約応当日：1/1、年一括払保険料の払い込み：1/20、〉
ご契約の解約：5/10の場合

- 保険料の払い込みを要しなくなったのはご契約を解約した5/10であり、その翌日以後最初に到来する月単位の契約応当日は6/1となります。
したがって6/1から12/31までの7か月分に対応する保険料の残額に相当する金額の返還金をお支払いします。



- 保険料の払込方法(回数)が月払のご契約については、保険料の払い込みが不要となった場合の取り扱いはありません。

2 保険料をまとめて払い込む方法

余裕資金を活用し、保険料をまとめて払い込むことにより、月々の保険料負担を軽減することができます。保険料をまとめて払い込む場合は、コンタクトセンターまでご連絡ください。^①

●2025年12月時点の取り扱いであり、将来的に変更・終了することもあります。

1. 保険料の一括払(月払契約の場合)

- 所定の取扱範囲内で、当月分以後の保険料をまとめてお払い込みいただく方法です。
- 保険料の払い込みを要しなくなった場合に一括払された保険料に残額があるときは、契約者(契約者の死亡後は後継保険契約者)に払い戻します。



ご注意

- 一括払された保険料の残額について、申出による払い戻しはできません。
- 契約者貸付制度を利用する場合、一括払された保険料の残額からの貸し付けはできません。

2. 保険料の前納(年一括払契約の場合)

- 所定の取扱範囲内で、将来の保険料を2年分以上まとめてお払い込みいただく方法です。
- 保険料前納金は、当社所定の利率(金利水準などにより変更することがあります)による利息をつけて積み立てておき、年単位の契約応当日ごとに年一括払保険料の払い込みにあてられます。
- 前納期間が満了した場合に保険料前納金の残額があるときは、次期以後の年単位の契約応当日ごとに、年一括払保険料の払い込みに順次あてられます。
- 保険料の払い込みを要しなくなった場合に保険料前納金の残額があるときは、契約者(契約者の死亡後は後継保険契約者)に払い戻します。
- 月払・半年一括払のご契約は、払込方法(回数)を年一括払に変更のうえ、前納の取り扱いをします。



ご注意

- 保険料前納金の残額について、申出による払い戻しはできません。
- 契約者貸付制度を利用する場合、保険料前納金の残額からの貸し付けはできません。

3 払込期月・猶予期間とご契約の効力

保険料は所定の払込期月内にお払い込みください。払い込みには猶予期間がありますが、猶予期間内に保険料をお払い込みいただけない場合、ご契約は無効または失効となります。

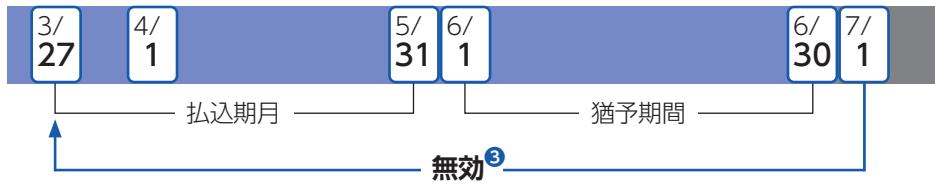
- 保険料の払込期月および猶予期間はつぎのとおりです。

- 払込期月
 - 第1回保険料……………責任開始の日からその翌々月末日まで
 - 第2回以後の保険料………月単位の契約応当日の月の初日から末日まで^①
- 猶予期間
 - 第1回および第2回以後の保険料………払込期月の翌月初日から末日まで^②

■ 月払(口座振替による払い込み)の例

第1回保険料の場合

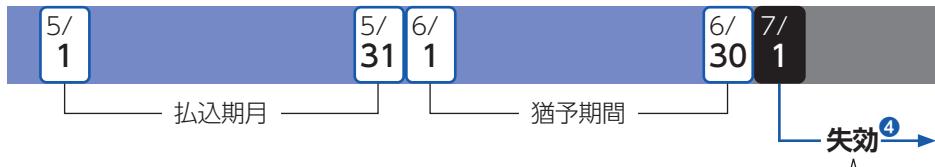
責任開始日 契約日



猶予期間の満了日(6/30)までに第1回保険料が
払い込まれない場合、責任開始の日(3/27)に
さかのぼってご契約の保障がなくなります。

第2回以後の保険料の場合

契約応当日



猶予期間の満了日(6/30)までに第2回以後の
保険料が払い込まれない場合、猶予期間の満了
日の翌日(7/1)からご契約の効力を失います。

①年一括払・半年一括払
については、年・半年単位の契約応当日の月の
初日から末日までとなります。

②年一括払・半年一括払
については、払込期月の
翌月初日から翌々
月の月単位の契約応当
日までとなります。

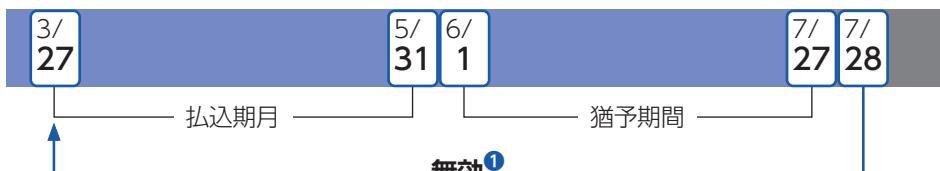
③猶予期間の満了日まで
に死亡給付金の支払事由または保険料払込の
免除事由に該当され、当社が死亡給付金のお支
払いまたは保険料の払い込みの免除をした場
合は、無効としません。

④失効した場合でご契約
に解約返還金があるとき
には、契約者は解約
返還金と同額の返還金
を請求することができます。

■ 年一括払(口座振替による払い込み)の例

第1回保険料の場合

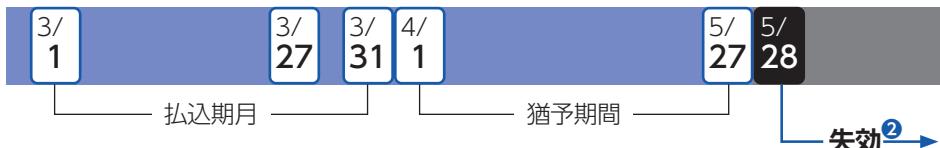
責任開始日(契約日)



猶予期間の満了日(7/27)までに第1回保険料が払い込まれない場合、責任開始の日(3/27)にさかのぼってご契約の保障がなくなります。

第2回以後の保険料の場合

契約応当日



猶予期間の満了日(5/27)までに第2回以後の保険料が払い込まれない場合、猶予期間の満了日の翌日(5/28)からご契約の効力を失います。

❶猶予期間の満了日までに死亡給付金の支払事由または保険料払込の免除事由に該当され、当社が死亡給付金のお支払いまたは保険料の払い込みの免除をした場合は、無効とします。

❷失効した場合でご契約に解約返還金があるときは、契約者は解約返還金と同額の返還金を請求することができます。

4 失効取消制度

ご契約が失効した場合でも、失効取消期間中に未払込保険料等①をお払い込みいただいたときは、失効を取り消し、ご契約を有効な状態に戻すことができます。詳しくは、コンタクトセンターまでご連絡ください。

- 失効取消期間は、失効日からその日を含めて2か月間とします。
- 失効取消期間中に学資金などの支払事由または保険料払込の免除事由が生じていた場合、失効を取り消したときは、学資金などをお支払いし、または保険料の払い込みを免除します。



- ご注意**
- 解約返還金と同額の返還金を請求された後は、失効取消の取り扱いはできません。

5 払い込みが困難なときの継続方法

保険料のご都合がつかないときでも、基準保険金額を減額②し、保険料の負担を軽減して継続する方法があります。詳しくは、当社の担当者またはコンタクトセンターまでご連絡ください。

①貸付元利金が解約返還金額などの額を上回った場合に払い込むべき金額を含みます。

②「V.ご契約後について
4 基準保険金額の減額」をご参照ください。

6 死亡給付金のお支払いの際の保険料精算

死亡給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が発生した日を含む期間に充当されるべき保険料が払い込まれていない場合は、つぎのとおり取り扱います。

- 死亡給付金をお支払いするとき

………未払込保険料を死亡給付金から差し引きます。

(死亡給付金が未払込保険料より少ないとときは、**猶予期間①**内に未払込保険料をお払い込みいただきます)

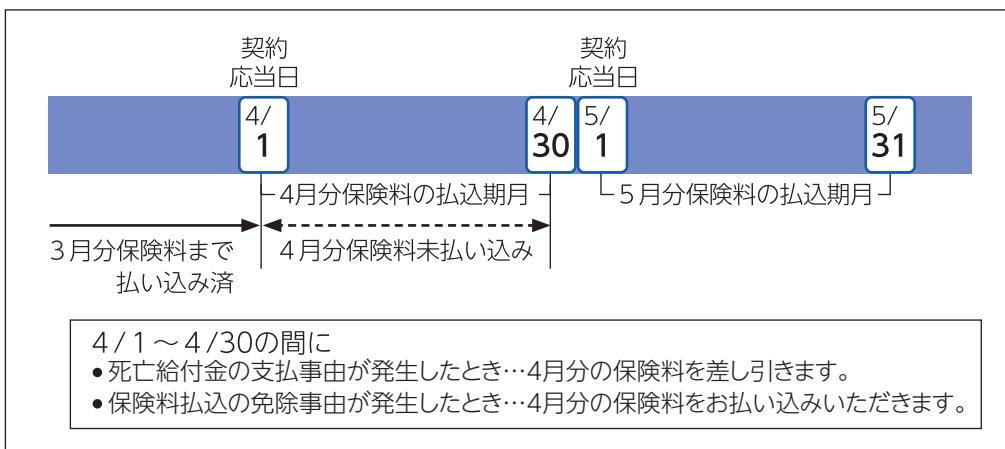
- 保険料の払い込みを免除するとき

………**猶予期間①**内に未払込保険料をお払い込みいただきます。

①猶予期間

「**3 払込期月・猶予期間とご契約の効力**」をご参照ください。

■月払の例



V. ご契約後について

1 保障内容を見直す諸制度

現在のご契約の保障内容を見直したいときには、つぎのような方法がご利用いただけます。^①利用に際しては、所定の条件を満たすことが必要です。^②

1. 全部見直し制度

- 現在のご契約の責任準備金などを、新しいご契約の保険料の一部に充当する方法です。保険種類、保障額、期間などを総合的に変更することができます。なお、この制度をご利用いただく際には、あらためて診査（または告知）が必要です。^③健康状態などによってはご利用いただけない場合があります。

2. 一部見直し制度

- 現在のご契約の一部の責任準備金などを、新しいご契約の保険料の一部に充当する方法です。必要な保障は継続しつつ、保険種類、保障額、期間などを総合的に変更することができます。なお、この制度をご利用いただく際には、あらためて診査（または告知）が必要です。^③健康状態などによってはご利用いただけない場合があります。

^①新しいご契約の保険料は、保障内容を見直す諸制度の利用時の契約年齢および保険料率により計算します。

^②2025年12月時点の取り扱いであり、将来的に変更・終了することもあります。加入後、保障内容の見直しを検討される場合は、その時点での最新の制度をご案内しますので、当社の担当者またはコンタクトセンターまでご連絡ください。

^③保障内容見直し後の保険種類によっては不要の場合があります。

2 手続き・請求を代理する制度

契約者が手続きや学資金などの請求ができない特別な事情があるときに、あらかじめ指定した代理人が契約者に代わって手続きや学資金などの請求を行うことができます。

1. 保険契約者代理特約

- 保険契約者代理人(契約者代理人といいます)が、契約者に代わって解約、基準保険金額の減額、住所変更などの手続きを行うことを可能とする特約です。^①
- 契約者は、この特約を付加し、あらかじめ契約者代理人を指定してください。
- つぎのような特別な事情があるときに、契約者代理人が契約者に代わって手続きを行うことができます。

- 契約者が、疾病または傷害によりご契約に関する手続きを行う意思表示ができないとき
- 契約者が、病名を知らされていないため(がん等の当社が認める傷病名の場合)、保険料の払い込みの免除などの請求ができないとき

など

- 契約者代理人が契約者の意向に沿った手続きができるように、契約者から契約者代理人に対して、ご契約内容、契約者代理人に指定されていることおよび契約者代理人が代理することができる手続きの内容等について、事前に必ずお伝えください。



ご注意

- 契約者の変更、契約者・契約者代理人・後継保険契約者の死亡により、この特約は消滅します。^②
- 契約者・契約者代理人が亡くなられた後、すみやかに後継保険契約者もしくは契約者から当社へ通知ください。
- 契約者が、疾病または傷害によりご契約に関する手続きを行う意思表示ができないと当社が判断した場合、つぎのとおりとします。
 - この特約が付加されているご契約に関する情報について、契約者代理人に対して開示することがあります。
 - 契約者が同一人である全てのご契約について、以後、契約者からの手続きを取り扱わないことがあります。^③

^①指定する契約者代理人は、後継保険契約者と同一人とします。

^②この特約が消滅した場合には、この特約を再度付加することができます。

^③その後、契約者がご契約に関する手続きを行う意思表示ができると当社が判断した場合は、契約者からの手続きを取り扱います。

①代理することができる手続き

- 契約者代理人は、契約者が行うことができる手続き①を代理することができます。ただし、つぎの手続きを除きます。②

- 契約者の変更
- 契約者代理人・後継保険契約者の変更

①学資金などの請求を含みます。

②2025年12月時点の取り扱いであり、将来的に変更することもあります。

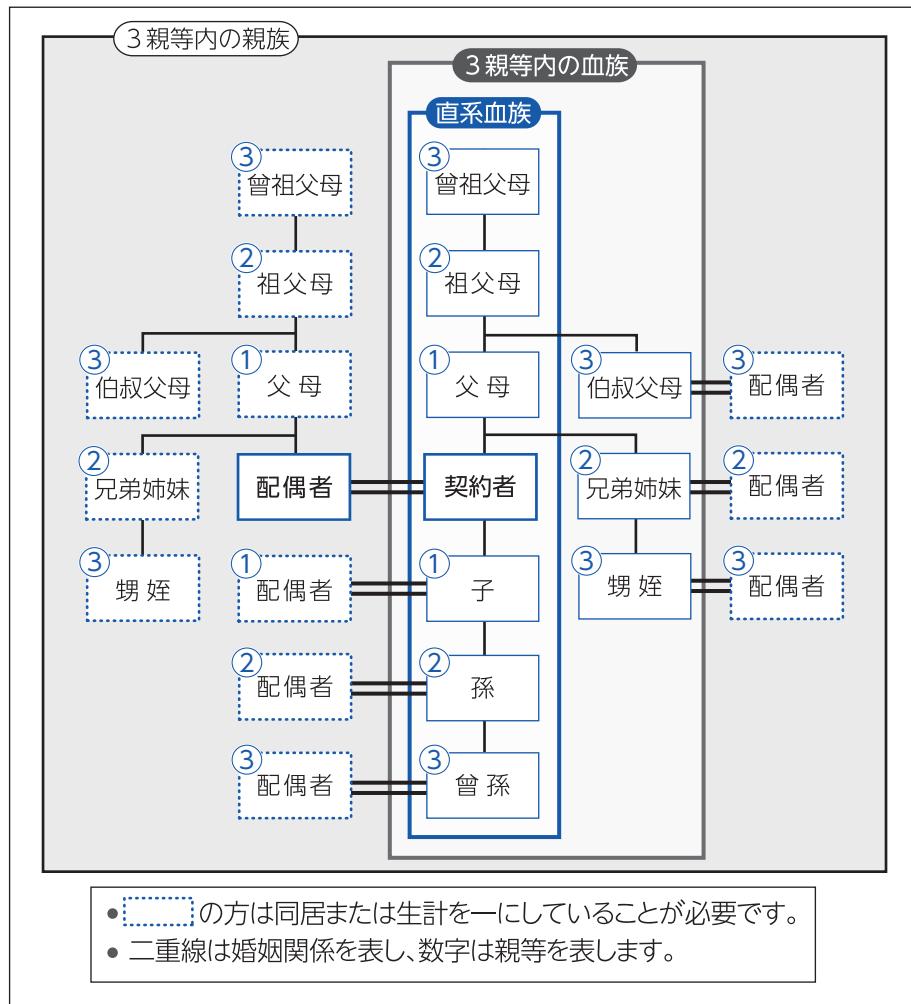
②代理することができる方

- 代理することができる方は、つぎのとおりです。

契約者があらかじめ指定した契約者代理人。ただし、手続き時において、つぎのいずれかに該当することが必要です。

- (1) 契約者の戸籍上の配偶者
- (2) 契約者の直系血族または3親等内の血族
- (3) 契約者と同居したまたは生計を一にしている契約者の3親等内の親族
- (4) (3)以外で契約者と同居したまたは生計を一にしている方で、当社が認めた方
- (5) 契約者の財産管理を行っている方で、当社が認めた方
- (6) (4)または(5)と同等の特別な事情があると当社が認めた方

■直系血族、3親等内の血族および3親等内の親族





ご注意

- 故意に契約者を手続きができない状態に該当させた方または故意に死亡給付金などの支払事由を生じさせた方は、契約者代理人としての取り扱いを受けることはできません。
- 契約者代理人の変更が行われた場合、変更前に代理可能な手続きがあつても、変更前の契約者代理人が手続きを代理することはできません。
- 契約者代理人に学資金や解約返還金などをお支払いした後、契約者から学資金や解約返還金などの請求を受けても、重複してはお支払いしません。
- 契約者代理人に学資金や解約返還金などをお支払いした後、契約者からお問い合わせがあった場合、当社はその支払状況について事実にもとづいて回答しますので、ご承知おきください。
- 契約者代理人から手続きをいただいた場合、当社が必要と認めたときは、契約者代理人に必要な事項の確認についてご協力いただくことがあります。

2. 指定代理請求特約

- 指定代理請求人が、契約者に代わって学資金などを請求することを可能とする特約です。
- 契約者はこの特約を付加し、あらかじめ指定代理請求人を指定してください。
- つぎのような特別な事情があるときに、指定代理請求人が契約者に代わって学資金などを請求することができます。
 - 契約者が、疾病または傷害により学資金などを請求する意思表示ができないとき
 - 契約者が、病名を知らされていないため(がん等の当社が認める傷病名の場合)、保険料の払い込みの免除の請求ができないとき
- 指定代理請求人が学資金などを代理して請求することができるよう、契約者から指定代理請求人に対して、代理して請求することができる学資金などについて、事前に必ずお伝えください。



ご注意

- 保険契約者代理特約が付加されている場合、指定代理請求特約の付加は取り扱いません。^①
- この特約はいつでも解約することができますが、特約を再度付加することはできません。

^①この場合、契約者が受取人と定められた学資金などは契約者代理人から請求いただけます。

①代理して請求することができる学資金など

- 対象となる学資金など^②の種類はつぎのとおりです。

- 学資金
- 満期保険金
- 死亡給付金
- 保険料払込の免除(契約者が死亡された場合の保険料払込の免除を除きます)
- 契約者配当金

^②すえ置かれたものを含みます。

②代理することができる方

- 代理することができる方は、つぎのとおりです。

- 契約者があらかじめ指定した指定代理請求人。ただし、請求時において、つぎのいずれかに該当することが必要です。
 - (1) 契約者の戸籍上の配偶者
 - (2) 契約者の直系血族または3親等内の血族
 - (3) 契約者と同居または生計を一にしている契約者の3親等内の親族
 - (4)(3)以外で契約者と同居または生計を一にしている方で、当社が認めた方
 - (5) 契約者の財産管理を行っている方で、当社が認めた方
 - (6)(4)または(5)と同等の特別な事情があると当社が認めた方
- 上記に該当する方がいない場合には、後継保険契約者。ただし、請求時において、つぎのいずれかに該当することが必要です。
 - (1) 契約者の戸籍上の配偶者
 - (2) 契約者の直系血族または3親等内の血族
 - (3) 契約者と同居または生計を一にしている方



- ご注意**
- 故意に死亡給付金などの支払事由を生じさせた方または故意に契約者を請求ができない状態に該当させた方は、指定代理請求人としての取り扱いを受けることはできません。
 - 指定代理請求人または後継保険契約者の変更が行われた場合、変更前に請求可能な学資金などがあっても、変更前の指定代理請求人または後継保険契約者が学資金などを代理して請求することはできません。
 - 学資金などの受取人の代理人（代理請求人といいます）に学資金などをお支払いした場合には、その後、学資金などの請求を受けても、重複してはお支払いしません。
 - 代理請求人に学資金などをお支払いした後、契約者または被保険者からのお問い合わせがあった場合、当社はその支払状況について事実にもとづいて回答しますので、ご承知おきください。
 - 代理請求人から学資金などをご請求いただいた場合、当社が必要と認めたときは、代理請求人に必要な事項の確認についてご協力いただくことがあります。

3 解約と解約返還金

ご契約の解約はいつでもできます。ご契約を解約された場合に解約返還金があればお支払いしますが、ご契約後短期間で解約されたときには解約返還金がない場合があります。

1. 解約の取り扱い

- 解約はいつでもできますが、解約された時点でご契約は消滅し、以後の保障はなくなります。



ご注意

- 現在加入のご契約を解約された場合は、新たなご契約の取り扱いにかかわらず、解約されたご契約を元に戻すことはできません。
- 解約後に新たなご契約に加入しようとしても、健康状態などによっては引き受けできない場合もあります。
- 保険料のご都合がつかないときでも、解約以外に、**ご契約を有効に継続させる制度①**があります。

2. 解約返還金

- 解約返還金の額は、年齢・性別・経過年月数・払込年月数などによって異なります。
- 解約返還金は年々増加するものとは限りません。ご契約によっては減少することがあります。
- お払い込みいただく保険料は、預貯金のようにそのまま積み立てられるのではなく、その一部は年々の死亡給付金などのお支払いに、また他の一部は、ご契約の締結・維持に必要な経費にあてられます。このため、解約返還金は多くの場合、保険料の累計額よりも少ない金額になります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返還金は、まったくないか、あってもごくわずかです。

3. 被保険者による契約者への解除の請求

- つぎの事由に該当するときは、被保険者は契約者に対し、ご契約の解除を請求することができます。この場合、被保険者から解除の請求を受けた契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。**②**

- 契約者が、当社に保険給付を行わせることを目的として死亡給付金の支払事由または保険料払込の免除事由を発生させた、または発生させようとした場合
- 契約者が、このご契約にもとづく保険給付の請求について詐欺を行った、または行おうとした場合
- 上記のほか、被保険者の契約者に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
- 契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者がご契約の申し込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

①ご契約を有効に継続させる制度

「IV. 保険料について ⑤
払い込みが困難なときの継続方法」をご参照ください。

②契約者死亡後は後継保険契約者への解除の請求となります。

4. 債権者等によりご契約が解約される場合の取り扱い

● 差押債権者、破産管財人等(債権者等といいます)によるご契約の解約は、解約の通知が当社に到着した時から1か月を経過した日に効力を生じます。ただし、つぎの条件をいずれも満たす死亡給付金の受取人が、契約者の同意を得て、解約の効力が生じるまでの間に、解約の通知が当社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、当社にその旨を通知したときは、解約の効力は生じません。

- 契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
- 契約者でないこと

4 基準保険金額の減額

ご契約後に所定の取扱範囲内で基準保険金額を減額することができます。なお、減額分は解約したものとして取り扱います。



- ご注意
 - 減額後に元のご契約に戻す(復旧する)取り扱いはできません。

5 契約者貸付制度

一時的に資金がご入用のときに、所定の取扱範囲内で必要な資金を貸し付けする制度です。この制度を利用されるときは、コンタクトセンターまでご連絡ください。貸し付けできる金額は、契約内容、契約年数などにより異なります。特に、ご契約後短期間の場合などは貸し付けできないこともあります。

1. 貸付金の限度額

- 貸付金の限度額は、解約返還金の一定範囲となります。

2. 貸付金の利息

- 貸付金の利息は、当社所定の貸付利率①により複利で計算します。

3. 貸付金の返済および精算

- 全額返済のほか、貸付元利金の一部を返済いただくこともできます。
- 学資金などをお支払いする場合、ご契約の消滅や契約内容の変更により当社からの支払金がある場合には、貸付元利金が差し引かれて精算されます。



- 貸付日から1年を経過するごとに利息が貸付金に繰り入れられます。また、追加して貸し付けを利用された場合には、追加貸付日時点の利息が貸付金に繰り入れられます。したがって、貸し付けが長期にわたりますと、貸付元利金が増えて解約返還金の額を上回り、ご契約の効力を失うことがありますので、計画的な返済をおすすめします。
- 当社の社員がお客さまから現金をお預かりすることや、当社の口座以外への振込を案内することはできません。また、暗証番号をお伺いすることもありません（当社の募集代理店も同様です）。

①金融情勢の変化およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります。適用される利率は、当社ホームページをご覧ください。

6 契約者・後継保険契約者などの変更

契約者、後継保険契約者、指定代理請求人はつぎの取り扱いで変更できます。変更されるときは、コンタクトセンターまでご連絡ください。

1. 契約者の変更

- 契約者は、被保険者と当社の同意を得て、契約者を変更することができます。
- 契約者を変更しますと、保険契約上の権利義務(受取人を変更する権利、保険料を払い込む義務など)はすべて新たな契約者に引き継がれます。
- 新たに契約者になる方には**告知または診査①**をしていただきます。健康状態などによっては変更できないこともあります。なお、保険契約の型が「C型」の場合、告知および診査は不要です。
- 新たに契約者になる方は被保険者の父母または祖父母で、当社所定の年齢範囲の方に限ります。
- この保険の保険料の払い込みが免除されている場合、契約者を変更することはできません。ただし、保険料払込期間満了後は契約者変更を取り扱います。
- 契約者の変更の場合には、所定の方法で計算した差額金を授受し、将来に向かって保険料を改めます。変更の効力は、その差額金をお払い込みいただく必要がない場合は告知の時から、所定の方法で計算したその差額金をお払い込みいただく必要がある場合はその差額金を当社が受け取った時から生じます。②
- 保険契約の型が「A型」「B型」の場合、契約者を変更するときに限り、同時に保険契約の型を「C型」に変更することができます。この場合、つぎのとおり取り扱います。

- 告知および診査は不要です。
- 所定の方法で計算した差額金を授受し、将来に向かって保険料を改めます。
- 変更の効力は、所定の方法で計算した差額金をお払い込みいただく必要がない場合は当社が変更を承諾した時から、その差額金をお払い込みいただく必要がある場合はその差額金を当社が受け取った時から生じます。



- 契約者(契約者の死亡後は後継保険契約者)の変更にともない、学資金・死亡給付金の受取人も自動的に変更されます。これらの受取人のみの変更はできません。

❶**告知または診査**
「I. ご契約に際して ❶ 告知義務」をご参照ください。

❷保険料払込期間が満了している場合または保険契約の型が「C型」の場合、保険料はそのままとし、変更の効力は当社が変更を承諾した時から生じます。

2. 後継保険契約者の変更

- 契約者は、被保険者と当社の同意を得て、後継保険契約者を変更することができます。
- 新たに後継保険契約者となる方は、被保険者、被保険者の父母、被保険者の2親等内のその他の親族のうちから1人に限ります。
- 契約者の死亡後、保険契約上の一切の権利義務を契約者から承継した後継保険契約者は、被保険者と当社の同意を得て、新たに、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。また、後継保険契約者と被保険者が異なる場合で、契約者の死亡後に後継保険契約者が死亡されたときは、以後被保険者が後継保険契約者として、保険契約上の一切の権利義務を承継します。

3. 契約者代理人・指定代理請求人の変更

- 契約者代理人の変更は取り扱いません。**①**
- 指定代理請求人が指定されている場合、契約者は、当社の承諾を得て、指定代理請求人を変更することができます。
- 当社が定める指定代理請求人の要件**②**を満たさなくなった場合には、指定代理請求人の変更を行っていただく必要があります。

①この場合、後継保険契約者を変更してください。

②「**② 手続き・請求を代理する制度 2. 指定代理請求特約**」をご参照ください。

7 住所などの変更・改姓改名

転居などによって、当社に登録している住所などの情報を変更されるとき、また契約者・被保険者・後継保険契約者・契約者代理人・指定代理請求人が改姓または改名されたときは、コンタクトセンターまでご連絡ください。



ご注意

- 住所変更の連絡がない場合、当社に登録している住所に送付した通知は、通常到達するために必要な期間を経過した時に、契約者に到達したものとします。

③金利水準などにより変更することがあります。利率については当社ホームページをご覧ください。

8 契約者配当金

契約者配当金は毎年の決算により積み立てた契約者配当準備金の中から割り当てられます。

- 契約者配当金は、当社所定の利率**④**による利息をつけて積み立てておき、ご契約が消滅したとき、または契約者（契約者死亡後は後継保険契約者）から請求があったときにお支払いします。
- 加入から長期間継続したご契約に対して特別配当をお支払いすることができます。



ご注意

- 毎年の決算の状況によっては契約者配当金が支払われないこともあります。

9 税法上の取り扱い

1. 生命保険料控除

- 一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料それぞれについて所得税・住民税とともに所得控除を受けることができます。^①
- 受取人すべてが、保険料の払い込みをする方またはその配偶者、その他の親族となっているご契約に限ります。
- 控除の対象となる正味払込保険料は、1月から12月までにお払い込みいただいた保険料から、その年に受け取られた配当金(その年に新たに積み立てられた配当金を含みます)を差し引いたものです。
- 「生命保険料控除証明書」は毎年10月以降に当社から送付します。なお、「生命保険料控除証明書」の発行の時期や方法等については、変更する場合があります。

①詳細については、当社ホームページでご覧いただけます。

2. 学資金・満期保険金・死亡給付金の受け取り時の課税取り扱い

	受取人	契約例			課税の種類
		契約者	被保険者	受取人	
学資金 満期保険金	契約者(契約者が死亡された後は後継保険契約者)	父	子	父	所得税 (雑所得)
死亡給付金	契約者(契約者が死亡された後は後継保険契約者)	父	子	父	所得税 (一時所得)



- ご注意
- 2012年1月1日より前に加入のご契約については、生命保険料控除の取り扱いが異なります。
 - 所得税の課税の対象となるものについては住民税が課税されます。
 - 税務の取り扱いについては、**2025年9月時点**の法令等にもとづいたものであり、将来的に変更されることもあります。変更された場合には、変更後の取り扱いが適用されますのでご注意ください。詳細については、税理士や所轄の税務署等にご確認ください。

VI. 会社・制度のご案内

1 当社の組織形態

保険会社には「相互会社」と「株式会社」がありますが、当社は「株式会社」です。株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社の保険契約者は、相互会社の保険契約者のように「社員」(構成員)として会社の運営に参加することはできません。

2 個人情報の取り扱い

当社では、お客様の個人情報を以下の利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

- 各種保険契約の引き受け・継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスの案内・提供、ご契約の維持管理
- 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- その他保険に関連・付随する業務

※個人情報保護方針については、[当社ホームページ](https://www.dai-ichi-life.co.jp/)(<https://www.dai-ichi-life.co.jp/>)でご覧いただけます。

3 本人特定事項等の確認

当社では、犯罪による収益の移転防止に関する法律にもとづき、保険契約締結等の際、お客様の本人特定事項(氏名、住所、生年月日等)、取引を行う目的、職業または事業の内容等の確認を行っております。これは、お客様の取引に関する記録の保存を行うことで、金融機関等がテロリズムに対する資金供与に利用されたり、マネー・ローンダリングに利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。なお、本人特定事項等を変更されたときは、コンタクトセンターまでご連絡ください。

4 米国法「FATCA」

当社では、米国法「FATCA（外国口座税務コンプライアンス法）」実施に関する日米関係官庁間の声明にもとづき、保険契約締結等の際、お客さまが所定の米国納税義務者であるかを確認し、該当する場合には米国内国歳入庁あてに契約情報等の報告を行っております。なお、渡米等の環境の変化等によって、所定の米国納税義務者に該当することとなった場合は、コンタクトセンターまでご連絡ください。

※「FATCA」とは、米国納税義務者による米国外の金融口座等を利用した租税回避を防ぐ目的で、米国外の金融機関に対し、顧客が米国納税義務者であるかを確認すること等を求める法律です。

詳しくは、[当社ホームページ](https://www.dai-ichi-life.co.jp/)(<https://www.dai-ichi-life.co.jp/>)でご確認ください。

5 居住地国（納税義務国）等の届出

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律にもとづき、保険契約締結等の際、お客さまには居住地国（納税義務国）等を届け出してください義務があります。当社は、その届出の内容にもとづき、国税庁（所轄の税務署長）あてに一定の契約情報等の報告を行うことがあります。報告した契約情報等は、租税条約等の情報交換規定にもとづき、各国の税務当局と自動的に交換されることになります。なお、居住地国に異動があった場合は、コンタクトセンターまでご連絡ください。

※詳しくは、[当社ホームページ](https://www.dai-ichi-life.co.jp/)(<https://www.dai-ichi-life.co.jp/>)でご確認ください。

6 支払査定時照会制度

保険金、年金または給付金(以下「保険金等」といいます)の請求に際し、お客さまの契約内容等を照会させていただくことがあります。

- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます)とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等(以下「保険契約等」といいます)の解除、取消もしくは無効の判断(以下「お支払い等の判断」といいます)の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」にもとづき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。
- 保険金等の請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」にもとづき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会をなし、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること(以下「相互照会」といいます)があります。相互照会される情報は下記の相互照会事項に限定され、請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会にもとづき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがあります、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。
- 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。契約者、被保険者または死亡保険金等受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア)～オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、当該情報の利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細については、コンタクトセンターにご照会ください。
ア)当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
イ)当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
ウ)本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
エ)当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きい場合
オ)本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

つぎの事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- ①被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡までとします)
- ②保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとします)
- ③保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

- 「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、[一般社団法人生命保険協会ホームページ](https://www.seiho.or.jp/)(<https://www.seiho.or.jp/>)の「会員会社一覧」をご参照ください。
- 「支払査定時照会制度」の最新の内容については、[当社ホームページ](https://www.dai-ichi-life.co.jp/personal_date/satei.html)(https://www.dai-ichi-life.co.jp/personal_date/satei.html)をご確認ください。

7 保険金額などの削減

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。
- 保険業法にもとづき設立された生命保険契約者保護機構により、会員である生命保険会社(当社は会員として加入しています)が万一経営破綻に陥った場合に、保険契約者保護の措置が図られます。この場合でも、保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

8 生命保険契約者保護機構

当社は、「生命保険契約者保護機構」(以下「保護機構」といいます)に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法にもとづき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引き受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助および保険金請求権等の買い取りを行う等により、保険契約者等の保護を囲り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定(※1)に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約(※2)を除き、責任準備金等(※3)の90%とすることが、保険業法等で定められています(保険金・年金等の90%が補償されるものではありません(※4))。
- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度(保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度)が設けられる可能性もあります。

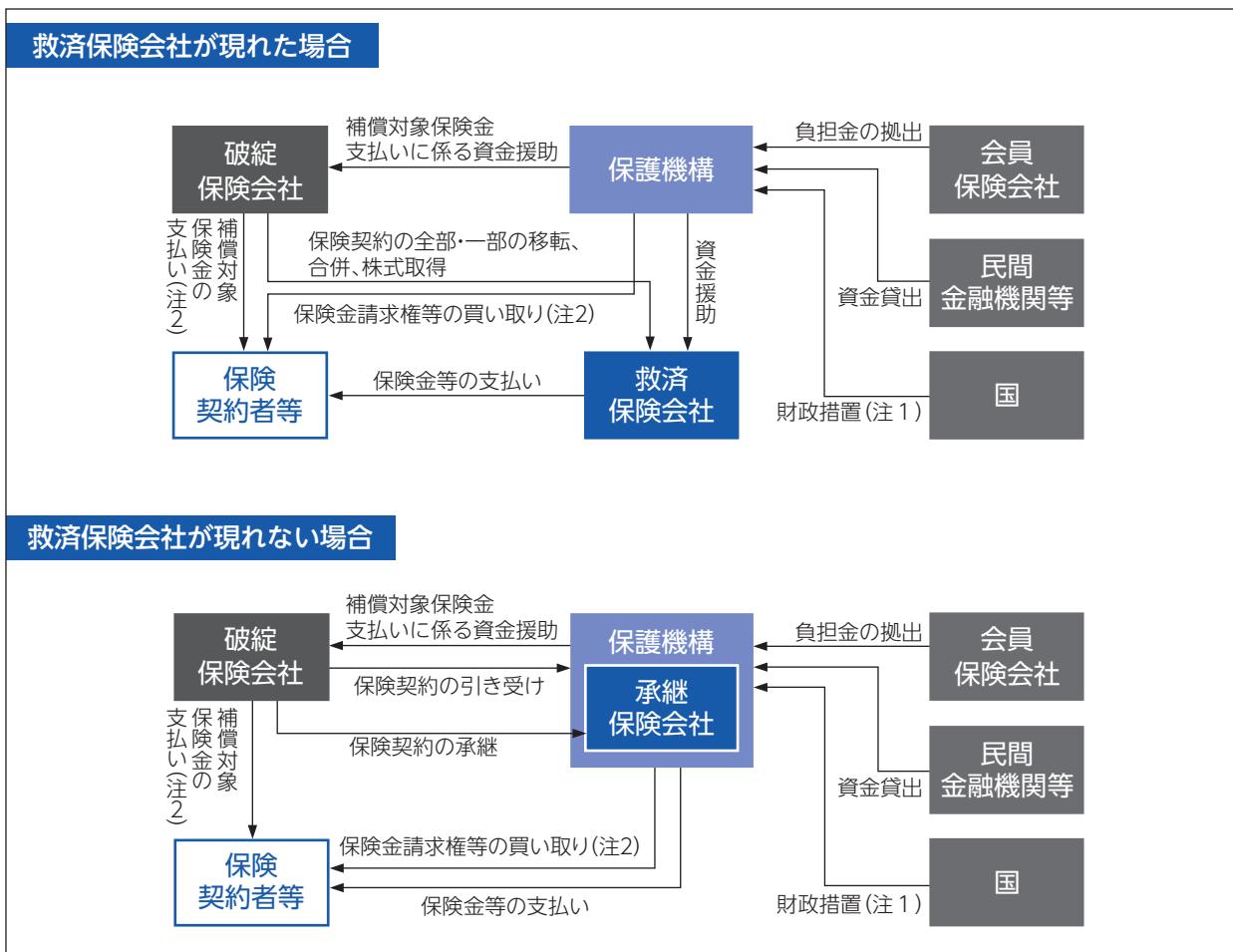
(※1)特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証(最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等)のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続きにおいては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することができます(実際に削減しないか否かは、個別の更生手続きの中で確定することとなります)。

(※2)破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率(※1)をこえていた契約を指します(※2)。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率 = $90\% - \{(\text{過去 } 5 \text{ 年間における各年の予定利率} - \text{ 基準利率}) \text{ の総和} \div 2\}$

- (＊1)基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社または保護機構のホームページで確認できます。
- (＊2)一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者ごとに予定利率が異なる場合には、被保険者ごとに独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者ごとに高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。
- (※3)責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金等をいいます。
- (※4)個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

■しくみの概略図



(注1) 上記の「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故にもとづく補償対象契約の保険金等の支払い、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買い取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります（高予定利率契約については、（※2）に記載の率となります）。



補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容はすべて**2025年9月時点**の法令にもとづいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

<生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取り扱いに関するお問い合わせ先>

生命保険契約者保護機構 電話 03-3286-2820
受付時間 9:00～12:00、13:00～17:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

MEMO

約 款

「ご契約についてのとりきめ」を記載したもので、
普通保険約款と特約条項があります。

「約款」の構成

「約款」は、基本的にはつぎのような構成になっています。条文によっては「項」や「号」がない場合もあります。

条 … 「第X条」と表記されています。「第X条」の右には、「条」の内容を簡潔に表現した「条題」が記載されています。

項 … 「X.」と表記されています。

号 … 「(X)」と表記されています。「条」や「項」の中で、列挙する事がある場合に「号」を設けて記載します。

※文中のXは数字です。

【例】「こども学資保険（2018）普通保険約款」の第11条の場合

第11条

第 11 条（保険料の払込方法（経路））

第 1 項 → 1. 保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者。以下本条において同じ。）は、当会社の定める取扱範囲で、つぎのいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

第 1 号 → (1) 当会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法

第 2 号 → (2) 当会社の指定したクレジットカードにより払い込む方法

第 3 号 → (3) 金融機関等の当会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法

第 4 号 → (4) 所属団体を通じ払い込む方法（所属団体と当会社との間にこの保険について団体取扱契約が締結されている場合に限ります。）

第 5 号 → (5) 当会社の本店または当会社の指定した場所に持参して払い込む方法

第 2 項 → 2. 保険契約者は、当会社の定める取扱にもとづき、第1項各号の保険料の払込方法（経路）の範囲内で、保険料の払込方法（経路）を変更することができます。

第 3 項 → 3. 保険料の払込方法（経路）が第1項第1号、第2号または第4号である保険契約において、その保険契約が当会社の取扱範囲外となったときまたは当会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、第2項の規定により保険料の払込方法（経路）を変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法（経路）の変更を行うまでの間の保険料については、当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込んでください。

こども学資保険（2018）普通保険約款 目次

この保険の趣旨

1. 用語の意義

第1条 用語の意義

2. 保険契約の型

第2条 保険契約の型

3. 学資金、満期保険金および死亡給付金の支払

- 第3条 学資金、満期保険金および死亡給付金の支払
- 第4条 学資金、満期保険金および死亡給付金の支払に関する補則
- 第5条 学資金の自動すえ置
- 第6条 学資金、満期保険金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所

4. 保険料払込の免除

- 第7条 保険料払込の免除
- 第8条 保険料払込の免除の請求

5. 当会社の責任開始期

第9条 当会社の責任開始期

6. 保険料の払込

- 第10条 保険料の払込
- 第11条 保険料の払込方法（経路）
- 第12条 年一括払保険料の前納
- 第13条 月払保険料の一括払

7. 保険料払込の猶予期間および猶予期間経過後の保険契約の取扱

- 第14条 保険料払込の猶予期間および猶予期間経過後の保険契約の取扱

8. 保険契約の失効取消

第15条 保険契約の失効取消

9. 保険契約の無効および取消

- 第16条 死亡給付金不法取得目的による無効
- 第17条 詐欺による取消

10. 告知義務および保険契約の解除

- 第18条 告知義務
- 第19条 告知義務違反による解除
- 第20条 保険契約を解除できない場合
- 第21条 重大事由による解除

11. 解約および解約返還金

- 第22条 解約および解約返還金
- 第23条 債権者等により保険契約が解約される場合の取扱

12. 基準保険金額の減額

第24条 基準保険金額の減額

13. 契約者貸付

第25条 契約者貸付

14. 保険契約者および後継保険契約者

- 第26条 保険契約者の変更
- 第27条 後継保険契約者の指定および変更
- 第28条 保険契約者の死亡による保険契約の権利義務の承継
- 第29条 後継保険契約者が死亡した場合の取扱
- 第30条 保険契約者の住所の変更

15. 年齢の計算その他の取扱

- 第31条 年齢の計算
- 第32条 契約年齢または性別に誤りがあった場合の取扱

16. 契約者配当金の割当および支払

- 第33条 契約者配当金の割当
- 第34条 契約者配当金の支払

17. 時効

第35条 時効

18. 法令等の改正等に伴う保険料払込の免除事由に関する規定の変更

- 第36条 法令等の改正等に伴う保険料払込の免除事由に関する規定の変更

19. 管轄裁判所

第37条 管轄裁判所

20. 出生前加入特則

- 第38条 特則の適用
- 第39条 被保険者
- 第40条 出生の通知
- 第41条 流産、死産等の場合の取扱
- 第42条 胎児が複数の場合の取扱
- 第43条 出生前に保険契約者が死亡した場合の取扱
- 第44条 契約年齢の計算の特例

21. 特別条件を受けた場合の特則

第45条 特別条件を受けた場合の特則

こども学資保険（2018）普通保険約款

(2026年1月2日改正)

(この保険の趣旨)

この保険は、つぎの給付を行うことを主な内容とするものです。

給付の内容	
学資金	被保険者が、所定の年齢に達する年単位の契約応当日に生存しているときに第1回の学資金を支払い、以後、第1回の学資金の支払日の年単位の応当日に生存しているときに3回にわたり学資金を支払います。
満期保険金	被保険者が保険期間満了時に生存しているときに支払います。
死亡給付金	被保険者が保険期間中に死亡したときに支払います。
保険料払込の免除	保険契約の型が「A型」の場合、保険契約者が、保険料払込期間中に、死亡したとき、悪性新生物と診断されたとき、急性心筋梗塞もしくは脳卒中により所定の状態に該当したとき、所定の身体障害状態に該当したときまたは所定の要介護状態に該当したときに、その後の保険料の払込を免除します。 保険契約の型が「B型」の場合、保険契約者が保険料払込期間中に死亡したときに、その後の保険料の払込を免除します。 保険契約の型が「C型」の場合、この給付はありません。

1. 用語の意義

第1条（用語の意義）

この普通保険約款において使用されるつぎの用語の意義は、それぞれつぎのとあります。

用語の意義	
学資金の支払日	(1) 第1回の学資金の支払日は、被保険者の年齢が17歳または18歳に達する年単位の契約応当日をいい、保険契約者が保険契約の締結の際にいずれかを指定するものとします。 (2) 第2回の学資金の支払日は、第1回の学資金の支払日の翌年の年単位の応当日とします。 (3) 第3回の学資金の支払日は、第2回の学資金の支払日の翌年の年単位の応当日とします。 (4) 第4回の学資金の支払日は、第3回の学資金の支払日の翌年の年単位の応当日とします。
後継保険契約者	第27条（後継保険契約者の指定および変更）、第28条（保険契約者の死亡による保険契約の権利義務の承継）または第29条（後継保険契約者が死亡した場合の取扱）の規定により指定または変更された者をいいます。ただし、これらの規定によって後継保険契約者と定められた者でも、保険契約者の死亡後にあって保険契約上の一切の権利義務を承継（この普通保険約款による承継。以下同じ。）されないこととなる者は、後継保険契約者にかかるこの普通保険約款および付加された特約条項の規定を適用しません。
責任開始期	保険契約の締結に際しては、当会社の保険契約上の責任が開始される時をいい、保険契約者の変更に際しては、その変更の効力が生じた時をいいます。なお、保険契約者の変更が行われた保険契約においては最後の保険契約者の変更の効力が生じた時をいうものとします。
契約応当日	毎月、半年ごとまたは毎年の契約日に対応する日をいい、毎月の契約日に対応する日を「月単位の契約応当日」、半年ごとの契約日に対応する日を「半年単位の契約応当日」、毎年の契約日に対応する日を「年単位の契約応当日」といいます。なお、契約日に対応する日のない月の場合は、その月の末日をいうものとします。

2. 保険契約の型

第2条 (保険契約の型)

- 保険契約の型は、保険給付の種類により、つぎのとあります。

保険契約の型	保険給付の種類
A型	学資金 満期保険金 死亡給付金 第7条（保険料払込の免除）第1項第1号の規定による保険料払込の免除
B型	学資金 満期保険金 死亡給付金 第7条第1項第2号の規定による保険料払込の免除
C型	学資金 満期保険金 死亡給付金

- 保険契約者は、保険契約の締結の際、第1項のいずれかの型を指定するものとします。
- 第26条（保険契約者の変更）第8項の場合を除き、第2項により指定された保険契約の型の変更は取り扱いません。

3. 学資金、満期保険金および死亡給付金の支払

第3条 (学資金、満期保険金および死亡給付金の支払)

この保険契約において支払う学資金、満期保険金および死亡給付金は、つぎのとあります。

学資金・満期保険金・死亡給付金を支払う場合 (以下「支払事由」といいます。)	支払額	受取人	支払事由に該当しても死亡給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
学資金	被保険者が学資金の支払日に生存しているとき	基準保険金額	保険契約者
満期保険金	被保険者が保険期間満了時に生存しているとき	基準保険金額	保険契約者
死亡給付金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	別表2の金額	保険契約者 (保険契約者の死亡後は後継保険契約者) の故意により、左記の支払事由に該当したとき

第4条 (学資金、満期保険金および死亡給付金の支払に関する補則)

- 保険契約者の死亡後は、後継保険契約者を学資金、満期保険金および死亡給付金の受取人とします。
- 学資金、満期保険金および死亡給付金の受取人を保険契約者（第1項の規定が適用される場合には、後継保険契約者以外の者に変更することはできません。
- 被保険者の生死が不明の場合でも、当会社が死亡したものと認めたときは、死亡給付金を支払います。
- 被保険者が保険期間中に死亡した場合は、保険契約は、その死亡時に消滅します。
- 保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者。ただし、被保険者と異なる者。以下本項において同じ。）が死亡した時と、被保険者が死亡した時の先後が明らかでない場合、保険契約の消滅については、保険契約者が先に死亡したものとして取り扱います。
- 保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）が故意に被保険者を死亡させたことによって、死亡給付金が支払われないとときは、責任準備金その他の返還金の払戻はありません。
- 第3条（学資金、満期保険金および死亡給付金の支払）の規定にかかわらず、戦争その他の変乱によって死亡した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、当会社は、その影響の程度に応じ、死亡給付金を削減して支払うことがあります。この場合、削減して支払う金額は、責任準備金額を下回ることはありません。
- 学資金、満期保険金または死亡給付金を支払うときに契約者貸付があるときは、当会社は、学資金、満期保険金または死亡給付金（第10条（保険料の払込）第8項の規定により支払われる返還金を含みます。）からその元利金を差し引き

ます。

第5条（学資金の自動すえ置）

1. 学資金については、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 学資金は、支払事由が生じたときから、当会社所定の利率による利息をつけて自動的にすえ置きます。
 - (2) 第1号の規定によりすえ置いた学資金は、保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者。以下本条において同じ。）から請求があったときまたは保険契約が消滅したときに保険契約者に支払います。
 - (3) 第1号の規定により学資金をすえ置くときに契約者貸付があるときは、当会社は、学資金からその元利金を差し引き、その残額をすえ置きます。
2. 第1項の規定にかかわらず、保険契約者から申出があった場合は、すえ置かずに支払うものとします。

第6条（学資金、満期保険金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所）

1. 死亡給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）は、すみやかに当会社に通知してください。
2. 満期保険金または死亡給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）は、当会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、満期保険金または死亡給付金を請求してください。
3. 学資金を請求するときは、保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）は、当会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
4. 本条の規定により学資金、満期保険金または死亡給付金（以下「学資金等」といいます。）の請求を受けた場合、学資金等は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日（当会社に到着した日が営業日でない場合は翌営業日。以下本条において同じ。）の翌日からその日を含めて5営業日以内に、当会社の本店で支払います。この場合、当会社が認めたときは、保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）の口座（当会社の指定した金融機関等の口座に限ります。）に払い込む方法により支払います。
5. 学資金等を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から学資金等の請求時までに当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認を行います。この場合には、第4項の規定にかかわらず、学資金等を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。
 - (1) 学資金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
第3条（学資金、満期保険金および死亡給付金の支払）に定める支払事由発生の有無
 - (2) 死亡給付金の免責事由に該当する可能性がある場合
死亡給付金の支払事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
当会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 - (4) この普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
 - (ア) 第2号および第3号に定める事項
 - (イ) 第21条（重大事由による解除）第1項第4号の事由に該当する事実の有無
 - (ウ) 保険契約者、後継保険契約者または被保険者の保険契約締結の目的に関する保険契約の締結時から学資金等の請求時までにおける事実
 - (I) 保険契約者、後継保険契約者または被保険者の死亡給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から死亡給付金の請求時までにおける事実
 6. 第5項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第4項および第5項の規定にかかわらず、学資金等を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合でも180日）を経過する日とします。
 - (1) 第5項各号に定める事項についての弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 - (2) 第5項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
 - (3) 第5項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、後継保険契約者または被保険者を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、第5項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 - (4) 第5項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
 7. 第5項および第6項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、後継保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかつたとき（当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかつたときを含みます。）は、当会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は学資金等を支払いません。
 8. 第5項または第6項に掲げる必要な事項の確認を行うときは、当会社は、学資金等を請求した者にその旨を通知します。
 9. この保険契約にもとづく諸支払金の支払時期および支払場所については、第4項の規定を準用します。

4. 保険料払込の免除

第7条 (保険料払込の免除)

1. 次表の保険料の払込を免除する場合のいずれかに該当したときは、当会社は、つぎに到来する第10条(保険料の払込)第2項の保険料期間以降の保険料の払込を免除します。ただし、次表の保険料払込の免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合のいずれかに該当するときは保険料の払込を免除しません。

(1) 保険契約の型が「A型」の場合

保険料の払込を免除する場合（以下「保険料払込の免除事由」といいます。）	保険料払込の免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合（以下「免責事由」といいます。）
(ア) 保険契約者が保険料払込期間中に死亡したとき	つぎのいずれかにより左記の保険料払込の免除事由に該当したとき (1) 責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内の保険契約者の自殺 (2) 後継保険契約者の故意
(イ) 保険契約者が、責任開始期以後、保険料払込期間中に、生まれて初めて悪性新生物（別表3）と医師により病理組織学的所見（生検）によって診断確定（病理組織学的所見が得られないときは、他の所見による診断確定も認めることができます。以下「診断確定」といいます。）されたとき	
(ウ) 保険契約者が、責任開始期以後に発病した疾病を原因として、保険料払込期間中につぎのいずれかの状態に該当したとき (a) 急性心筋梗塞（別表4）を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき (b) 急性心筋梗塞（別表4）を発病し、その疾病的治療を直接の目的として、病院または診療所（別表6）において、つぎのいずれかに該当する手術を受けたとき (i) 公的医療保険制度（別表7）における医科診療報酬点数表（別表8）に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為 (ii) 先進医療（別表9）に該当する診療行為（診断および検査を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。以下同じ。）	
(I) 保険契約者が、責任開始期以後に発病した疾病を原因として、保険料払込期間中につぎのいずれかの状態に該当したとき (a) 脳卒中（別表5）を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき (b) 脳卒中（別表5）を発病し、その疾病的治療を直接の目的として、病院または診療所（別表6）において、つぎのいずれかに該当する手術を受けたとき (i) 公的医療保険制度（別表7）における医科診療報酬点数表（別表8）に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為 (ii) 先進医療（別表9）に該当する診療行為	

保険料払込の免除事由	免責事由
(オ) 保険契約者が、責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因として、保険料払込期間中に、身体障害者福祉法にもとづき定められた身体障害者障害程度等級表（以下「身体障害者障害程度等級表」といいます。）に定める障害の級別の1級から3級までの障害に該当し（身体障害者障害程度等級表に定める障害に2つ以上該当し、その2つ以上の障害（以下「複数障害」といいます。）につき、各々の障害の該当する級別以上の級別に認定され、その複数障害が1級から3級までの障害に該当した場合を含みます。以下同じ。）、同法にもとづき障害の級別が1級から3級までである身体障害者手帳の交付があったとき。 この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害に、その障害の原因となった疾病または傷害と因果関係のない責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因とする障害が新たに加わって身体障害者障害程度等級表に定める障害の級別の1級から3級までの障害に該当し、同法にもとづき障害の級別が1級から3級までである身体障害者手帳の交付があったときを含みます。	つぎのいずれかにより左記の保険料払込の免除事由に該当したとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 保険契約者の犯罪行為 (3) 保険契約者の精神障害を原因とする事故 (4) 保険契約者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 保険契約者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 保険契約者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 保険契約者の薬物依存
(カ) 保険契約者が、責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因として、保険料払込期間中につぎのいずれかの要介護状態に該当したとき (a) 公的介護保険制度（別表10）における要介護2以上の状態（別表11）に該当し、要介護認定（別表12）において要介護2以上との認定を受け、その認定が効力を生じたとき (b) 当会社所定の状態（別表13）に該当し、その状態が、該当した日からその日を含めて180日間継続したとき	

(2) 保険契約の型が「B型」の場合

保険料払込の免除事由	免責事由
保険契約者が保険料払込期間中に死亡したとき	つぎのいずれかにより左記の保険料払込の免除事由に該当したとき (1) 責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内の保険契約者の自殺 (2) 後継保険契約者の故意

2. 保険契約者の生死が不明の場合でも、当会社が死亡したものと認めたときは、第1項の規定により保険料の払込を免除します。
3. 第1項第1号の保険料払込の免除事由の(イ)に該当した場合でも、責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に悪性新生物（別表3）と医師により診断確定されたときは、当会社は、保険料の払込を免除しません。ただし、責任開始期の属する日からその日を含めて90日経過後、保険料払込期間中に、保険契約者がその悪性新生物と因果関係のない悪性新生物と医師により診断確定されたときは、保険料の払込を免除します。
4. 保険契約者が責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に悪性新生物（別表3）と医師により診断確定された場合で、その診断確定日からその日を含めて180日以内（診断確定日からその日を含めて180日以内に保険料払込の免除の請求があった場合で、申出により保険契約を解除することができる旨を当会社が通知したときは、その通知した日からその日を含めて30日以内）に保険契約者からこの保険契約を解除する旨の申出があったときは、当会社は、すでに払い込まれた保険料（当会社からすでに支払った金額があるときはその金額を差し引きます。）を保険契約者に払い戻します。
5. 保険契約者が責任開始期前に悪性新生物（別表3）と医師により診断確定されていて、保険契約者がこの保険契約の締結または保険契約者の変更の際にその事実を知らなかった場合で、申出によりこの保険契約を解除することができる旨を当会社が通知した日からその日を含めて30日以内に保険契約者からこの保険契約を解除する旨の申出があったときは、当会社は、すでに払い込まれた保険料（当会社からすでに支払った金額があるときはその金額を差し引きます。）を保険契約者に払い戻します。
6. 告知義務違反による解除または重大事由による解除の規定によりこの保険契約の解除が行われる場合には、第4項および第5項の取扱は行いません。
7. 保険契約者が責任開始期前にすでに発病していた疾病を原因として責任開始期以後に第1項第1号の保険料払込の免除事由の(ウ)から(カ)までのいずれかに該当する状態に該当した場合でも、当会社が、保険契約の締結または保険契約者の変更の際に、告知等により知っていたその疾病に関する事実（保険媒介者のみが知っていた事実は含みません。）を用いて承諾したときは、責任開始期以後に発病した疾病を原因としてその状態に該当したものとみなして、第1項第1号の

- 規定を適用します。ただし、保険契約者がその疾病に関する事実の一部のみを告げたことにより、当会社が重大な過失なくその疾病に関する事実を正確に知ることができなかつた場合を除きます。
8. 保険契約者が複数障害により第1項第1号の保険料払込の免除事由の(イ)に該当した場合でも、その複数障害のうち一部の障害が免責事由により生じたものであるときは、免責事由により生じた障害以外の障害のみであつたとしても第1項第1号の保険料払込の免除事由の(イ)に該当する障害と同等の障害であると当会社が認めた場合は、保険料の払込を免除します。
 9. 第1項の規定にかかわらず、戦争その他の変乱によって第1項第1号の保険料払込の免除事由の(ア)または第1項第2号の保険料払込の免除事由に該当した保険契約者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、当会社は、保険料の払込を免除しないことがあります。
 10. 第1項の規定にかかわらず、地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって第1項第1号の保険料払込の免除事由の(イ)または(カ)に該当した保険契約者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、当会社は、保険料の払込を免除しないことがあります。
 11. 保険料の払込が免除された場合には、当会社は、以後第10条に定める保険料の払込方法（回数）に応じ、それぞれの契約応当日ごとに所定の保険料が払い込まれたものとして取り扱います。
 12. 保険契約者が死亡し、第1項の規定により保険料の払込が免除されないときは、保険契約は保険契約者の死亡時に消滅します。この場合、当会社は、責任準備金を保険契約者の法定相続人に支払います。

第8条（保険料払込の免除の請求）

1. 保険料払込の免除事由が生じたときは、保険契約者（保険契約者が死亡したことにより保険料払込の免除事由が生じたときは、後継保険契約者。以下本条において同じ。）は、すみやかに当会社に通知してください。
2. 保険契約者は、当会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、保険料払込の免除を請求してください。
3. 保険料払込の免除の請求については、第6条（学資金、満期保険金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所）第4項から第8項までの規定を準用します。この場合、第6条第5項の確認には、当会社の指定した医師による診断を含みます。

5. 当会社の責任開始期

第9条（当会社の責任開始期）

1. 当会社は、保険契約の申込を承諾した場合に、つぎの時から保険契約上の責任を負います。
 - (1) 保険契約の型が「A型」または「B型」の場合
保険契約の申込または保険契約者に関する告知のいずれか遅い時
 - (2) 保険契約の型が「C型」の場合
保険契約の申込の時
2. 第1項により当会社の責任が開始される日を契約日とします。
3. 保険期間および保険料払込期間の計算にあたっては契約日からその日を含めて計算します。
4. 当会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を交付し、これをもって承諾の通知とします。この場合、保険証券には、保険契約を締結した日を記載せず、第2項の契約日を記載します。

6. 保険料の払込

第10条（保険料の払込）

1. 保険料は、保険料払込期間中、毎回の保険料の払込方法（回数）にしたがい、第11条（保険料の払込方法（経路））第1項に定める保険料の払込方法（経路）により、保険料の払込方法（回数）ごとにつぎに定める期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。
 - (1) 第1回保険料の払込期月
責任が開始される日からその日を含めて責任が開始される日の属する月の翌々月末日まで
 - (2) 第2回以後の保険料の払込期月

保険料の払込方法（回数）	払込期月
月払	月単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
半年一括払	半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
年一括払	年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで

2. 第1項で払い込むべき保険料は、保険料の払込方法（回数）に応じ、それれづとのとおり、契約日または契約応当日から翌契約応当日の前日までの期間（以下「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。

保険料の払込方法（回数）	保険料期間
月払	契約日または月単位の契約応当日からつぎの月単位の契約応当日の前日まで
半年一括払	契約日または半年単位の契約応当日からつぎの半年単位の契約応当日の前日まで
年一括払	契約日または年単位の契約応当日からつぎの年単位の契約応当日の前日まで

3. 第1項第2号の保険料がそれぞれの契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにつぎのいずれかの事由

が生じたことにより保険料の払込を要しなくなったときは、当会社は、その払い込まれた保険料（保険料の一部の払込を要しなくなったときは、その払込を要しなくなった部分に限ります。）を保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者。以下本条において同じ。）に払い戻します。

- (1) 保険契約の消滅
- (2) 基準保険金額の減額
- (3) 保険料払込の免除事由

4. 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後その契約応当日の属する月の末日まで（第1回保険料については契約日以後第1回保険料の払込期月の末日まで）に死亡給付金の支払事由が生じたときは、当会社は、未払込保険料を支払うべき死亡給付金から差し引きます。ただし、死亡給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、第14条（保険料払込の猶予期間および猶予期間経過後の保険契約の取扱）に定める猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、死亡給付金を支払いません。
5. 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後その契約応当日の属する月の末日まで（第1回保険料については契約日以後第1回保険料の払込期月の末日まで）に保険料払込の免除事由が生じたときは、保険契約者は、第14条に定める猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、保険料払込の免除事由の発生により免除すべき保険料の払込を免除しません。
6. 保険契約者は、当会社の定める取扱にもとづき、保険料の払込方法（回数）を変更することができます。
7. 月払の保険契約が基準保険金額の減額等によって当会社の定める月払取扱の範囲外となつたときは、当会社の定める取扱にもとづき、保険料の払込方法（回数）を年一括払または半年一括払に変更します。
8. 年一括払契約または半年一括払契約の場合で、すでに保険料が払い込まれている保険料期間の中途でつぎのいずれかの事由が生じたことにより保険料の払込を要しなくなつたときは、当会社は、その事由が生じた日の直後に到来する月単位の契約応当日からその保険料期間の末日までの月数に応じた保険料の残額に相当する金額（保険料の一部の払込を要しなくなつたときは、その払込を要しなくなつた保険料に対応する部分に限ります。）の返還金を保険契約者に支払います。
 - (1) 保険契約の消滅。ただし、第4条（学資金、満期保険金および死亡給付金の支払に関する補則）第6項、第16条（死亡給付金不法取得目的による無効）または第17条（詐欺による取消）に該当する場合を除きます。
 - (2) 基準保険金額の減額
 - (3) 保険料払込の免除事由
9. 保険料の払込が免除されている保険契約については、第8項の規定は適用しません。
10. 月払契約の場合、すでに保険料が払い込まれている保険料期間の中途で第8項各号の事由が生じたときであっても、当会社は、その保険料期間に対応する保険料を払い戻しません。

第11条（保険料の払込方法（経路））

1. 保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者。以下本条において同じ。）は、当会社の定める取扱範囲で、つぎのいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。
 - (1) 当会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 - (2) 当会社の指定したクレジットカードにより払い込む方法
 - (3) 金融機関等の当会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
 - (4) 所属団体を通じ払い込む方法（所属団体と当会社との間にこの保険について団体取扱契約が締結されている場合に限ります。）
 - (5) 当会社の本店または当会社の指定した場所に持参して払い込む方法
2. 保険契約者は、当会社の定める取扱にもとづき、第1項各号の保険料の払込方法（経路）の範囲内で、保険料の払込方法（経路）を変更することができます。
3. 保険料の払込方法（経路）が第1項第1号、第2号または第4号である保険契約において、その保険契約が当会社の取扱範囲外となつたときは当会社の取扱条件に該当しなくなつたときは、保険契約者は、第2項の規定により保険料の払込方法（経路）を変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法（経路）の変更を行うまでの間の保険料については、当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込んでください。

第12条（年一括払保険料の前納）

1. 年一括払契約の場合、保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者。以下本条において同じ。）は、当会社の定める取扱にもとづき、将来の年一括払保険料2年分以上を前納することができます。この場合には、当会社の定めた方法で計算した保険料前納金を払い込んでください。
2. 第1項の保険料前納金は、当会社所定の利率による複利計算の利息をつけて当会社に積み立てて置き、年単位の契約応当日ごとに年一括払保険料の払込に充当します。
3. 前納期間が満了した場合に保険料前納金の残額があるときは、あらかじめ保険契約者から別段の申出がない限り、当会社の定める取扱にもとづき、次期以後の年単位の契約応当日ごとに、その残額を年一括払保険料の払込に順次充当します。
4. 保険料の払込を要しなくなつた場合に保険料前納金の残額があるときは、その残額（保険料の一部の払込を要しなくなつた場合は、その払込を要しなくなつた部分に限ります。）を保険契約者に払い戻します。

第13条（月払保険料の一括払）

1. 月払契約の場合、保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者。以下本条において同じ。）は、当会社の定める

取扱にもとづき、当月分以後の保険料を一括払することができます。この場合には、当会社の定めた方法で計算した保険料を一括で払い込んでください。

2. 保険料の払込を要しなくなった場合に一括払された保険料に残額があるときは、その残額（保険料の一部の払込を要しなくなった場合は、その払込を要しなくなった部分に限ります。）を保険契約者に払い戻します。

7. 保険料払込の猶予期間および猶予期間経過後の保険契約の取扱

第14条（保険料払込の猶予期間および猶予期間経過後の保険契約の取扱）

1. 保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。

保険料の払込方法（回数）	猶予期間
月払	払込期月の翌月初日から末日まで
半年一括払	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで（契約日または払込期月の契約応当日が月の末日の場合には、払込期月の翌月初日から翌々月の末日まで）
年一括払	

2. 第1項の規定にかかわらず、当会社の責任が開始される日を契約日とする月払契約について、当会社が認めたときは、第2回保険料の猶予期間を第1回保険料の猶予期間の満了日まで延長して取り扱います。

3. 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、つぎのとおりとします。

(1) 第1回保険料の場合

保険契約を無効とします。ただし、第10条（保険料の払込）第4項および第5項ならびに本条第4項および第5項の規定にもとづき、猶予期間の満了日までに死亡給付金の支払事由が生じ死亡給付金を支払う場合、または保険料払込の免除事由が生じ保険料払込を免除する場合を除きます。

(2) 第2回以後の保険料の場合

保険契約は猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。この場合、保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者。以下本条において同じ。）は、解約返還金と同額の返還金を請求することができます。

4. 猶予期間中に学資金または死亡給付金の支払事由が生じたときは、当会社は、未払込保険料を支払うべき学資金または死亡給付金から差し引きます。ただし、学資金または死亡給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、学資金または死亡給付金を支払いません。

5. 猶予期間中に保険料払込の免除事由が生じたときは、保険契約者は、その猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、保険料払込の免除事由の発生により免除すべき保険料の払込を免除しません。

8. 保険契約の失効取消

第15条（保険契約の失効取消）

1. 第14条（保険料払込の猶予期間および猶予期間経過後の保険契約の取扱）第3項第2号または第25条（契約者貸付）第7項の規定により保険契約が効力を失った場合でも、保険契約が効力を失った日からその日を含めて2ヶ月（以下「失効取消期間」といいます。）以内に、保険契約者から当会社の本店または指定した場所に保険料期間がすでに到来している未払込保険料（第25条第7項の規定により保険契約が効力を失った場合には、あわせて払い込むべき金額を含みます。）が払い込まれたときは、当会社は、保険契約が効力を失わなかつたものとして取り扱います。

2. 第1項の規定が適用される場合で、失効取消期間中に、保険契約が効力を失っていなかつたとすれば学資金等の支払事由または保険料払込の免除事由が生じていたときは、当会社は、その学資金等を支払いまたは保険料の払込を免除します。

9. 保険契約の無効および取消

第16条（死亡給付金不法取得目的による無効）

保険契約者（保険契約者の変更の場合には、新たに保険契約者となる者）が死亡給付金を不法に取得する目的または他人に死亡給付金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結または保険契約者の変更をしたときは、保険契約を無効とし、当会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

第17条（詐欺による取消）

保険契約の締結または保険契約者の変更に際して、保険契約者（保険契約者の変更の場合には、新たに保険契約者となる者）、後継保険契約者または被保険者に詐欺の行為があったときは、当会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、当会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

10. 告知義務および保険契約の解除

第18条（告知義務）

当会社が、保険契約の締結または保険契約者の変更の際、保険料払込の免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法を含みます。以下同じ。）で告知を

求めた事項について、保険契約者（保険契約者の変更の場合には、新たに保険契約者となる者）は、その書面により告知することを要します。ただし、当会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。なお、保険料払込期間が満了している場合、すでに保険料の払込が免除されている場合または保険契約の型が「C型」の場合、本条の規定は適用しません。

第19条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者（保険契約者の変更の場合には、新たに保険契約者となる者。以下本条において同じ。）が、故意または重大な過失によって、第18条（告知義務）の規定により当会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかつた場合は事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
2. 当会社は、保険料払込の免除事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、保険料の払込を免除しません。また、すでに保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかつたものとして取り扱います。
3. 第2項の規定にかかわらず、保険料払込の免除事由が解除の原因となった事実によらなかつたことを保険契約者、後継保険契約者または被保険者が証明したときは、保険料の払込を免除します。
4. 本条の規定によって保険契約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者。以下本条において同じ。）に通知します。ただし、保険契約者の住所または居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、後継保険契約者または被保険者に通知します。
5. 本条の規定によって保険契約を解除したときは、当会社は、解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。

第20条（保険契約を解除できない場合）

当会社は、つぎのいずれかの場合には第19条（告知義務違反による解除）の規定による保険契約の解除をすることができません。ただし、第4号または第5号に定める行為がなかつたとしても、保険契約者（保険契約者の変更の場合には、新たに保険契約者となる者。以下本条において同じ。）が、第18条（告知義務）の規定により当会社が告知を求めた事項のうち解除の原因となる事実について、事実を告げなかつたと認められる場合または事実でないことを告げたと認められる場合には、第4号および第5号の規定は適用しません。

- (1) 当会社が、保険契約の締結または保険契約者の変更の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかつたとき
- (2) 当会社が、解除の原因があることを知った日の翌日からその日を含めて1カ月を経過したとき
- (3) 責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過したとき。ただし、責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に、つぎのいずれかに該当した場合（責任開始期前に原因が生じていたことにより、保険料払込の免除が行われない場合またはつぎの(イ)もしくは(ウ)に該当した場合を含みます。）を除きます。
 - (ア) 保険料払込の免除事由が生じたとき
 - (イ) 保険料払込の免除事由の(カ)の(a)に定める障害に該当したとき
 - (ウ) 保険料払込の免除事由の(カ)の(a)に定める要介護2以上の状態（別表11）に該当したとき
- (4) 当会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（当会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者が第18条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
- (5) 保険媒介者が、保険契約者に対し、第18条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をしないことを勧めたときまたは事実でないことを告げることを勧めたとき

第21条（重大事由による解除）

1. 当会社は、つぎのいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向かって保険契約を解除することができます。
 - (1) 保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）が死亡給付金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および死亡保険金の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 保険契約者、後継保険契約者または被保険者がこの保険契約の保険料の払込を免除させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (3) この保険契約の死亡給付金または保険料払込の免除の請求に関し、保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）に詐欺行為（未遂を含みます。）があつた場合
 - (4) 保険契約者、後継保険契約者または被保険者が、つぎのいずれかに該当する場合
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、当会社の保険契約者、後継保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から第4号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
 - (6) 当会社の保険契約者、後継保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする第1号から第5号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
2. 当会社は、学資金等の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による学資金等を支払いません。また、すでにその支払事由により学資金等を支払っているときは、当会社は、その返還を請求します。
- (2) 第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた保険料払込の免除事由による保険料払込の免除を行いません。また、すでにその保険料払込の免除事由により保険料の払込を免除していたときは、当会社は、保険料の払込を免除しなかつたものとします。
3. 本条の規定によって保険契約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者。以下本条において同じ。）に通知します。ただし、保険契約者の住所または居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、後継保険契約者または被保険者に通知します。
4. 本条の規定によって保険契約を解除したときは、当会社は、解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。

11. 解約および解約返還金

第22条（解約および解約返還金）

1. 保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者。以下本条において同じ。）は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約し、解約返還金を請求することができます。
2. 解約返還金は、経過年月数（保険料払込中の保険契約において経過年月数が保険料の払込年月数をこえている場合は払込年月数）により計算します。
3. 第1項の請求をするときは、保険契約者は、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。
4. 解約返還金は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日（当会社に到着した日が営業日でない場合は翌営業日）の翌日からその日を含めて5営業日以内に、当会社の本店で支払います。この場合、当会社が認めたときは、保険契約者の口座（当会社の指定した金融機関等の口座に限ります。）に払い込む方法により支払います。

第23条（債権者等により保険契約が解約される場合の取扱）

1. 差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）により保険契約が解約されるときは、解約する旨の通知が当会社に到着した時から1ヶ月を経過した日にその効力が生じます。
2. 第1項の解約が通知された場合でも、通知の時においてつぎのすべてを満たす死亡給付金の受取人が、保険契約者の同意を得て、第1項の解約の効力が生じるまでの間に、第1項の解約の通知が当会社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、当会社にその旨を通知したときは、第1項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
3. 第2項の通知をするときは、死亡給付金の受取人は、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。
4. 第1項の解約の通知が当会社に到着した時から、その解約の効力が生じるまでまたは第2項の規定により解約の効力が生じなくなるまでに、学資金等の支払事由が生じ、当会社が学資金等を支払うべきときは、つぎのとおりとします。
 - (1) 当会社は、第1項の解約の通知が当会社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払います。ただし、学資金等の支払事由の発生により支払うべき金額を限度とします。
 - (2) 当会社は、学資金等の支払事由の発生により支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）に支払います。

12. 基準保険金額の減額

第24条（基準保険金額の減額）

1. 保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者。以下本条において同じ。）は、当会社の定める取扱にもとづき、基準保険金額を減額することができます。
2. 第1項の規定にかかわらず、つぎのいずれかに該当するときは、当会社は、基準保険金額の減額を取り扱いません。
 - (1) 減額後の基準保険金額が当会社所定の金額を下回るとき
 - (2) 保険料の払込が免除されたとき
3. 基準保険金額の減額をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
4. 基準保険金額の減額をした場合に、契約者貸付があるときは、この場合の返還金を、その元利金の返済にあてます。
5. 基準保険金額の減額をしたときは、減額分は解約したものとして取り扱います。

13. 契約者貸付

第25条（契約者貸付）

1. 保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者。以下本条において同じ。）は、解約返還金額の所定の範囲内（本条の貸付があるときは、その元利金を差し引きます。）で、貸付を受けることができます。ただし、貸付金が当会社所定の金額に満たない場合には、貸付を取り扱いません。
2. 本条の貸付を受けるときは、保険契約者は、貸付に必要な書類（別表1）を提出してください。
3. 本条の貸付金の利息は、当会社所定の利率により年複利で計算します。
4. 保険契約者は、いつでも本条の貸付の元利金の全部または一部を返済することができます。
5. 保険契約が消滅した場合に、本条の貸付があるときは、当会社は、支払うべき金額からその元利金を差し引きます。

6. 本条の貸付の元利金が解約返還金額をこえたときは、保険契約者は、当会社所定の金額を払い込むことを要します。この場合、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。
7. 当会社が第6項の通知を発した日の属する月の翌月末日までに、当会社所定の金額が払い込まれない場合には、保険契約は、この期日の翌日から効力を失います。

14. 保険契約者および後継保険契約者

第26条（保険契約者の変更）

1. 保険契約者は、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 保険契約者の変更を請求するときは、保険契約者は、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。
3. 保険契約者の変更の場合には、当会社所定の金額を授受し、将来に向かって保険料を改めます。
4. 当会社が保険契約者の変更を承諾した場合には、つぎの時から変更の効力が生じるものとします。
 - (1) 当会社所定の金額の払込を要しない場合
新たに保険契約者となる者に関する告知の時
 - (2) 当会社所定の金額の払込を要する場合
当会社所定の金額を受け取った時（新たに保険契約者となる者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
5. 保険契約者の変更によって当会社所定の金額を返還する場合に、契約者貸付があるときは、この場合の返還金をその元利金の返済にあてます。
6. つぎの各号の場合には、当会社は、保険契約者の変更を取り扱いません。ただし、第3号の場合、保険料払込期間満了後は、保険契約者の変更を取り扱います。
 - (1) 新たに保険契約者となる者の契約日ににおける契約年齢が、当会社の定めた年齢範囲外であるとき
 - (2) 新たに保険契約者となる者が、当会社の定めた範囲外の者であるとき
 - (3) 保険料の払込が免除されているとき
7. 保険料払込期間が満了している場合または保険契約の型が「C型」の場合、第3項から第5項までの規定は適用しません。
8. 保険契約の型が「A型」または「B型」の場合で、本条の規定により保険契約者の変更を行うときは、同時に保険契約の型を「C型」に変更することができます。
9. 第8項の場合、第3項から第5項までの規定にかかわらず、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 当会社所定の金額を授受し、将来に向かって保険料を改めます。
 - (2) 当会社が第8項の変更を承諾した場合には、つぎの時から変更の効力が生じるものとします。
 - (ア) 当会社所定の金額の払込を要しない場合
当会社が承諾した時
 - (イ) 当会社所定の金額の払込を要する場合
当会社所定の金額を受け取った時
 - (3) 第8項の変更によって当会社所定の金額を返還する場合に、契約者貸付があるときは、この場合の返還金をその元利金の返済にあてます。

第27条（後継保険契約者の指定および変更）

1. 保険契約者は、保険契約締結の際、被保険者または被保険者の父母もしくはその他の親族のうちから1人を後継保険契約者として指定するものとします。
2. 保険契約者は、被保険者および当会社の同意を得て、後継保険契約者を変更することができます。
3. 保険契約者の死亡後、後継保険契約者は、被保険者および当会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
4. 第2項および第3項の場合、変更後の後継保険契約者は、第1項に定める範囲内のいずれか1人であることを要します。
5. 後継保険契約者の変更をするときは、保険契約者（第3項の場合には、後継保険契約者）は、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。

第28条（保険契約者の死亡による保険契約の権利義務の承継）

1. 保険契約者が死亡したときは、その死亡時に、保険契約上の一切の権利義務が後継保険契約者に承継されます。この場合、後継保険契約者は、保険契約者の死亡の事実を証する書類を添えて、すみやかに当会社に通知してください。
2. つぎのいずれかに該当する場合には、第1項の規定を適用しません。
 - (1) 保険契約者が死亡し、第7条（保険料払込の免除）第1項の規定により保険料の払込が免除されないとき。この場合、保険契約は、保険契約者の死亡時に消滅し、当会社は、責任準備金を保険契約者の法定相続人に支払います。
 - (2) 保険契約者が死亡した時と、後継保険契約者が死亡した時の先後が明らかでないとき
3. 保険料払込期間が満了している場合、すでに保険料の払込が免除されている場合または保険契約の型が「C型」の場合で、保険契約者が後継保険契約者の故意によって死亡したときは、つぎのとおりとします。
 - (1) 後継保険契約者と被保険者が異なるときは、被保険者が新たな後継保険契約者に変更されたものとし、第1項の規定により取り扱います。
 - (2) 後継保険契約者が被保険者であるときは、つぎのとおりとします。

- (ア) 保険契約者の法定相続人が新たな後継保険契約者に変更されたものとし、第1項の規定により取り扱います。
- (イ) 新たな後継保険契約者が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は他の後継保険契約者を代理するものとし、代表者が定まらないときまたはその所在が不明のときは、当会社が後継保険契約者の1人に対してした行為は、他の後継保険契約者に対しても効力を生じます。また、後継保険契約者が2人以上の場合には、その責任は連帯とします。

第29条（後継保険契約者が死亡した場合の取扱）

- 後継保険契約者と被保険者が異なる場合で、後継保険契約者が死亡したときは、その死亡時に、被保険者が新たな後継保険契約者に変更されたものとします。
- 保険契約者の死亡後、後継保険契約者が死亡し、第1項の規定により被保険者が新たな後継保険契約者となるときは、後継保険契約者の死亡時に、保険契約上の一切の権利義務が新たな後継保険契約者となる被保険者に承継されます。この場合、被保険者は、後継保険契約者の死亡の事実を証する書類を添えて、すみやかに当会社に通知してください。
- 後継保険契約者が死亡した時と、被保険者が死亡した時の先後が明らかでないときは、第2項の規定を適用しません。
- 後継保険契約者と被保険者が異なる場合で、保険契約者の死亡後に後継保険契約者が被保険者の故意によって死亡したときは、第1項および第2項の規定にかかわらず、後継保険契約者の法定相続人が新たな後継保険契約者に変更されたものとして、後継保険契約者の死亡時に、保険契約上の一切の権利義務が新たな後継保険契約者となる後継保険契約者の法定相続人に承継されます。この場合、後継保険契約者の法定相続人は、後継保険契約者の死亡の事実を証する書類を添えて、すみやかに当会社に通知してください。また、新たな後継保険契約者が2人以上の場合には、第28条（保険契約者の死亡による保険契約の権利義務の承継）第3項第2号(イ)の規定を適用します。

第30条（保険契約者の住所の変更）

- 保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者。以下本条において同じ。）が住所（通信先を含みます。）を変更したときは、すみやかに当会社の本店または当会社の指定した場所に通知してください。
- 保険契約者が第1項の通知をしなかったときは、当会社の知った最終の住所（通信先を含みます。）に発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

15. 年齢の計算その他の取扱

第31条（年齢の計算）

- 契約日における保険契約者および被保険者の年齢（以下「契約年齢」といいます。）は、満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。
- 保険契約締結後の保険契約者および被保険者の年齢は、第1項の契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

第32条（契約年齢または性別に誤りがあった場合の取扱）

- 保険契約申込書（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法を含みます。以下同じ。）に記載された保険契約者または被保険者の年齢に誤りがあった場合、実際の年齢が当会社の定める年齢の範囲外であったときは、当会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、その他のときは当会社の定める取扱にもとづき実際の年齢による保険料に改め保険料の差額の精算等を行います。
- 保険契約申込書に記載された保険契約者の性別に誤りがあった場合は、第1項の規定を準用して取り扱います。

16. 契約者配当金の割当および支払

第33条（契約者配当金の割当）

- 当会社は、当会社の定める方法により積み立てた契約者配当準備金のうちから、毎事業年度末に、つぎの保険契約に対して、契約者配当金を割り当てます。
 - つぎの事業年度中に、年単位の契約応当日が到来する保険契約。ただし、年単位の契約応当日が保険契約の有効中に到来する場合に限ります。
 - つぎの事業年度中に、保険期間の満了日の翌日が到来する保険契約
- 第1項のほか、契約日から所定年数を経過し、かつ、所定の条件を満たす保険契約に対しても、契約者配当金を割り当てることがあります。

第34条（契約者配当金の支払）

- 第33条（契約者配当金の割当）第1項の規定によって割り当てた契約者配当金は、つぎのとおり支払います。
 - 第33条第1項第1号の規定によって割り当てた契約者配当金は、つぎの事業年度に到来する年単位の契約応当日の前日に満了時に保険契約が有効である場合（保険料払込中の保険契約にあっては、その年単位の契約応当日の前日までの保険料が払い込まれていることを要します。）に限り、つぎの事業年度に到来する年単位の契約応当日から当会社所定の利率による複利計算の利息をつけて当会社に積み立てて置いて、保険契約が消滅したときまたは保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者。以下本条において同じ。）から請求があつたときに保険契約者に支払います。
 - 第33条第1項第2号の規定によって割り当てた契約者配当金は、保険期間の満了時に満期保険金とともに保険契約者に支払います。ただし、保険期間の満了日までの保険料が払い込まれていることを要します。
- 第33条第2項の規定によって割り当てた契約者配当金は、当会社の定める取扱にもとづき保険契約者に支払います。

3. 契約者配当金の支払時期および支払場所については、第6条（学資金、満期保険金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。

17. 時効

第35条（時効）

学資金等、解約返還金、契約者配当金その他この保険契約にもとづく諸支払金の支払または保険料払込の免除を請求する権利は、これらを行使することができる時から3年間行使しない場合には消滅します。

18. 法令等の改正等に伴う保険料払込の免除事由に関する規定の変更

第36条（法令等の改正等に伴う保険料払込の免除事由に関する規定の変更）

- 当会社は、第7条（保険料払込の免除）第1項第1号の保険料払込の免除事由の(ウ)または(イ)に関する規定にかかる法令等の改正または医療技術の変化があり、その改正または変化が保険料払込の免除事由の(ウ)または(イ)に関する規定に影響を及ぼすと認めたときは、主務官庁の認可を得て、この保険契約の保険料および基準保険金額を変更することなく保険料払込の免除事由の(ウ)または(イ)に関する規定を変更することがあります。
- 当会社は、第7条第1項第1号の保険料払込の免除事由の(オ)または(カ)に関する規定にかかる法令等の改正があり、その改正が保険料払込の免除事由の(ウ)または(イ)に関する規定に影響を及ぼすと認めたときは、主務官庁の認可を得て、この保険契約の保険料および基準保険金額を変更することなく保険料払込の免除事由の(ウ)または(イ)に関する規定を変更することができます。
- 第1項または第2項の規定により、保険料払込の免除事由に関する規定を変更するときは、当会社は、変更する日の2か月前までに、保険契約の型が「A型」である保険契約の保険契約者にその旨を通知します。

19. 管轄裁判所

第37条（管轄裁判所）

- この保険契約における学資金等の請求に関する訴訟については、つぎのいずれかの裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。
 - 当会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所
 - 学資金等の受取人（学資金等の受取人が2人以上いるときは、その代表者）の住所地と同一の都道府県内にある当会社の支社（同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社）の所在地を管轄する地方裁判所
- この保険契約における保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、第1項の規定を準用します。

20. 出生前加入特則

第38条（特則の適用）

この特則は、被保険者となるべき者が保険契約締結の際に胎児である場合に適用します。

第39条（被保険者）

第38条（特則の適用）における胎児（以下「胎児」といいます。）は、出生した時から被保険者となります。

第40条（出生の通知）

被保険者が出生したときは、保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）は、すみやかに当会社に、必要な書類（別表1）を提出して、その旨を通知してください。

第41条（流産、死産等の場合の取扱）

- 胎児が流産または死産等により出生しなかった場合（すでに保険料払込の免除事由が生じていたときを含みます。）には、保険契約を無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。
- 保険契約者は第1項の事実を知ったときは、当会社に、必要な書類（別表1）を提出して、その旨を通知してください。

第42条（胎児が複数の場合の取扱）

- 複数の胎児が出生した場合には、戸籍上先順位に記載される者を被保険者とします。
- 第1項の規定にかかるらず、胎児が複数の場合で、かつ、保険契約の締結の際に保険契約者から戸籍に記載されるべき順位によって被保険者となるべき者を指定する申出があったときは、戸籍上その順位に記載される者を被保険者とします。
- 第2項の場合、胎児の流産または死産等により、指定した戸籍上の順位に該当する者が出生しなかったときは、第41条（流産、死産等の場合の取扱）の規定により同様に取り扱います。

第43条（出生前に保険契約者が死亡した場合の取扱）

被保険者となるべき者の出生前に保険契約者が死亡した場合で、被保険者となるべき者が後継保険契約者であるときは、その者の出生した時に、保険契約上の一切の権利義務が承継されるものとします。

第44条（契約年齢の計算の特例）

契約日における被保険者の契約年齢は、第31条（年齢の計算）第1項の規定にかかわらず、0歳とします。

21. 特別条件を付けた場合の特則

第45条（特別条件を付けた場合の特則）

この保険契約の締結の際、保険契約者の健康状態その他が当会社の定めた基準に適合しない場合には、つぎのとおり、特定障害不担保法により取り扱います。

- (1) 次表の障害のうち、この保険契約の締結の際に当会社が指定した障害により保険料払込の免除事由の(オ)に該当したときは、保険料の払込を免除しません。

障害の名称	
01	視覚障害
02	聴覚障害

- (2) 保険契約者が複数障害により保険料払込の免除事由の(オ)に該当した場合で、その複数障害のうち一部の障害が特定障害不担保法の適用により保険料の払込が免除されないこととなる障害であるときは、特定障害不担保法の適用により保険料の払込が免除されないこととなる障害以外の障害のみであったとしても保険料払込の免除事由の(オ)に該当する障害と同等の障害であると当会社が認めた場合は、保険料の払込を免除します。

備考**1. 責任開始期以後に発病した疾病**

「責任開始期以後に発病した疾病」とは、その疾病（医学上重要な関係にある疾病を含みます。）について、責任開始期前につぎのいずれにも該当しない場合をいいます。

- (1) 保険契約者が医師の診療を受けたことがある場合
- (2) 保険契約者が健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことがある場合
- (3) 保険契約者が自覚可能な身体の異常が存在した場合

2. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 I C D – 10 (2013年版) 準拠」に記載された分類項目中の基本分類コードF 11.2、F 12.2、F 13.2、F 14.2、F 15.2、F 16.2、F 18.2、F 19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

別表1 請求書類

(1) 学資金、満期保険金、死亡給付金、保険料払込の免除の請求

項目		必要書類
1	学資金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票(受取人と同一人の場合は不要。また、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (3) 学資金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (4) 保険証券
2	満期保険金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票(受取人と同一人の場合は不要。また、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (3) 満期保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (4) 保険証券
3	死亡給付金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書(当会社が必要と認めた場合は当会社所定の様式による医師の死亡証明書) (3) 被保険者の死亡事実が記載された住民票(当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (4) 死亡給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 保険証券
4	保険料払込の免除	ア. 保険契約者の死亡により保険料払込の免除事由に該当した場合 (1) 当会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書(当会社が必要と認めた場合は当会社所定の様式による医師の死亡証明書) (3) 保険契約者の死亡事実が記載された住民票(当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (4) 後継保険契約者の戸籍抄本 (5) 保険証券 イ. 保険契約者の死亡以外の事由により保険料払込の免除事由に該当した場合 (1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 保険契約者の身体障害者手帳の写し(身体障害者手帳の交付があった場合) (4) 公的介護保険制度における要介護認定の結果を証する書類(公的介護保険制度における要介護認定を受けた場合) (5) 保険証券

(注) 1. 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることができます。
 2. 当会社は、請求書類について、書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることができます。

(2) その他

項目		必要書類
1	解約および解約返還金	(1) 当会社所定の解約および解約返還金請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
2	死亡給付金の受取人による保険契約の存続	(1) 当会社所定の保険契約存続通知書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険契約の存続を申し出る死亡給付金の受取人等が保険契約者または被保険者の親族であることを証する書類(保険契約の存続を申し出る者が被保険者本人である場合は不要) (4) 保険契約の存続を申し出る死亡給付金の受取人等の印鑑証明書(保険契約の存続を申し出る者が被保険者本人である場合は被保険者の印鑑証明書) (5) 債権者等に所定の金額を支払ったことを証する書類
3	基準保険金額の減額	(1) 当会社所定の保険契約内容変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
4	契約者貸付	(1) 当会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

項目	必要書類
5 保険契約者の変更	(1) 当会社所定の名義変更請求書 (2) 新たに保険契約者となる者についての当会社所定の告知書 (3) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (4) 保険証券
6 後継保険契約者の変更	(1) 当会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
7 積み立てを契約者配当金	(1) 当会社所定の支払請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
8 出生通知	(1) 当会社所定の通知書 (2) 被保険者の戸籍抄本 (3) 保険証券
9 流産・死産等の通知	(1) 当会社所定の通知書 (2) 医師または助産師の流産・死産等を証する書類 (3) 保険証券

(注) 1. 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることができます。また、5の請求の場合には新たに保険契約者となる者について、当会社の指定した医師に診断を行わせることができます。
 2. 当会社は、請求書類について、書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることができます。
 3. 1、2、3、4、6、7の請求の場合には、保険契約者が死亡しているときは、後継保険契約者の印鑑証明書を提出してください。

別表2 死亡給付金

死亡給付金はつぎの算式によって計算される金額とします。

$$(基準保険金額 \times 5) \times \frac{\text{経過月数}}{\text{契約日から保険料払込期間の満了日までの月数}} - \left(\begin{array}{l} \text{すでに支払事由が} \\ \text{生じた} \\ \text{学資金の合計額} \end{array} \right)$$

(注) 1. 上記の「経過月数」は、つぎのとあります。

(1) 保険料払込期間中

契約日から被保険者の死亡日の直後に到来する月単位の契約応当日の前日までの月数

(2) 保険料払込期間満了後

契約日から保険料払込期間の満了日までの月数

2. 基準保険金額の減額が行われた場合、上記の「基準保険金額」は、被保険者の死亡時の基準保険金額とします。また、上記の「すでに支払事由が生じた学資金の合計額」についても、保険契約の締結時から被保険者の死亡時の基準保険金額であったものとして計算します。

別表3 対象となる悪性新生物

1. 対象となる悪性新生物とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」に記載された分類項目中、次表の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

疾病名	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物<腫瘍>	C 00-C 14
	・口唇の悪性新生物<腫瘍>	C 00
	・舌根<基底>部の悪性新生物<腫瘍>	C 01
	・舌のその他及び部位不明の悪性新生物<腫瘍>	C 02
	・歯肉の悪性新生物<腫瘍>	C 03
	・口(腔)底の悪性新生物<腫瘍>	C 04
	・口蓋の悪性新生物<腫瘍>	C 05
	・その他及び部位不明の口腔の悪性新生物<腫瘍>	C 06
	・耳下腺の悪性新生物<腫瘍>	C 07
	・その他及び部位不明の大唾液腺の悪性新生物<腫瘍>	C 08
	・扁桃の悪性新生物<腫瘍>	C 09
	・中咽頭の悪性新生物<腫瘍>	C 10
	・鼻<上>咽頭の悪性新生物<腫瘍>	C 11
	・梨状陥凹<洞>の悪性新生物<腫瘍>	C 12
	・下咽頭の悪性新生物<腫瘍>	C 13
・その他及び部位不明確の口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物<腫瘍>	C 14	
消化器の悪性新生物<腫瘍>	C 15-C 26	
・食道の悪性新生物<腫瘍>	C 15	
・胃の悪性新生物<腫瘍>	C 16	
・小腸の悪性新生物<腫瘍>	C 17	
・結腸の悪性新生物<腫瘍>	C 18	
・直腸S状結腸移行部の悪性新生物<腫瘍>	C 19	
・直腸の悪性新生物<腫瘍>	C 20	
・肛門及び肛門管の悪性新生物<腫瘍>	C 21	
・肝及び肝内胆管の悪性新生物<腫瘍>	C 22	
・胆のう<囊>の悪性新生物<腫瘍>	C 23	
・その他及び部位不明の胆道の悪性新生物<腫瘍>	C 24	
・脾の悪性新生物<腫瘍>	C 25	
・その他及び部位不明確の消化器の悪性新生物<腫瘍>	C 26	
呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物<腫瘍>	C 30-C 39	
・鼻腔及び中耳の悪性新生物<腫瘍>	C 30	
・副鼻腔の悪性新生物<腫瘍>	C 31	
・喉頭の悪性新生物<腫瘍>	C 32	
・気管の悪性新生物<腫瘍>	C 33	
・気管支及び肺の悪性新生物<腫瘍>	C 34	
・胸腺の悪性新生物<腫瘍>	C 37	
・心臓、縦隔及び胸膜の悪性新生物<腫瘍>	C 38	
・その他及び部位不明確の呼吸器系及び胸腔内臓器の悪性新生物<腫瘍>	C 39	
骨及び関節軟骨の悪性新生物<腫瘍>	C 40-C 41	
・(四) 肢の骨及び関節軟骨の悪性新生物<腫瘍>	C 40	
・その他及び部位不明の骨及び関節軟骨の悪性新生物<腫瘍>	C 41	
皮膚の悪性黒色腫	C 43	
中皮及び軟部組織の悪性新生物<腫瘍>	C 45-C 49	
・中皮腫	C 45	
・カポジ肉腫	C 46	
・末梢神経及び自律神経系の悪性新生物<腫瘍>	C 47	
・後腹膜及び腹膜の悪性新生物<腫瘍>	C 48	
・その他の結合組織及び軟部組織の悪性新生物<腫瘍>	C 49	

疾病名	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	乳房の悪性新生物<腫瘍>	C50
	女性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C51-C58
	・外陰(部)の悪性新生物<腫瘍>	C51
	・腔の悪性新生物<腫瘍>	C52
	・子宮頸(部)の悪性新生物<腫瘍>	C53
	・子宮体部の悪性新生物<腫瘍>	C54
	・子宮の悪性新生物<腫瘍>、部位不明	C55
	・卵巣の悪性新生物<腫瘍>	C56
	・その他及び部位不明の女性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C57
	・胎盤の悪性新生物<腫瘍>	C58
	男性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C60-C63
	・陰茎の悪性新生物<腫瘍>	C60
	・前立腺の悪性新生物<腫瘍>	C61
	・精巣<睾丸>の悪性新生物<腫瘍>	C62
	・その他及び部位不明の男性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C63
	腎尿路の悪性新生物<腫瘍>	C64-C68
	・腎孟を除く腎の悪性新生物<腫瘍>	C64
	・腎孟の悪性新生物<腫瘍>	C65
	・尿管の悪性新生物<腫瘍>	C66
・膀胱の悪性新生物<腫瘍>	C67	
・その他及び部位不明の尿路の悪性新生物<腫瘍>	C68	
眼、脳及びその他の中権神経系の部位の悪性新生物<腫瘍>	C69-C72	
・眼及び付属器の悪性新生物<腫瘍>	C69	
・髄膜の悪性新生物<腫瘍>	C70	
・脳の悪性新生物<腫瘍>	C71	
・脊髄、脳神経及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物<腫瘍>	C72	
甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物<腫瘍>	C73-C75	
・甲状腺の悪性新生物<腫瘍>	C73	
・副腎の悪性新生物<腫瘍>	C74	
・その他の内分泌腺及び関連組織の悪性新生物<腫瘍>	C75	
部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物<腫瘍>	C76-C80	
・その他及び部位不明確の悪性新生物<腫瘍>	C76	
・リンパ節の続発性及び部位不明の悪性新生物<腫瘍>	C77	
・呼吸器及び消化器の続発性悪性新生物<腫瘍>	C78	
・その他の部位及び部位不明の続発性悪性新生物<腫瘍>	C79	
・悪性新生物<腫瘍>、部位が明示されていないもの	C80	
リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物<腫瘍>、原発と記載された又は推定されたもの	C81-C96	
・ホジキンリンパ腫	C81	
・ろ<濾>胞性リンパ腫	C82	
・非ろ<濾>胞性リンパ腫	C83	
・成熟T/NK細胞リンパ腫	C84	
・非ホジキンリンパ腫のその他及び詳細不明の型	C85	
・T/NK細胞リンパ腫のその他の明示された型	C86	
・悪性免疫増殖性疾患	C88	
・多発性骨髄腫及び悪性形質細胞性新生物<腫瘍>	C90	
・リンパ性白血病	C91	
・骨髓性白血病	C92	
・単球性白血病	C93	
・細胞型の明示されたその他の白血病	C94	
・細胞型不明の白血病	C95	
・リンパ組織、造血組織及び関連組織のその他及び詳細不明の悪性新生物<腫瘍>	C96	
独立した(原発性)多部位の悪性新生物<腫瘍>	C97	
真正赤血球増加症<多血症>	D45	
骨髓異形成症候群	D46	

疾病名	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物<腫瘍> (D 47) のうち、 ・慢性骨髄増殖性疾患 ・本態性(出血性)血小板血症 ・骨髄線維症 ・慢性好酸球性白血病〔好酸球增加症候群〕	D 47.1 D 47.3 D 47.4 D 47.5

2. 上記1.において、「悪性新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学（N C C監修）第3版（2012年改正版）」（平成26年9月10日発行）中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

第5桁性状コード番号
/3・・・悪性、原発部位
/6・・・悪性、転移部位
悪性、続発部位
/9・・・悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

備考（別表3）

- (1) 厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 I C D – 10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中の皮膚のその他の悪性新生物<腫瘍>（C 44）は、対象となる悪性新生物に該当しません。
- (2) 新生物の性状を表す第5桁コードが「/3」「/6」「/9」以外のものは「悪性新生物」に該当しません。また、国際対がん連合（U I C C）により発行された「TNM悪性腫瘍の分類 第7版」（平成22年9月20日発行）で病期分類が0期に分類されている病変は「悪性新生物」に該当しないものとします。
- したがって、上皮内新生物、上皮内癌、非浸潤癌、大腸粘膜内癌等は、対象となる悪性新生物に該当しません。

別表4 対象となる急性心筋梗塞

対象となる急性心筋梗塞とは、次表によって定義づけられる疾病とし、かつ、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 I C D – 10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、次表の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

疾病名	疾病の定義	分類項目	基本分類コード
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則としてつぎの3項目を満たす疾病 (1)典型的な胸部痛の病歴 (2)新たに生じた心電図の梗塞性変化 (3)心筋壊死を示す生化学マーカーの一過性上昇	○虚血性心疾患（I 20—I 25）のうち、 ・急性心筋梗塞 ・再発性心筋梗塞	I 21 I 22

別表5 対象となる脳卒中

対象となる脳卒中とは、次表によって定義づけられる疾病とし、かつ、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 I C D – 10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、次表の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

疾病名	疾病の定義	分類項目	基本分類コード
脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血および頭蓋外部からの塞栓が含まれる。）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病	○脳血管疾患（I 60—I 69）のうち、 ・くも膜下出血 ・脳内出血 ・脳梗塞	I 60 I 61 I 63

別表6 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎのいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または診療所
2. 第1号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表7 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、つぎのいずれかの法律にもとづく医療保険制度をいいます。

1. 健康保険法
2. 国民健康保険法
3. 国家公務員共済組合法
4. 地方公務員等共済組合法
5. 私立学校教職員共済法
6. 船員保険法
7. 高齢者の医療の確保に関する法律

別表8 医科診療報酬点数表

「医科診療報酬点数表」とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示にもとづき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

別表9 先進医療

「先進医療」とは、手術を受けた時点において、平成18年9月12日厚生労働省告示第495号「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養」第1条第1号の規定にもとづき、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。

別表10 公的介護保険制度

「公的介護保険制度」とは、介護保険法にもとづく介護保険制度をいいます。

別表11 要介護2以上の状態

「要介護2以上の状態」とは、平成11年4月30日厚生省令第58号「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」に定める要介護2から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

別表12 要介護認定

「要介護認定」とは、介護保険法に定める要介護認定をいいます。同法では、要介護認定はその申請のあった日（要介護認定の更新の場合は更新前の要介護認定の有効期間の満了日の翌日）にその効力を生じると定められています。なお、「要介護2以上との要介護認定」については、同法に定める要介護状態区分の変更の認定のうち、要介護2以上の状態以外の要介護状態区分からの変更の認定を含みます。

別表13 要介護状態による保険料払込の免除の対象となる当会社所定の状態

要介護状態による保険料払込の免除の対象となる「当会社所定の状態」とは、つぎの1. または2. のいずれかの状態をいいます。

1. つぎの(1)および(2)のいずれにも該当する状態
 - (1) 寝返りまたは歩行の際に、それぞれ表Aに定める介護を要する状態
 - (2) 表Bの1から4までの項目に定めるいずれかの行為の際に、それぞれ表Bに定める全面的な介護を要する状態であり、かつ、その他1項目以上の行為の際に、それぞれ表Bに定める全面的な介護を要する状態または部分的な介護を要する状態
2. つぎの(1)および(2)のいずれにも該当する状態
 - (1) 器質性認知症を原因として、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、表Cに定める問題行動が5項目

以上みられる状態

(2) 表Bの1から4までの項目に定めるいずれかの行為の際に、それぞれ表Bに定める全面的な介護を要する状態であり、かつ、その他1項目以上の行為の際に、それぞれ表Bに定める全面的な介護を要する状態または部分的な介護を要する状態

表A

項目	介護を要する状態
寝返り (身体にふとん等をかけない状態で横たわったまま左右のどちらかに向きを変えること)	つぎのいずれかに該当する状態 (1) ベッド柵、ひも、バー、サイドレールにつかまつても、他人の介助なしでは寝返りができない。 (2) ベッド柵、ひも、バー、サイドレールにつかまらなければ、1人で寝返りができない。
歩行 (歩幅や速度は問わず立った状態から5m以上歩くこと)	つぎのいずれかに該当する状態 (1) 杖、義手、義足、歩行器等の補助用具、装具を用いても、歩行ができない。 (2) 杖、義手、義足、歩行器等の補助用具、装具を用いたり、壁で手を支えたりしなければ歩行ができない。

(注) 上記について、時間帯等によって状況が異なる場合は、より頻回にみられる状況や日頃の状況にもとづくものとします。

表B

項目	全面的な介護を要する状態	部分的な介護を要する状態
1. 入浴	つぎのいずれかに該当する状態 (1) 介護者に抱えられなければ、一般家庭浴槽の出入りをすることができない。 (2) 自分では全く洗身(浴室でスポンジやタオルなどに石鹼等を付けて全身を洗うこと)を行うことができない。	つぎのいずれかに該当する状態 (1) 1人では一般家庭浴槽の出入りをすることができず、介護者が支える、手を貸すなど部分的に介助が必要である。 (2) 洗身において、身体の一部を洗う、石鹼等を付けるなど部分的に介助が必要である。
2. 排せつ	つぎのいずれかに該当する状態 (1) かなりの頻度で失禁してしまうので、あむつまでは特別な器具を使用している。 (2) 自分では排尿、排便後に身体の汚れたところの拭き取り始末ができない。 (3) 排尿、排便時に便器のまわり等を汚してしまったため、介護者が掃除をする必要がある。	_____
3. 清潔 ・整容	つぎのいずれかに該当する状態 (1) 自分では全く口腔清潔(はみがき・うがい等)を行うことができない。 (2) 自分では全く洗顔を行うことができない。 (3) 自分では全く整髪を行うことができない。 (4) 自分では全くつめ切りを行うことができない。	つぎのいずれかに該当する状態 (1) 口腔清潔において、歯ブラシやうがいの水の用意、はみがき粉を歯ブラシに付けるなど部分的に介助が必要である。 (2) 洗顔において、タオルの用意、衣服が濡れていなければ確認など部分的に介助が必要である。 (3) 整髪において、くしやブラシの用意など部分的に介助が必要である。 (4) つめ切りにおいて、右手のつめは自分で切れない、足のつめは自分で切れないなど部分的に介助が必要である。

項目	全面的な介護を要する状態	部分的な介護を要する状態
4. 衣服の着脱	<p>つぎのいずれかに該当する状態</p> <p>(1) 自分では全くボタンのかけはずしができない。</p> <p>(2) 自分では全く上衣の着脱ができない。</p> <p>(3) 自分では全くズボン、パンツ等の着脱ができない。</p> <p>(4) 自分では全く靴下の着脱ができない。</p>	<p>つぎのいずれかに該当する状態</p> <p>(1) ボタンのかけはずしの一部は自分で行っているが、部分的に介助が必要である。</p> <p>(2) 上衣の着脱の一部は自分で行っているが、上衣を常に持っている、麻ひがある側の腕のみ着せるなど部分的に介助が必要である。</p> <p>(3) ズボン、パンツ等の着脱の一部は自分で行っているが、最後に上まで上げるなど部分的に介助が必要である。</p> <p>(4) 靴下の着脱の一部は自分で行っているが、靴下を丸める、つま先だけはかせるなど部分的に介助が必要である。</p>
(注) 上記について、時間帯等によって状況が異なる場合は、より頻回にみられる状況や日頃の状況にもとづくものとします。また、上記に定める全面的な介護を要する状態および部分的な介護を要する状態には、運動機能の有無にかかわらず、器質性認知症により該当する状態を含むものとします。		

表C

問題行動
(1) ひどい物忘れがある。
(2) まわりのことに関心がない。
(3) 物を盗られたなど被害的になることがある。
(4) 作話をし周囲に言いふらすことがある。
(5) 実際にないものが見えたり、聞こえることがある。
(6) 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることがある。
(7) 夜間不眠あるいは昼夜の逆転がある。
(8) 暴言や暴行を行うことがある。
(9) 絶えず独話や同じ話をくり返したり、口や物を使って周囲に不快な音をたてる。
(10) 周囲に迷惑となるような大声をだすことがある。
(11) 助言や介護に抵抗することがある。
(12) 目的もなく動き回ることがある。
(13) 自分がどこにいるか分からず、「家に帰る」等と言い落ち着きがないことがある。
(14) 外出すると迷子になることがある。
(15) 徘徊をすることがある。
(16) むやみに物を集めことがある。
(17) 火の始末や火元の管理ができないことがある。
(18) むやみに物や衣類を壊したり、破いたりすることがある。
(19) 所かまわず排せつをする、または弄便等の不潔行為をすることがある。
(20) 異食行為がある。
(21) 周囲が迷惑している性的行動がある。
(注) 上記に定める問題行動がみられる状態とは、それについて少なくとも1週間に1回以上の頻度でみられる状態をいいます。

備考（別表13）

1. 器質性認知症

- (1) 「器質性認知症」とは、つぎのすべてに該当する場合をいいます。
- (ア) 脳内に後天的にあこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
- (イ) 正常に成熟した脳が、(ア)による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること
- (ウ) 平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、次表の基本分類コードに規定される内容によるもの

分類項目	基本分類コード
○アルツハイマー病の認知症	F 00
○血管性認知症	F 01
○ピック病の認知症	F 02.0
○クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F 02.1
○ハンチントン病の認知症	F 02.2
○パーキンソン病の認知症	F 02.3
○ヒト免疫不全ウイルス[HIV]病の認知症	F 02.4
○他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F 02.8
○詳細不明の認知症	F 03
○せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F 05）のうち、 ・せん妄、認知症に重なったもの	F 05.1
○神経系のその他の変性疾患、他に分類されないもの（G 31）のうち、 ・神経系のその他の明示された変性疾患 (レビュ小体型認知症に限ります。)	G 31.8

厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」以後に改訂された厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

- (2)(1)の「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

2. 意識障害

「意識障害」とは、つぎのようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとて反応することのできる状態を意識がはつきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏睡（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、すべての刺激に反応性を失った状態）にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンシア（意識混濁は軽いが、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁—意識の程度は動搖しやすいーに加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽いが、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

3. 見当識障害

「見当識障害」とは、つぎのいずれかに該当する場合をいいます。

(1) 時間の見当識障害

季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。

(2) 場所の見当識障害

今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。

(3) 人物の見当識障害

日頃接している周囲の人の認識ができない。

保険契約者代理特約条項

(2026年1月2日改正)

(この特約の趣旨)

この特約は、保険契約者（年金支払開始日以後の年金受取人を含みます。以下同じ。）が手続きを自ら行うことができない特別な事情があるときに、保険契約者があらかじめ指定した保険契約者代理人による手続きを可能とすることを主な内容とするものです。

第1条（特約の付加）

- 保険契約者は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の契約日以後、当会社の定める取扱にもとづき、当会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- この特約を主契約の契約日後に付加する場合には、保険契約者は、この特約の付加に関する書類を提出してください。この場合、その書類を当会社の本店または当会社の指定した場所で受け付けた日をこの特約の付加日とします。
- この特約を主契約に付加する場合には、保険契約者は、保険契約者代理人を1名指定することを要します。

第2条（保険契約者代理人が行うことのできる手続き）

- 保険契約者代理人が行うことのできる手続きは、つぎのとおりとします。
 - 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）および主契約に付加されている特約（この特約を除き、以下「各特約」といいます。）の特約条項の保険契約者が行うことのできる手続き
 - 保険契約者と保険金等（保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付をいい、その名称の如何を問いません。また、あわせて支払われる諸支払金およびすえ置かれた保険金等を含みます。以下同じ。）の受取人が同一人である場合における主約款および各特約の特約条項の保険金等の受取人が行うことのできる手続き。ただし、主約款および各特約の特約条項の保険金等の支払方法の選択に関する規定は適用しません。
- 第1項の規定にかかわらず、つぎのいずれかの手続きに該当する場合には、当会社は、保険契約者代理人による手続きは取り扱いません。
 - 保険契約者の変更
 - 保険金等の受取人の変更
 - 保険契約者代理人の変更
 - 後継保険契約者の変更
 - 保険契約者と被保険者が同一人である場合における告知を要する手続き
 - 主約款および各特約の特約条項の規定により被保険者が受取人と定められた保険金等の請求
 - 第1号から第6号のほか、当会社が定める手続き

第3条（保険契約者代理人による手続き）

- 保険契約者が手続きを自ら行うことができないつぎのいずれかに該当する特別な事情があるときは、保険契約者があらかじめ指定または第4条（保険契約者代理人の変更）の規定により変更した保険契約者代理人が、手続きに必要な書類（別表1）および特別な事情を示す書類（別表1）を提出して、保険契約者の代理人として手続きを行うことができます。
 - 手続きを行う意思表示が困難であると当会社が認めた場合
 - 悪性新生物等の当会社が認める傷病名の告知を受けていない場合（保険料払込の免除の請求または保険契約者と受取人が同一人である場合の保険金等の請求に限ります。）
 - その他第1号および第2号に準じる状態であると当会社が認めた場合
- 第1項の規定により保険契約者代理人が手続きを行う場合、保険契約者代理人は手続き時においてつぎのいずれかに該当することを要します。
 - つぎの範囲内の者
 - 保険契約者の戸籍上の配偶者
 - 保険契約者の直系血族
 - 保険契約者の3親等内の血族
 - 保険契約者と同居または生計を一にしている保険契約者の3親等内の親族
 - つぎの範囲内の者。ただし、当会社所定の書類（別表1）によりその事実が確認でき、かつ、保険契約者のために手続きを行うべき相当な関係があると当会社が認めた者に限ります。
 - 第1号(I)以外の者で、保険契約者と同居または生計を一にしている者
 - 保険契約者の財産管理を行っている者
 - その他保険契約者と同居もししくは生計を一にしている者または保険契約者の財産管理を行っている者と同等の関係にある者
- 第1項および第2項の規定にかかわらず、故意に保険契約者を第1項各号に定める状態に該当させた者または故意に保険金等の支払事由を生じさせた者は、保険契約者の代理人として手続きを行うことができません。
- 保険契約者代理人の変更が行われた場合、変更を行った後は、変更前に可能な手続きがあっても、変更を行う前の保険契約者代理人による手続きは取り扱いません。
- 本条の規定により保険契約者代理人が行った手続きは、保険契約者に対してその効力を生じます。

6. 本条の規定により当会社が保険契約にもとづく支払金を保険契約者代理人に支払ったときは、その後当該支払金の請求を受けても、当会社は、これを重複しては支払いません。
7. 本条の規定により保険契約者代理人が手続きを行う場合で、主約款、各特約の特約条項およびこの特約の特約条項の規定にもとづき必要な事項の確認を行う際、本条に定める保険契約者代理人が、正当な理由がなく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、当会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負いません。また、その間は保険契約にもとづく支払金を支払いません。
8. 保険金等の支払を行った際に主契約がその支払事由に該当した時に消滅したものとみなす場合で支払事由該当後にこの特約を付加した場合または保険金等がすえ置かれている場合も、保険契約者代理人による手続きを取り扱います。
9. 保険金等の支払を行った際に主契約がその支払事由に該当した時に消滅したものとみなす場合で、支払事由該当後に保険契約者代理人の変更が行われていたときは、変更後の保険契約者代理人による手続きを取り扱います。
10. 保険契約者代理人が手続きを行う際に、当会社は、被保険者および保険金等の受取人またはその一方からの同意を求めることがあります。同意を求めた場合に被保険者または保険金等の受取人がその同意に応じなかったときは、保険契約者代理人は手続きを行うことができません。
11. 保険契約者代理人が手続きを行う際に保険契約者代理人から申出があり、当会社が認めたときは、当会社はこの特約が付加されている保険契約に関する情報について、当会社の定める取扱にもとづき、保険契約者代理人に対して開示することができます。

第4条（保険契約者代理人の変更）

保険契約者は、当会社の承諾を得て、保険契約者代理人を変更することができます。この場合、保険契約者は、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。

第5条（解除等の通知）

この特約を付加した場合、主契約または各特約の告知義務違反による解除、重大事由による解除および被保険者が責任開始期前に認知症と診断されたこと等により認知症保険金が支払われない場合における消滅等の通知について、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、主約款または各特約の特約条項に定める通知先のほか、保険契約者代理人に通知することができます。

第6条（特約の解約）

保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

第7条（特約の消滅とみなす場合）

つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 保険契約者、保険契約者代理人または後継保険契約者が死亡したとき
- (2) 保険契約者が変更されたとき

第8条（主約款および各特約の特約条項の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款および各特約の特約条項の規定を準用します。

第9条（こども学資保険（H7）、5年ごと配当付こども学資保険、5年ごと配当付こども学資保険（2014）またはこども学資保険（2018）に付加した場合の特則）

この特約をこども学資保険（H7）、5年ごと配当付こども学資保険、5年ごと配当付こども学資保険（2014）またはこども学資保険（2018）に付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 第1条（特約の付加）第3項の規定により指定する保険契約者代理人は後継保険契約者と同一人とします。
- (2) 第4条（保険契約者代理人の変更）の規定は適用しません。
- (3) この特約を付加した場合、主契約に付加されている被保険者が受取人となる保険金等の代理請求特約および指定代理請求特約は、この特約の付加日の前日に消滅したものとします。

第10条（主契約に保険料払込免除特約（契約者型）が付加されている場合の特則）

主契約に保険料払込免除特約（契約者型）が付加されている場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 第1条（特約の付加）第3項の規定により指定する保険契約者代理人は後継保険契約者と同一人とします。
- (2) 第4条（保険契約者代理人の変更）の規定は適用しません。

第11条（主契約に被保険者が受取人となる保険金等の代理請求特約または指定代理請求特約が付加されている場合の特則）

主契約に被保険者が受取人となる保険金等の代理請求特約または指定代理請求特約が付加されている場合で、保険契約者と被保険者が同一人であるときは、第2条（保険契約者代理人が行うことのできる手続き）第1項第2号に定める保険契約者代理人が行うことのできる手続きは、主約款および各特約の特約条項の規定により保険契約者が受取人と定められた保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付（すえ置かれた保険金等を含みます。）の請求とします。ただし、主約款および各特約の特約条項の保険金等の支払方法の選択に関する規定は適用しません。

別表1 請求書類

項目	必要書類
1 保険契約者代理人による手続き	(1) 主約款および各特約の特約条項に定める手続きの請求書類 (2) 保険契約者が手続きを自ら行うことができない特別な事情を示す書類 (3) 保険契約者および保険契約者代理人の戸籍抄本 (4) 保険契約者の住民票 (5) 保険契約者代理人の住民票と印鑑証明書 (6) 保険契約者代理人が保険契約者と同居または生計を一にしている者であるときは、その事実を証する書類 (7) 保険契約者代理人が保険契約者の財産管理を行っている者であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証する書類
2 保険契約者代理人の変更	(1) 当会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

(注) 1. 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることができます。
2. 当会社は、請求書類について、書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることができます。

指定代理請求特約条項

(2026年1月2日改正)

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の被保険者が受取人となる保険金等について、その受取人が保険金等を自ら請求できない特別な事情があるときに、保険契約者があらかじめ指定した指定代理請求人による保険金等の請求を可能とすることを主な内容とするものです。

第1条（特約の付加）

1. 保険契約者は、主契約の契約日以後、当会社の定める取扱にもとづき、主契約の被保険者の同意および当会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
2. この特約を主契約の契約日後に付加する場合には、保険契約者は、この特約の付加に関する書類を提出してください。この場合、その書類を当会社の本店または当会社の指定した場所で受け付けた日をこの特約の付加日とします。

第2条（特約の対象となる保険金等）

この特約による代理請求の対象となる保険金等（以下「保険金等」といいます。）は、この特約が付加されている主契約および主契約に付加されている特約（この特約を除き、以下「各特約」といいます。）におけるつぎのものとします（あわせて支払われる諸支払金を含みます。）。

- (1) 主契約の被保険者が受取人となる保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付（すえ置かれた保険金等を含みます。）
- (2) 主契約の被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料払込の免除
- (3) 主契約の被保険者と保険契約者が同一人である場合の契約者配当金（積み立てられた契約者配当金を含みます。）

第3条（指定代理請求人等による保険金等の代理請求）

1. 保険金等の受取人（保険料払込の免除の場合は保険契約者。以下同じ。）が保険金等を自ら請求できないつぎのいずれかに該当する特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定または第4条（指定代理請求人の変更）の規定により変更した指定代理請求人が、請求に必要な書類（別表1）および特別な事情を示す書類（別表1）を提出して、保険金等の受取人の代理人としてその保険金等を請求することができます。この場合、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）および各特約の特約条項の保険金等の支払方法の選択に関する規定は適用しません。

- (1) 保険金等の請求を行う意思表示が困難であると当会社が認めた場合
(2) 悪性新生物等の当会社が認める傷病名の告知を受けていない場合
(3) その他第1号および第2号に準じる状態であると当会社が認めた場合

2. 第1項の規定により指定代理請求人が保険金等の請求を行う場合、指定代理請求人は請求時にあいてつぎのいずれかに該当することを要します。

- (1) つぎの範囲内の者
 - (ア) 主契約の被保険者の戸籍上の配偶者
 - (イ) 主契約の被保険者の直系血族
 - (ウ) 主契約の被保険者の3親等内の血族
 - (I) 主契約の被保険者と同居または生計を一にしている主契約の被保険者の3親等内の親族
- (2) つぎの範囲内の者。ただし、当会社所定の書類（別表1）によりその事実が確認でき、かつ、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき相当な関係があると当会社が認めた者に限ります。
 - (ア) 第1号(I)以外の者で、主契約の被保険者と同居または生計を一にしている者
 - (イ) 主契約の被保険者の財産管理を行っている者
 - (ウ) その他主契約の被保険者と同居もししくは生計を一にしている者または主契約の被保険者の財産管理を行っている者と同等の関係にある者

3. 第1項および第2項の規定により保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができる指定代理請求人がいない場合は、つぎのいずれかに該当する主契約の死亡保険金受取人（主契約の死亡保険金受取人が死亡したことにより、主約款の規定にもとづき、主契約の死亡保険金受取人となつた者を除きます。）が、請求に必要な書類（別表1）および特別な事情を示す書類（別表1）を提出して、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。

- (1) 主契約の被保険者の戸籍上の配偶者
(2) 主契約の被保険者の直系血族
(3) 主契約の被保険者の3親等内の血族
(4) 主契約の被保険者と同居または生計を一にしている者

4. 第1項から第3項までの規定にかかわらず、故意に保険金等の支払事由を生じさせた者または故意に保険金等の受取人を第1項各号に定める状態に該当させた者は、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができません。

5. 第3項の規定により保険金等を請求する場合、第3項各号に該当する主契約の死亡保険金受取人が2人以上のときは、当該受取人は共同して請求してください。

6. 指定代理請求人または主契約の死亡保険金受取人の変更が行われた場合、変更を行った後は、変更前に請求可能な保険金等があっても、変更を行う前の指定代理請求人または主契約の死亡保険金受取人による保険金等の代理請求は取り扱いません。
7. 本条の規定により当会社が保険金等を保険金等の受取人の代理人に支払ったときは、その後保険金等の請求を受けても、当会社は、これらを重複しては支払いません。
8. 本条の規定により保険金等を請求する場合で、主約款および各特約の特約条項の規定にもとづき必要な事項の確認を行う際、本条に定める代理人が、正当な理由がなく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、当会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。
9. 保険金等の支払を行った際に主契約がその支払事由に該当した時に消滅したものとみなす場合で支払事由該当後にこの特約を付加した場合または保険金等がすえ置かれている場合も、保険金等の代理請求については、この特約条項に定めるところにより取り扱います。
10. 保険金等の支払を行った際に主契約がその支払事由に該当した時に消滅したものとみなす場合で、支払事由該当後に指定代理請求人または主契約の死亡保険金受取人の変更が行われていたときは、変更後の指定代理請求人または主契約の死亡保険金受取人による代理請求を取り扱います。

第4条（指定代理請求人の変更）

保険契約者は、主契約の被保険者の同意および当会社の承諾を得て、指定代理請求人を変更することができます。この場合、保険契約者は、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。

第5条（解除等の通知）

この特約を付加した場合、主契約または各特約の告知義務違反による解除、重大事由による解除および被保険者が責任開始期前に認知症と診断されたこと等により認知症保険金が支払われない場合における消滅等の通知について、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、主約款または各特約の特約条項に定める通知先のほか、指定代理請求人に通知することができます。

第6条（特約の解約）

保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

第7条（主約款および各特約の特約条項に定める保険金等の代理請求等の取扱）

この特約を付加した場合、保険金等の代理請求については、この特約条項に定めるところにより取り扱います。この場合、主約款および各特約の特約条項の規定による保険金等の代理請求ならびに指定代理請求人の指定および変更は取り扱いません。また、この特約の付加の際、主契約または各特約について指定代理請求人が指定されているときは、当該指定代理請求人の指定は取り消されたものとします。

第8条（主契約に付加されている被保険者が受取人となる保険金等の代理請求特約等の取扱）

この特約を付加した場合、主契約に付加されている被保険者が受取人となる保険金等の代理請求特約および高度障害保険金等の代理請求特約は、この特約の付加日の前日に消滅したものとします。

第9条（主約款および各特約の特約条項の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款および各特約の特約条項の規定を準用します。

第10条（こども学資保険に付加した場合の特則）

この特約をこども学資保険に付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中「主契約の被保険者」とあるのは「保険契約者」と読み替えます。
- (2) 主約款の規定による保険料払込の免除については、保険契約者が請求する場合に限り、第2条（特約の対象となる保険金等）に定めるこの特約の対象となる保険金等に含みます。
- (3) 本特約条項中「死亡保険金受取人」とあるのは「被保険者」と読み替えます。

第11条（こども学資保険（H7）、5年ごと配当付こども学資保険、5年ごと配当付こども学資保険（2014）またはこども学資保険（2018）に付加した場合の特則）

この特約をこども学資保険（H7）、5年ごと配当付こども学資保険、5年ごと配当付こども学資保険（2014）またはこども学資保険（2018）に付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「後継保険契約者」と読み替えます。
- (2) すでに保険契約者が死亡しているときは、本特約条項中「保険契約者」とあるのは「後継保険契約者」と読み替えます。
- (3) 第10条（こども学資保険に付加した場合の特則）第1号および第2号の規定は、本条の場合に適用します。

第12条（終身保険（S62）または新種終身保険に付加した場合の特則）

この特約を終身保険（S62）または新種終身保険に付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 主契約に夫婦年金移行特約を付加した場合には、つぎのとおりとします。
 - (ア) 第1条（特約の付加）および第4条（指定代理請求人の変更）中「主契約の被保険者」とあるのは「第1被保険者

- および第2被保険者」と読み替えます。
- (1) 第2条(特約の対象となる保険金等)および第3条(指定代理請求人等による保険金等の代理請求)中「主契約の被保険者」とあるのは夫婦年金移行特約条項中「第1被保険者」をいいます。
 - (2) 夫婦年金移行特約条項の規定により支払われる年金については、第2被保険者が受取人となる場合でも、第2条に定めるこの特約の対象となる保険金等に含みます。第2被保険者が受取人となる年金の代理請求の場合、第3条中「主契約の被保険者」とあるのは夫婦年金移行特約条項中「第2被保険者」をいいます。
 - (2) 主契約に夫婦介護割増年金移行特約または夫婦介護割増年金移行特約(H13)を付加した場合には、第1号の規定を適用します。この場合、第1号中「夫婦年金移行特約」とあるのは「夫婦介護割増年金移行特約」または「夫婦介護割増年金移行特約(H13)」と、「夫婦年金移行特約条項」とあるのは「夫婦介護割増年金移行特約条項」または「夫婦介護割増年金移行特約条項(H13)」と、第1号(ウ)中「年金」とあるのは「特約年金、介護給付金および介護割増年金」と読み替えます。

第13条(終身年金保険「長寿年金」、変額個人年金保険、積立利率変動型個人年金保険、5年ごと配当付個人年金保険、5年ごと利差配当付個人年金保険、個人年金保険(2018)、指數連動型個人年金保険(無配当)2024、5年ごと配当付介護年金保険(解約返還金なし型)、特定状態収入保障保険(無解約返還金)(2018)または介護年金保険(無解約返還金)(2018)に付加した場合の特則)

この特約を終身年金保険「長寿年金」、変額個人年金保険、積立利率変動型個人年金保険、5年ごと配当付個人年金保険、5年ごと利差配当付個人年金保険、個人年金保険(2018)、指數連動型個人年金保険(無配当)2024、5年ごと配当付介護年金保険(解約返還金なし型)、特定状態収入保障保険(無解約返還金)(2018)または介護年金保険(無解約返還金)(2018)に付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中「保険契約者」とあるのは主契約の年金支払開始日以後においては「主契約の年金受取人」と読み替えます。
- (2) 本特約条項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。

第14条(5年ごと配当付生存保障重視型個人年金保険または生存保障重視型個人年金保険(2018)に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付生存保障重視型個人年金保険または生存保障重視型個人年金保険(2018)に付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中「保険契約者」とあるのは主契約の年金支払開始日以後においては「主契約の年金受取人」と読み替えます。
- (2) 本特約条項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡返還金受取人」と読み替えます。

第15条(遺族保障付個人年金保険、5年ごと配当付生活障害年金定期保険または生活障害年金定期保険(2018)に付加した場合の特則)

この特約を遺族保障付個人年金保険、5年ごと配当付生活障害年金定期保険または生活障害年金定期保険(2018)に付加した場合には、本特約条項中「保険契約者」とあるのは、主契約の年金支払開始日以後においては「主契約の年金受取人」と読み替えます。

第16条(個人年金保険、個人年金保険(S62)、個人年金保険(H8)または生存保障型個人年金保険に付加した場合の特則)

この特約を個人年金保険、個人年金保険(S62)、個人年金保険(H8)または生存保障型個人年金保険に付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 主契約に夫婦年金特約を付加した場合には、特約年金支払開始日以後においては、つぎのとおりとします。
 - (ア) 本特約条項中「保険契約者」とあるのは「特約年金受取人」と読み替えます。
 - (イ) 第1条(特約の付加)および第4条(指定代理請求人の変更)中「主契約の被保険者」とあるのは「第1被保険者および第2被保険者」と読み替えます。
 - (ウ) 第2条(特約の対象となる保険金等)および第3条(指定代理請求人等による保険金等の代理請求)中「主契約の被保険者」とあるのは夫婦年金特約条項中「第1被保険者」をいいます。
- (1) 夫婦年金特約条項の規定により支払われる特約年金については、第2被保険者が受取人となる場合でも、第2条に定めるこの特約の対象となる保険金等に含みます。第2被保険者が受取人となる特約年金の代理請求の場合、第3条中「主契約の被保険者」とあるのは夫婦年金特約条項中「第2被保険者」をいいます。
- (2) 主契約に介護割増年金特約または介護割増年金特約(H13)を付加した場合には、特約年金支払開始日以後においては、本特約条項中「保険契約者」とあるのは「特約年金受取人」と読み替えます。
- (3) 主契約に夫婦介護割増年金特約または夫婦介護割増年金特約(H13)を付加した場合には、第1号の規定を適用します。この場合、第1号中「夫婦年金特約」とあるのは「夫婦介護割増年金特約」または「夫婦介護割増年金特約(H13)」と、「夫婦年金特約条項」とあるのは「夫婦介護割増年金特約条項」または「夫婦介護割増年金特約条項(H13)」と、第1号(イ)中「特約年金」とあるのは「特約年金、介護給付金および介護割増年金」と読み替えます。
- (4) 第13条(終身年金保険「長寿年金」、変額個人年金保険、積立利率変動型個人年金保険、5年ごと配当付個人年金保険、5年ごと利差配当付個人年金保険、個人年金保険(2018)、指數連動型個人年金保険(無配当)2024、5年ごと配当付介護年金保険(解約返還金なし型)、特定状態収入保障保険(無解約返還金)(2018)または介護年金保険(無解約返還金)(2018)に付加した場合の特則)の規定は、本条の場合に適用します。

第17条（変額保険（終身型）に付加した場合の特則）

この特約を変額保険（終身型）に付加した場合で、主契約に夫婦年金移行特約を付加したときは、第12条（終身保険（S62）または新種終身保険に付加した場合の特則）第1号の規定を適用します。

第18条（5年ごと配当付終身保険、5年ごと配当付更新型終身移行保険、5年ごと利差配当付終身保険または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと配当付終身保険、5年ごと配当付更新型終身移行保険、5年ごと利差配当付終身保険または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 主契約に5年ごと配当付夫婦年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合には、つぎのとおりとします。
 - (ア) 第1条（特約の付加）および第4条（指定代理請求人の変更）中「主契約の被保険者」とあるのは「第1被保険者」および「第2被保険者」と読み替えます。
 - (イ) 第2条（特約の対象となる保険金等）および第3条（指定代理請求人等による保険金等の代理請求）中「主契約の被保険者」とあるのは5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項中「第1被保険者」をいいます。
 - (ウ) 5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項の規定により支払われる特約年金については、第2被保険者が受取人となる場合でも、第2条に定めるこの特約の対象となる保険金等に含みます。第2被保険者が受取人となる特約年金の代理請求の場合、第3条中「主契約の被保険者」とあるのは5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項中「第2被保険者」をいいます。
- (2) 主契約に5年ごと配当付夫婦介護費増年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦介護費増年金移行特約（H13）を付加した場合には、第1号の規定を適用します。この場合、第1号中「5年ごと配当付夫婦年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦介護費増年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約（H13）」と、「5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付夫婦介護費増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦介護費増年金移行特約条項（H13）」と、第1号(ウ)中「特約年金」とあるのは「特約年金、介護給付金および介護費増年金」と読み替えます。

第19条（予定利率変動型無配当個人年金保険に付加した場合の特則）

この特約を予定利率変動型無配当個人年金保険に付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 主約款に定める夫婦年金への変更の特則による夫婦年金への変更を選択した場合には、つぎのとおりとします。
 - (ア) 第1条（特約の付加）および第4条（指定代理請求人の変更）中「主契約の被保険者」とあるのは「第1被保険者」および「第2被保険者」と読み替えます。
 - (イ) 第2条（特約の対象となる保険金等）および第3条（指定代理請求人等による保険金等の代理請求）中「主契約の被保険者」とあるのは夫婦年金への変更の特則中「第1被保険者」をいいます。
 - (ウ) 夫婦年金については、第2被保険者が受取人となる場合でも、第2条に定めるこの特約の対象となる保険金等に含みます。第2被保険者が受取人となる夫婦年金の代理請求の場合、第3条中「主契約の被保険者」とあるのは「第2被保険者」をいいます。
- (2) 第13条（終身年金保険「長寿年金」、変額個人年金保険、積立利率変動型個人年金保険、5年ごと配当付個人年金保険、5年ごと利差配当付個人年金保険、個人年金保険（2018）、指数連動型個人年金保険（無配当）2024、5年ごと配当付介護年金保険（解約返還金なし型）、特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）または介護年金保険（無解約返還金）（2018）に付加した場合の特則）の規定は、本条の場合に適用します。

第20条（5年ごと配当付介護年金終身保障保険または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと配当付介護年金終身保障保険または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中「保険契約者」とあるのは主契約の年金支払開始日以後においては「主契約の年金受取人」と読み替えます。
- (2) 本特約条項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。
- (3) 第18条（5年ごと配当付終身保険、5年ごと配当付更新型終身移行保険、5年ごと利差配当付終身保険または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合の特則）第1号の規定は、本条の場合に適用します。

第21条（引出機能付災害6割加算型変額年金保険、引出機能付災害4割加算型変額年金保険、引出機能付災害2割加算型変額年金保険、災害5割加算型変額年金保険、災害3割加算型変額年金保険または災害1割加算型変額年金保険に付加した場合の特則）

この特約を引出機能付災害6割加算型変額年金保険、引出機能付災害4割加算型変額年金保険、引出機能付災害2割加算型変額年金保険、災害5割加算型変額年金保険、災害3割加算型変額年金保険または災害1割加算型変額年金保険に付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 主契約に夫婦年金特約を付加した場合には、特約年金支払開始日以後においては、つぎのとおりとします。
 - (ア) 本特約条項中「保険契約者」とあるのは「特約年金受取人」と読み替えます。
 - (イ) 第1条（特約の付加）および第4条（指定代理請求人の変更）中「主契約の被保険者」とあるのは「第1被保険者」および「第2被保険者」と読み替えます。
 - (ウ) 第2条（特約の対象となる保険金等）および第3条（指定代理請求人等による保険金等の代理請求）中「主契約の

- 「被保険者」とあるのは夫婦年金特約条項中「第1被保険者」をいいます。
- (1) 夫婦年金特約条項の規定により支払われる特約年金については、第2被保険者が受取人となる場合でも、第2条に定めるこの特約の対象となる保険金等に含みます。第2被保険者が受取人となる特約年金の代理請求の場合、第3条中「主契約の被保険者」とあるのは夫婦年金特約条項中「第2被保険者」をいいます。
 - (2) 主契約に介護割増年金特約（H13）を付加した場合には、特約年金支払開始日以後においては、本特約条項中「保険契約者」とあるのは「特約年金受取人」と読み替えます。
 - (3) 主契約に夫婦介護割増年金特約（H13）を付加した場合には、第1号の規定を適用します。この場合、第1号中「夫婦年金特約」とあるのは「夫婦介護割増年金特約（H13）」と、「夫婦年金特約条項」とあるのは「夫婦介護割増年金特約条項（H13）」と、第1号(1)中「特約年金」とあるのは「特約年金、介護給付金および介護割増年金」と読み替えます。
 - (4) 第13条（終身年金保険「長寿年金」、変額個人年金保険、積立利率変動型個人年金保険、5年ごと配当付個人年金保険、5年ごと利差配当付個人年金保険、個人年金保険（2018）、指數連動型個人年金保険（無配当）2024、5年ごと配当付介護年金保険（解約返還金なし型）、特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）または介護年金保険（無解約返還金）（2018）に付加した場合の特則）の規定は、本条の場合に適用します。

第22条（5年ごと配当付終身医療保険または5年ごと利差配当付終身医療保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと配当付終身医療保険または5年ごと利差配当付終身医療保険に付加した場合には、本特約条項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。

第23条（引出機能付災害2割加算型変額年金保険（H16）に付加した場合の特則）

この特約を引出機能付災害2割加算型変額年金保険（H16）に付加した場合には、第16条（個人年金保険、個人年金保険（S62）、個人年金保険（H8）または生存保障型個人年金保険に付加した場合の特則）第1号および第4号の規定を適用します。

第24条（無配当終身医療保険、総合医療保険（無解約返還金）（2018）、生活習慣病入院保険（無解約返還金）（2018）、女性特定疾病入院保険（無解約返還金）（2018）、特定損傷保険（無解約返還金）（2018）、先進医療保険（無解約返還金）（2018）、女性特定治療保険（無解約返還金）（2018）、認知症保険（無解約返還金）（2019）、就業不能保険（無解約返還金）（2019）、総合医療一時金保険（無解約返還金）（2021）、入院一時金保険（限定告知型）（無解約返還金）（2021）、3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）、生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024、継続入院所得保障保険（無解約返還金）2025または要支援・介護保険（無解約返還金）2025に付加した場合の特則）

この特約を無配当終身医療保険、総合医療保険（無解約返還金）（2018）、生活習慣病入院保険（無解約返還金）（2018）、女性特定疾病入院保険（無解約返還金）（2018）、特定損傷保険（無解約返還金）（2018）、先進医療保険（無解約返還金）（2018）、女性特定治療保険（無解約返還金）（2018）、認知症保険（無解約返還金）（2019）、就業不能保険（無解約返還金）（2019）、総合医療一時金保険（無解約返還金）（2021）、入院一時金保険（限定告知型）（無解約返還金）（2021）、3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、軽度3大疾病・介護・身体障害保険（無解約返還金）2022、3大疾病・介護・身体障害終身保険（2024）、生活習慣病重症化予防応援保険（無解約返還金）2024、継続入院所得保障保険（無解約返還金）2025または要支援・介護保険（無解約返還金）2025に付加した場合には、本特約条項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡時支払金受取人」と読み替えます。

第25条（無配定期医療保険に付加した場合の特則）

この特約を無配定期医療保険に付加した場合には、本特約条項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡返還金受取人」と読み替えます。

第26条（「家族」所得保障保険（無解約返還金）2022に付加した場合の特則）

この特約を「家族」所得保障保険（無解約返還金）2022に付加した場合には、本特約条項中「死亡保険金受取人」とあるのは「家族年金受取人」と読み替えます。

第27条（3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022または介護・身体障害所得保障保険（無解約返還金）2022に付加した場合の特則）

この特約を3大疾病所得保障保険（無解約返還金）2022または介護・身体障害所得保障保険（無解約返還金）2022に付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中「保険契約者」とあるのは主契約の年金支払開始日以後においては「主契約の年金受取人」と読み替えます。
- (2) 本特約条項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡時支払金受取人」と読み替えます。

第28条（主契約に保険料払込免除特約（契約者型）が付加されている場合の特則）

主契約に保険料払込免除特約（契約者型）が付加されている場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは保険料払込免除特約（契約者型）条項においては「後継保険契約者」をいいます。
- (2) すでに保険契約者が死亡しているときは、本特約条項中「保険契約者」とあるのは「後継保険契約者」と読み替えます。

(3) 保険料払込免除特約（契約者型）条項の規定による保険料払込の免除については、保険契約者が請求する場合に限り、第2条（特約の対象となる保険金等）に定めるこの特約の対象となる保険金等に含みます。この保険料払込の免除の代理請求の場合、第3条（指定代理請求人等による保険金等の代理請求）中「主契約の被保険者」とあるのは「保険契約者」と読み替えます。

第29条（主契約に保険契約者代理特約が付加されている場合の特則）

主契約に保険契約者代理特約が付加されている場合で、主契約の被保険者と保険契約者が同一人であるときは、第2条（特約の対象となる保険金等）に定める代理請求の対象となる保険金等からつぎのもの（あわせて支払われる諸支払金を含みます。）を除きます。

- (1) 主約款および各特約の特約条項の規定により保険契約者が受取人と定められた保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付（すえ置かれた保険金等を含みます。）
- (2) 保険料払込の免除
- (3) 契約者配当金（積み立てられた契約者配当金を含みます。）

別表1 請求書類

項目	必要書類
1 保険金等の代理請求	(1) 主約款および各特約の特約条項に定める保険金等の請求書類 (2) 保険金等の受取人が保険金等を自ら請求できない特別な事情を示す書類 (3) 主契約の被保険者および代理人の戸籍抄本 (4) 主契約の被保険者の住民票 (5) 代理人の住民票と印鑑証明書 (6) 代理請求を行う者が主契約の被保険者と同居したまたは生計を一にしている者であるときは、その事実を証する書類 (7) 代理請求を行う者が主契約の被保険者の財産管理を行っている者であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証する書類
2 指定代理請求人の変更	(1) 当会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

(注) 1. 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることができます。
2. 当会社は、請求書類について、書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることができます。

保険料口座振替特約条項

(2026年1月2日改正)

第1条（特約条項の適用）

- この特約条項は、保険契約の締結の際または保険料払込期間中において、保険契約者から申出があり、かつ、当会社がこれを承諾した場合に適用されます。
- この特約条項を適用する場合には、つぎの条件を満たすことを要します。
 - 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が当会社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等（以下「提携金融機関」といいます。）に設置してあること
 - 保険契約者が提携金融機関に対し、指定口座から当会社の口座へ保険料の口座振替を委任していること

第2条（契約日の特則）

- 月払の保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合の契約日は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款の規定にかかわらず、当会社が責任を開始する日の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
- 当会社が責任を開始する日から契約日の前日までの間に、当会社が主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）および特約条項の規定にもとづいて保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付を支払いまたは保険料の払込を免除すべき事由が発生したときは、当会社は、当会社が責任を開始する日から契約日の前日までの間についても保険期間その他保険契約に関する期間および第1保険年度とみなして、主約款および特約条項の規定を適用します。
- 認知症保険（無解約返還金）（2019）契約について、第2項の規定を適用する場合には、契約日に認知症保険金の支払事由に該当したものとみなします。
- 変額保険（有期型）契約、変額保険（終身型）契約または予定利率変動型無配当個人年金保険契約の場合には、第1項および第2項の規定は適用しません。

第3条（保険料の払込）

- 保険料は、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める払込期月中の当会社の定めた日（以下「振替日」といいます。ただし、この定めた日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日を振替日とします。）に指定口座から保険料相当額を当会社の口座に振り替えることによって、当会社に払い込まれるものとします。
- 第1項の場合、振替日に保険料の払込があったものとし、その日をもって保険料の払込のあった日とします。
- 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は当会社に対しその振替順序を指定できないものとします。
- 保険契約者は、払い込むべき保険料相当額を指定口座にあらかじめ預け入れておくことを要します。

第4条（保険料口座振替不能の場合の取扱）

- 振替日に保険料の口座振替が不能となった場合は、つぎのとおり取り扱います。
 - 月払契約の場合、翌月分の振替日に再度翌月分と合わせて2ヵ月分の保険料の口座振替を行います。
 - 主約款に定める保険料の継続一括払の特則が適用されている月払契約の場合、振替日の翌月の応当日に再度口座振替を行います。
 - 年一括払契約、半年一括払契約、年払契約または半年払契約の場合、振替日の翌月の応当日に再度口座振替を行います。
- 第1項の規定による保険料口座振替が不能の場合には、保険契約者は、主約款に定める保険料払込の猶予期間内につきの金額を当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込んでください。
 - 第1項第1号および第3号の場合には、払込期月が到来している保険料
 - 第1項第2号の場合には、一括払すべき保険料

第5条（諸変更）

- 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している金融機関を他の提携金融機関に変更することができます。この場合、あらかじめ当会社および当該金融機関に申し出てください。
- 保険契約者が口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ当会社および当該提携金融機関に申し出て他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。
- 提携金融機関が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、当会社はその旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は指定口座を他の提携金融機関に変更するか他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。
- 当会社は、当会社または提携金融機関の事情により振替日を変更することがあります。この場合、当会社はその旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第6条（特約の消滅）

- つぎの場合には、この特約は効力を失います。
 - 保険契約が消滅または失効したとき
 - 保険料の前納を行ったとき

- (3) 保険料の一括払を行ったとき
 - (4) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (5) 他の保険料の払込方法（経路）に変更したとき
 - (6) 第1条（特約条項の適用）第2項に定める条件に該当しなくなったとき
2. 第1項第3号の規定にかかわらず、つぎの場合には、この特約は消滅しません。
- (1) 主約款に定める保険料の継続一括払の特則の規定により保険料を一括払したとき
 - (2) 保険契約者から、保険料の一括払後も引き続きこの特約を適用する旨の申出があつたとき
 - (3) 主契約の契約者配当金の支払方法が保険料と相殺する方法の保険契約で、保険料の一括払の取扱を行つたとき

第7条（主約款の適用）

この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を適用します。

第8条（契約日が2018年4月1日以前の主契約に付加した場合の特則）

この特約を契約日が2018年4月1日以前の主契約に付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) この特約条項を適用する月払の保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。
- (2) 第1号の規定にかかわらず、第6条（特約の消滅）第2項の場合は当会社の定める取扱にもとづき取り扱います。
- (3) つぎのいずれかの保険契約である場合には、第1号の規定を適用しません。
 - (ア) 医療保障保険（個人型）
 - (イ) 5年ごと配当付こども学資保険（2014）
 - (ウ) 5年ごと配当付生活障害年金定期保険
 - (エ) 5年ごと配当付個人年金保険
 - (オ) 5年ごと配当付生存保障重視型個人年金保険
 - (カ) 5年ごと利差配当付個人年金保険
 - (キ) 予定利率変動型無配当個人年金保険

第9条（契約日が2026年1月1日以前の主契約に付加した場合または追加したパッケージ内契約に付加した場合の特則）

- 1. この特約を契約日が2026年1月1日以前の主契約に付加した場合には、この特約は、第6条（特約の消滅）第1項各号に掲げる場合に加えて、保険料の自動貸付を行つたときについても効力を失います。
- 2. 契約日が2026年1月1日以前の保険契約にパッケージ内契約を追加した場合で、かつ、その追加したパッケージ内契約にこの特約を付加した場合には、第1項の規定を準用します。

【ご加入の生命保険に関するお手続き・お問い合わせ】

第一生命コンタクトセンター

 0120-157-157

〈シニア専用フリーダイヤル〉

70歳以上のお客さまを対象としたフリーダイヤルです。直接コミュニケーターにつながり、ゆっくり丁寧に対応します。

 0120-085-085

受付時間

月～金曜日 9:00～18:00／土曜日 9:00～17:00
(祝日・年末年始を除く)

- 証券番号をあらかじめ確認のうえ、契約者ご本人さまからお願ひいたします。
- 受付時間が一部変更となっている場合があります。お手数ですが、当社ホームページにて最新の状況をご確認くださいますようお願いいたします。
- 月曜日など休日明けや土曜日は大変お電話が混み合い、つながりにくい場合がございますのでご了承ください。
- コンタクトセンターへのお電話は、当社業務の運営管理およびサービス充実の観点から録音させていただいておりますのでご了承ください。

第一生命保険株式会社

〒100-8411 東京都千代田区有楽町1-13-1

電話 03-3216-1211(大代表)

※お近くの第一生命の連絡先、店舗所在地については、当社ホームページをご覧ください。

説明事項ご確認のお願い

この冊子は、ご契約に伴う大切なことの記載したものですので、必ずご一読いただき、内容を十分に確認のうえ、ご契約をお申し込みいただくようお願いいたします。特に

●クーリング・オフ制度(ご契約の申し込みの 撤回またはご契約の解除)	14
●告知義務	18
●ご契約の成立と保障の責任開始期	21
●学資金などの請求方法	28
●学資金などをお支払いできない場合	30
●保険料の払い込み	34
●払込期月・猶予期間とご契約の効力	37
●失効取消制度	39
●解約と解約返還金	46

などは、ご契約に際してぜひご理解いただきたいことの記載です。説明の中で不明な点がありましたらコンタクトセンターまでご連絡ください。

第一生命保険株式会社

〒100-8411 東京都千代田区有楽町1-13-1

電話 03-3216-1211(大代表)

インターネットホームページ <https://www.dai-ichi-life.co.jp/>